

# ふみ みやこ 「文の京」 ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

## 子育て支援計画

文京区次世代育成支援行動計画  
文京区子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



文京区

# 目 次

---

## 第1章 計画策定の考え方

1	計画の目的	3
2	計画の性格・構成	4
3	計画の期間	5
4	計画の推進に向けて	6

## 第2章 計画の基本理念・基本目標

1	基本理念	11
2	基本目標	12

## 第3章 子どもの現状

1	人口等の推移	15
2	人口推計	19
3	就業率	20
4	子育て支援サービスの利用状況	23
5	子育て支援に関するニーズ調査結果	27

## 第4章 主要項目及びその方向性

1	子どもの健やかな成長の支援	37
2	子どもの生きる力・豊かな心の育成	37
3	地域社会全体で子どもを育む体制の構築	38
4	子育てと仕事の両立支援	38
5	子育ての心理的・経済的負担の軽減	39
6	子どもを守る安全・安心なまちづくりの推進	39

## 第5章 計画の体系・計画事業

1	計画の体系	43
2	計画事業	49

---

## 子ども・子育て支援事業計画

- 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方……………119
- 2 教育・保育提供区域の設定 ……………119
- 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制 ……………120
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 ……………124
- 5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び  
当該教育・保育の推進に関する体制の確保 ……………139
- 6 計画の推進体制と進行管理 ……………139

資料編 ……………143

# 第1章 計画策定の考え方





# 第1章 計画策定の考え方

## 1 計画の目的

急速な少子化の進行や保護者の就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化しており、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が制定されました。これらの法律に基づき、27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、幼児期の教育や保育などの量の拡充や質の向上を図ることとしています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村(特別区を含む)は、国が定めた「指針」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法が10年間延長されました。

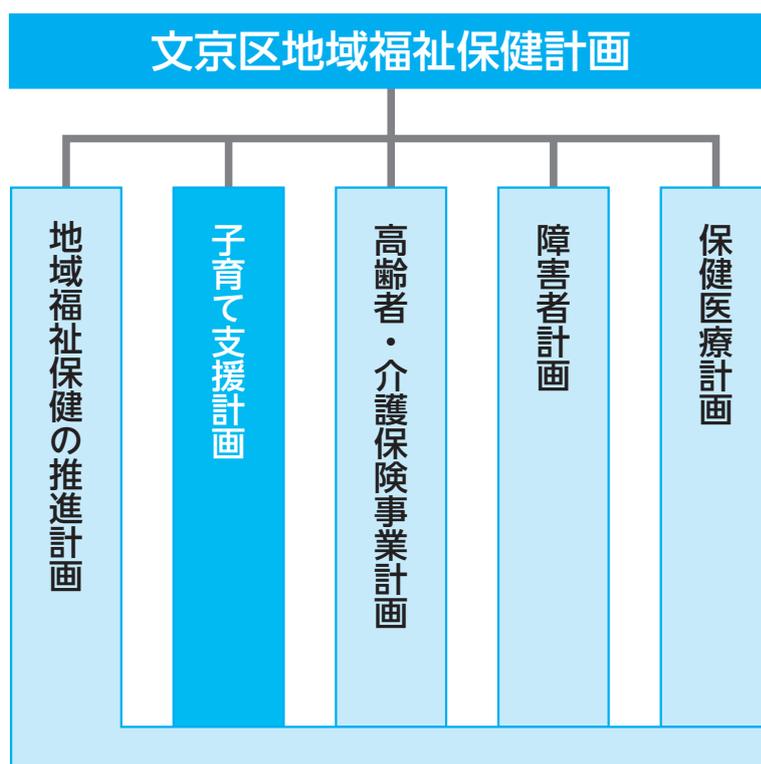
本区では、平成22年3月に策定した「子育て支援計画」(平成22年度～26年度)の最終年度を迎え、子育て支援施策の継続性とさらなる拡充が必要なことから、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとし、新たな「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)」(平成27年度～31年度)を策定します。この計画に基づき、子どもの健やかな成長の支援や地域社会全体で子どもを育む体制の構築などを推進し、地域の思いやりにあふれた「おせっかい」の輪の中で、みんなが楽しく育ち合えるまちを目指します。

## 2 計画の性格・構成

- 本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく文京区の行動計画としての性格を併せもつものです。
- また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	

- 分野別計画は、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「保健医療計画」及びすべての分野に共通するものや、地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5分野で構成しています。



### 3 計画の期間

- 本計画は、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間とします。

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
文京区基本構想(平成22年～平成32年)						
	文京区基本構想実施計画					
前回計画		文京区地域福祉保健計画			文京区子育て支援計画	

## 4 計画の推進に向けて

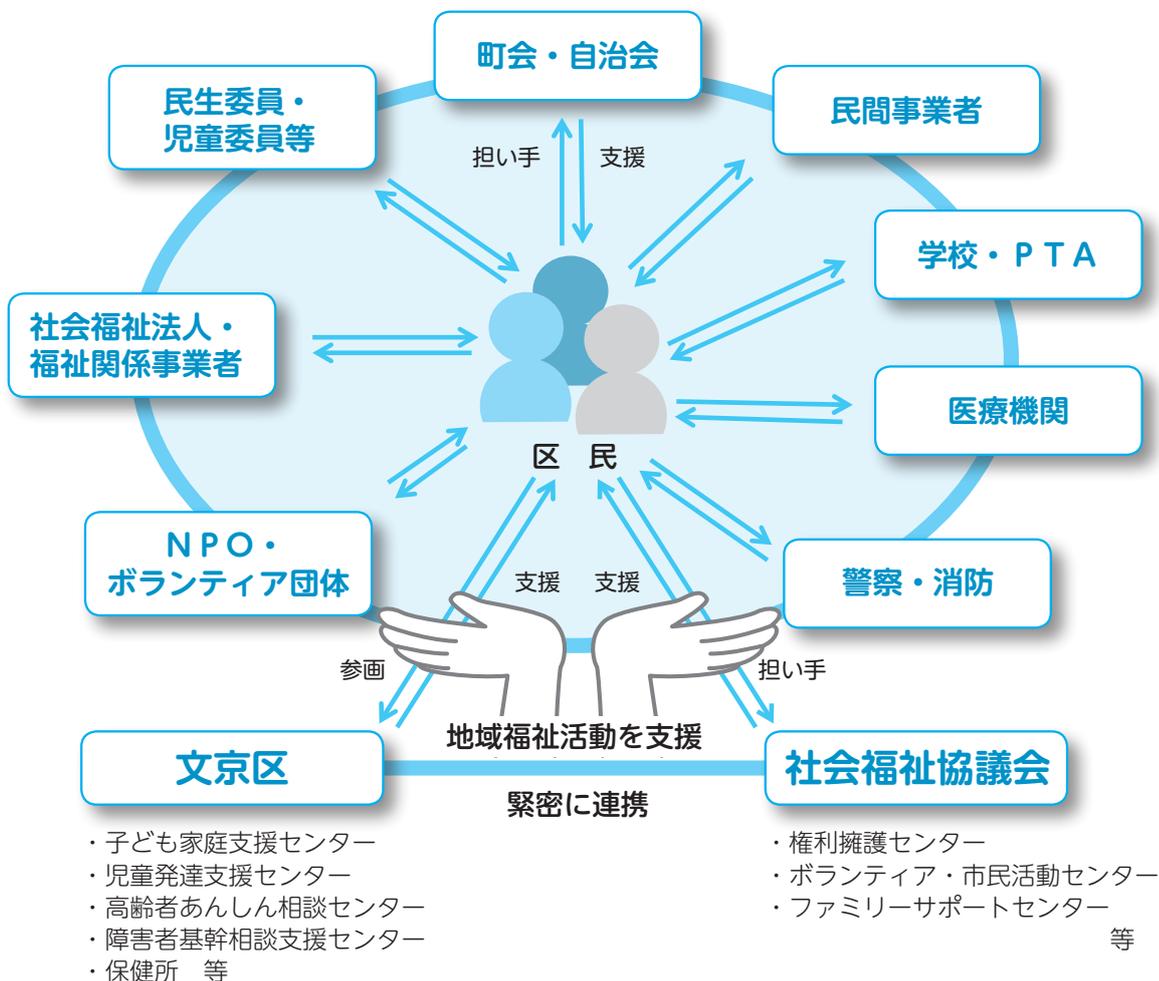
### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するといった地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を促進し、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

#### 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 3 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいいきいきサロン)
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援
- 5 福祉サービス利用援助事業
- 6 成年後見制度利用支援
- 7 災害ボランティア体制の整備
- 8 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 9 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)

そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

## (2) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。



## 第2章 計画の基本理念・基本目標





## 第2章 計画の基本理念・基本目標

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づいて子育て支援施策を推進していきます。

### 1 基本理念

#### ○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

#### ○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

#### ○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション<sup>1</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>2</sup>の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

#### ○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

#### ○区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、NPO、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

#### ○男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

1 ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

2 ソーシャルインクルージョン すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

## 2 基本目標

---

- **だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。**
- **だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。**

# 第3章 子どもの現状





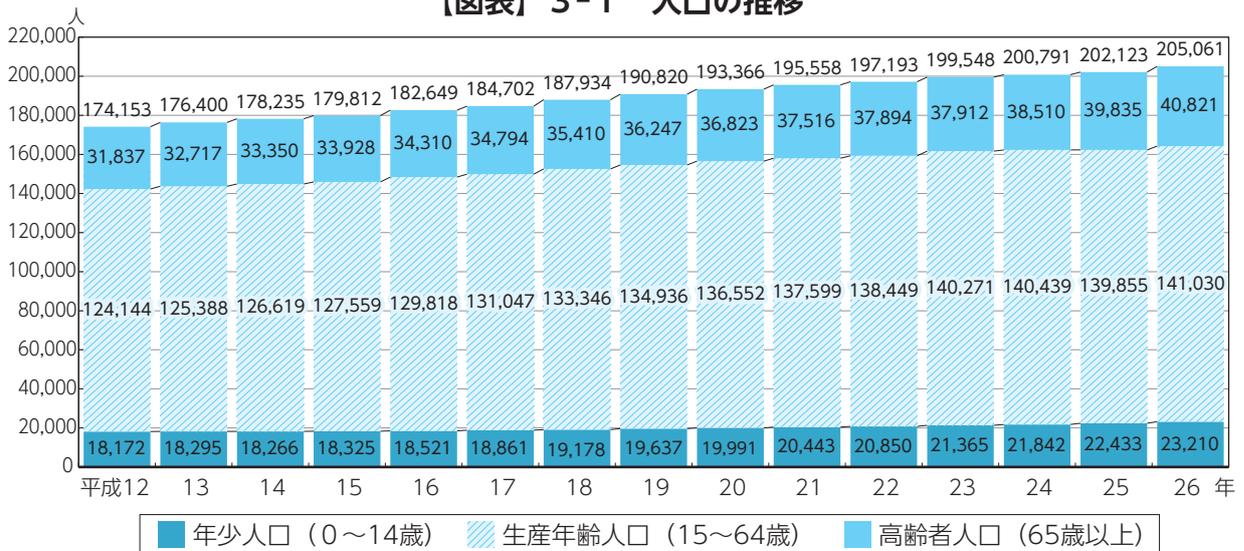
# 第3章 子どもの現状

## 1 人口等の推移

### (1) 人口の推移

- 文京区の人口は、平成11年から増加に転じ、それ以降、緩やかな増加傾向にあります。平成26年4月1日現在、住民基本台帳上の人口は、205,061人で、そのうち外国人住民は7,111人となっています。
- 文京区の平成26年4月1日現在の0～14歳の年少人口は、23,210人で、前計画の開始時点である21年4月1日現在の20,443人から2,767人増加しており、構成比の割合も徐々に高くなっています。

【図表】 3-1 人口の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在)

【図表】 3-2 年齢3区分別人口(構成比)の推移

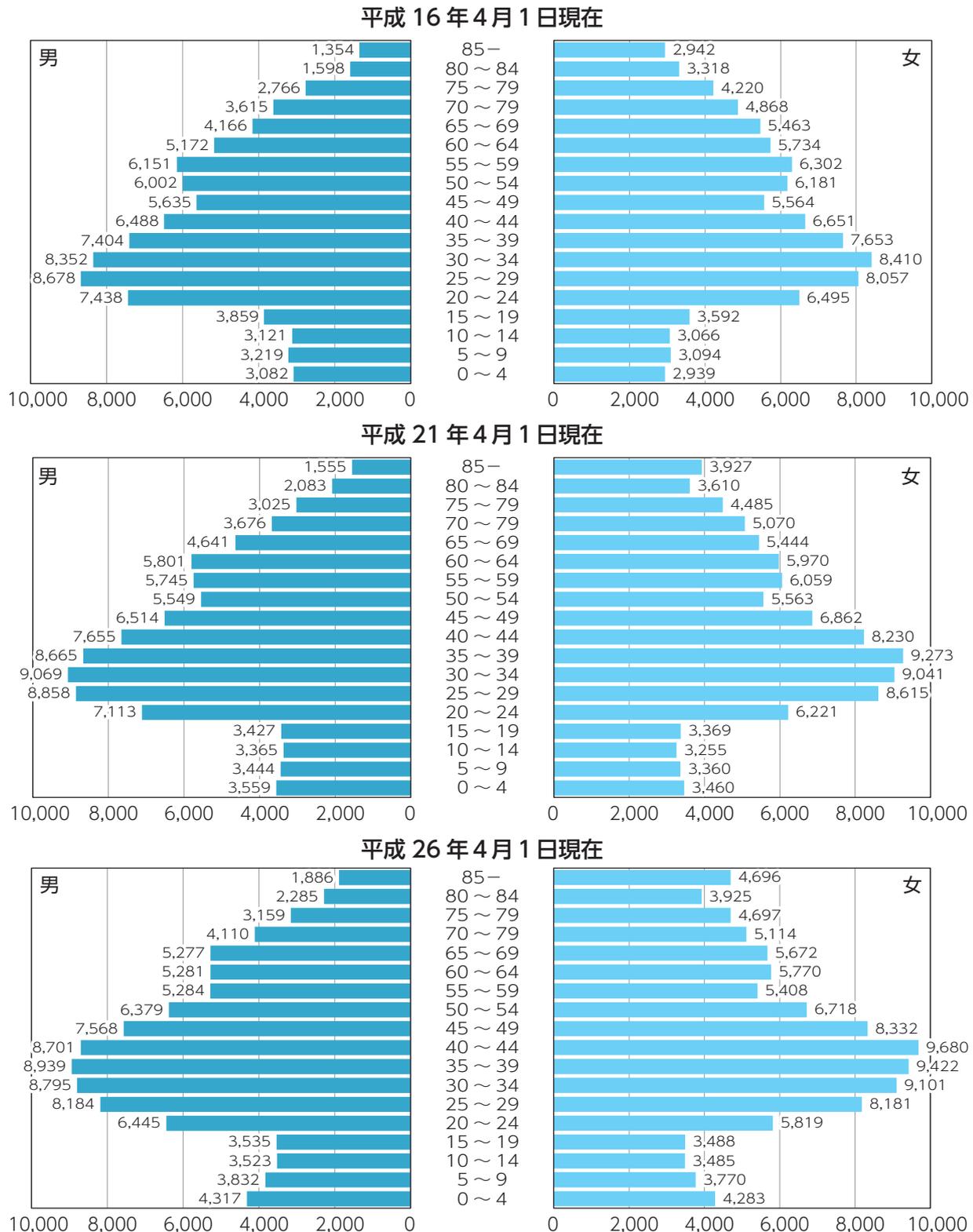


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在)

## (2) 男女別年齢5歳階級別の人口構成

- 平成16年、21年、26年の各4月1日現在の男女別年齢5歳階級別の人口構成を、人口ピラミッドに表したものが次の図です。

【図表】 3-3 男女別年齢5歳階級別の人口構成

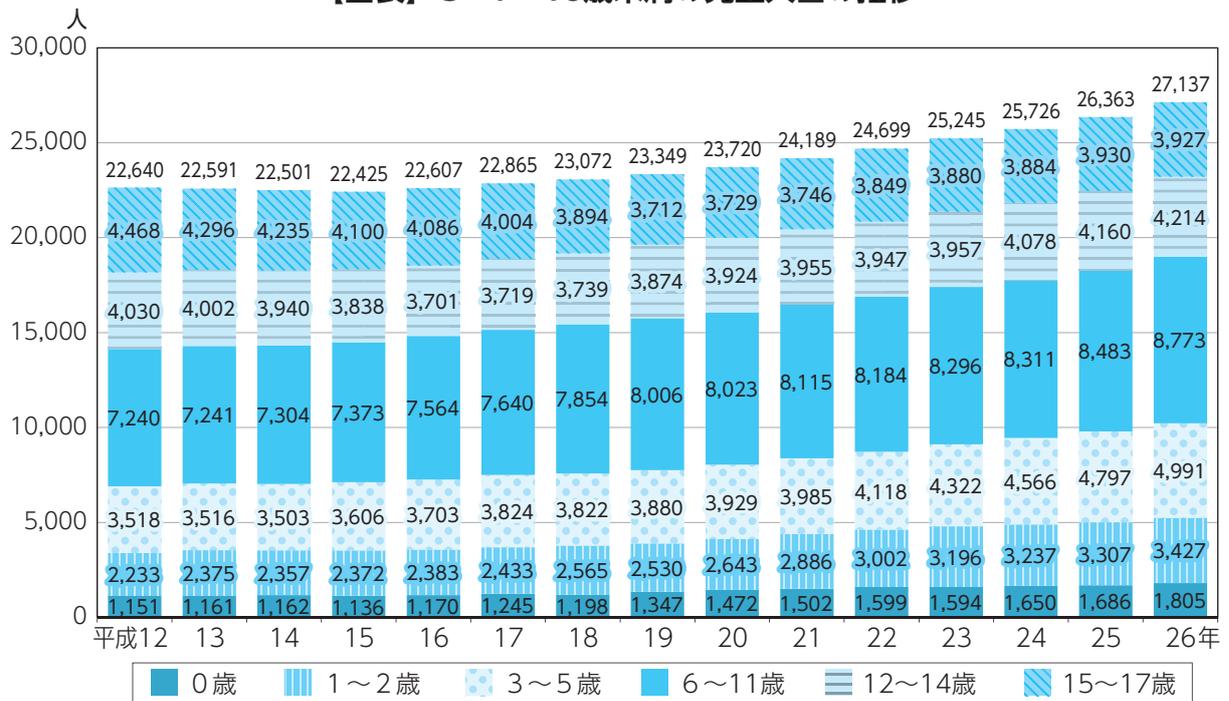


資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在)

### (3) 18歳未満の児童人口の推移

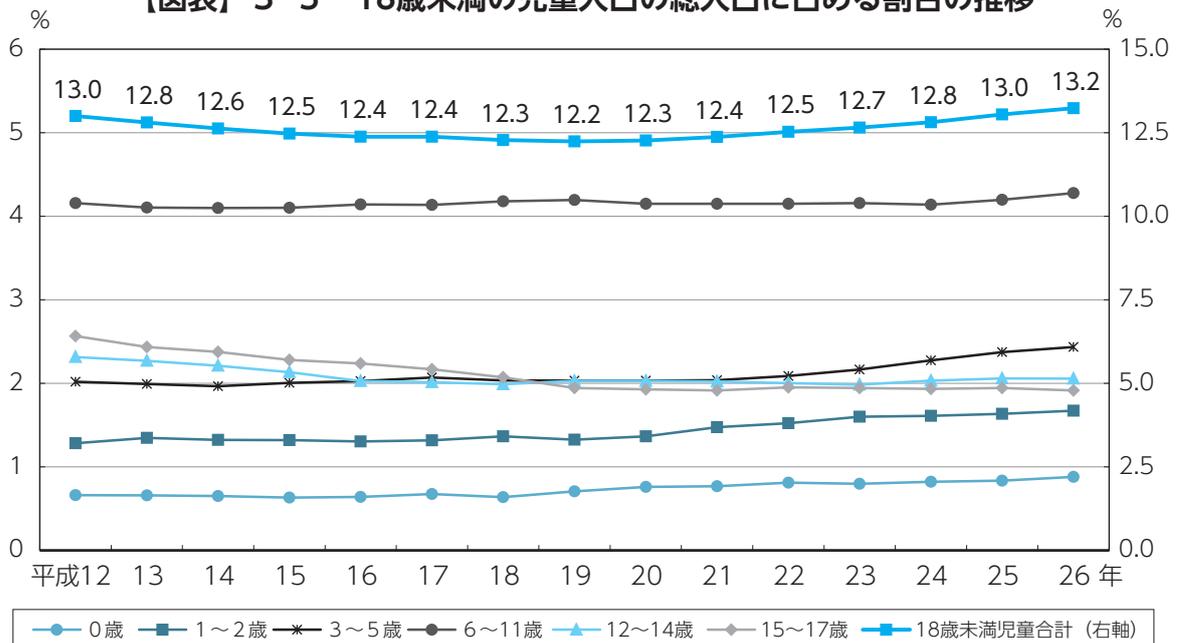
- 平成26年4月1日現在の18歳未満の児童人口は27,137人で、総人口に占める割合は13.2%となっています。平成21年に比べて、人数では2,948人増加し、総人口に占める割合も0.8%増加しています。

【図表】 3-4 18歳未満の児童人口の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在)

【図表】 3-5 18歳未満の児童人口の総人口に占める割合の推移



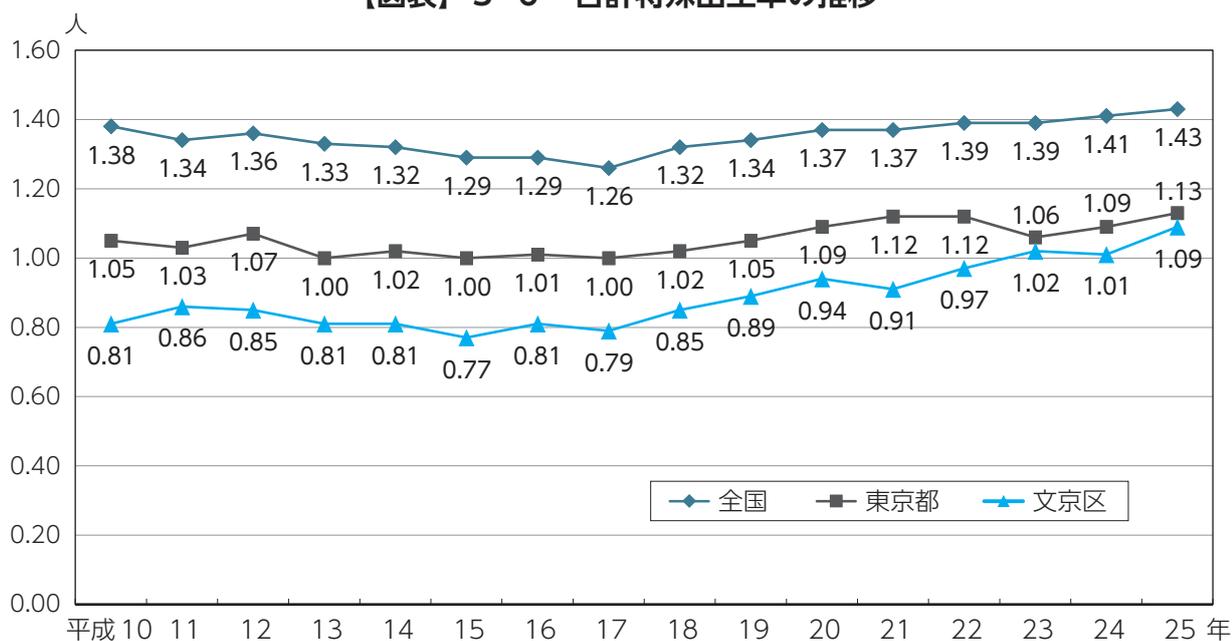
資料：住民基本台帳及び外国人登録原票(各年4月1日現在)

## (4) 合計特殊出生率及び出生数の推移

- わが国の女性の合計特殊出生率は、平成17年以降、回復傾向にあり、25年は1.43となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国、東京都と比較して低い数値で推移していますが、平成25年には1.09まで回復しています。

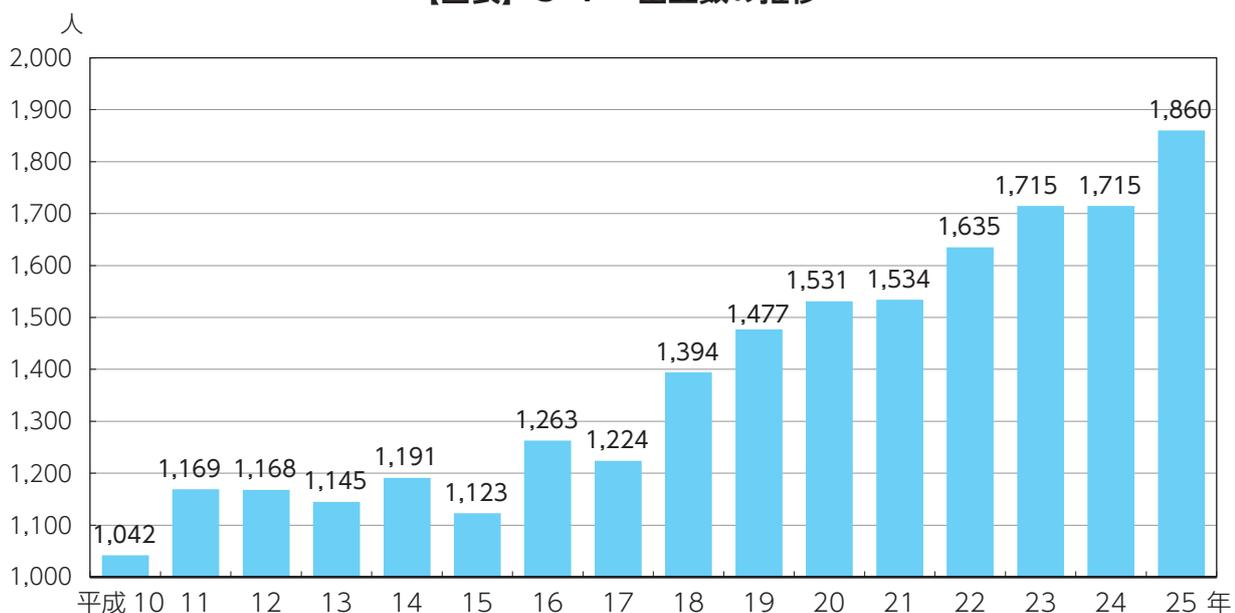
出生数も平成18年以降、増加傾向にあり、25年には1,800人を超えています。

【図表】 3-6 合計特殊出生率の推移



資料：ぶんきょうの保健衛生

【図表】 3-7 出生数の推移



※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日(平成24年7月9日)以降の数値に外国人住民を含む。

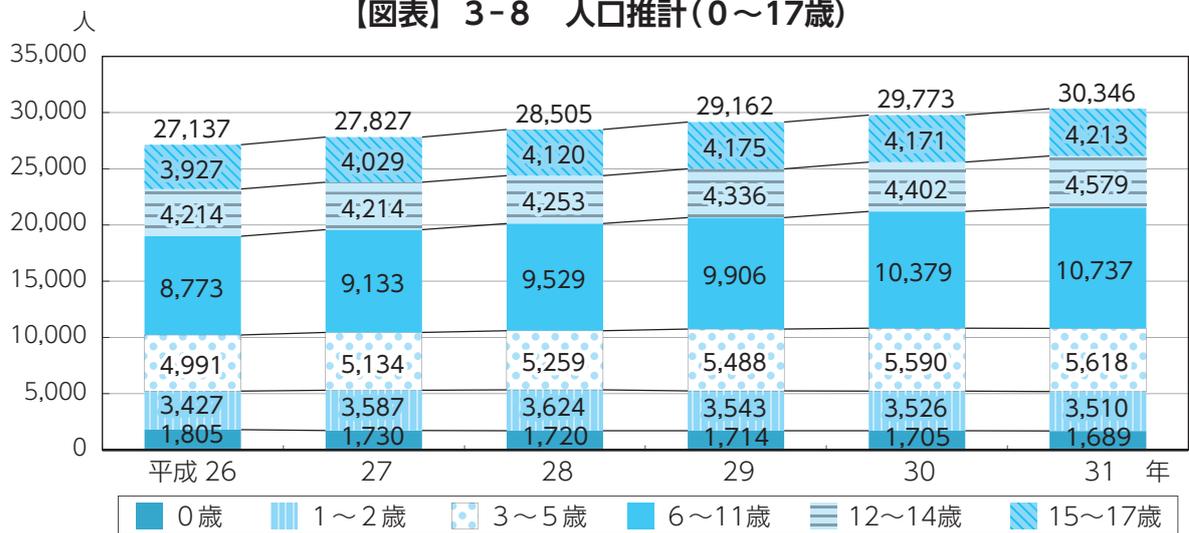
資料：文京の統計

## 2 人口推計

- 本計画の策定に当たり、計画期間である平成27年から31年までの人口推計を新たに行いました。それによると、平成31年には0歳から17歳までの人口は30,346人と、26年に比べて3,209人増加し、0歳から5歳までの人口は、10,817人と、26年と比べて594人増える結果となりました。

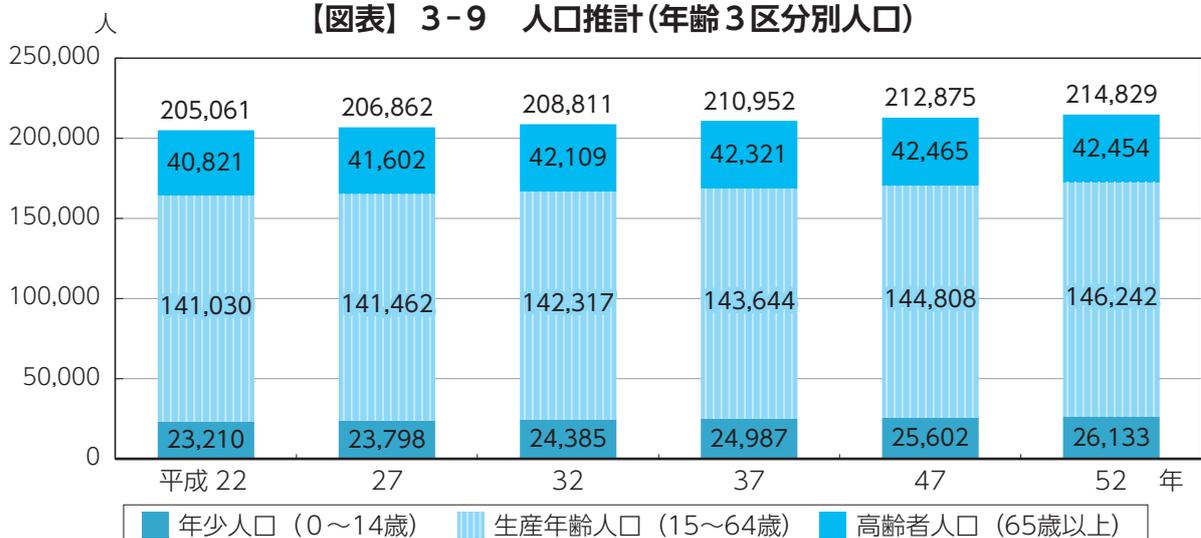
また、平成52年までの人口推計(年齢3区分別人口)をみると、総人口は32年をピークに減少する結果となり、年少人口も徐々に減少する一方、65歳以上の人口が増加することが見込まれています。

【図表】 3-8 人口推計(0～17歳)



※上記の人口推計結果は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)」を算定するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき過去3年分の変化率を平均値とするコーホート変化率法により推計した。(図表3-9を含め、他の計画で使用する人口推計値と異なる場合がある。)

【図表】 3-9 人口推計(年齢3区分別人口)



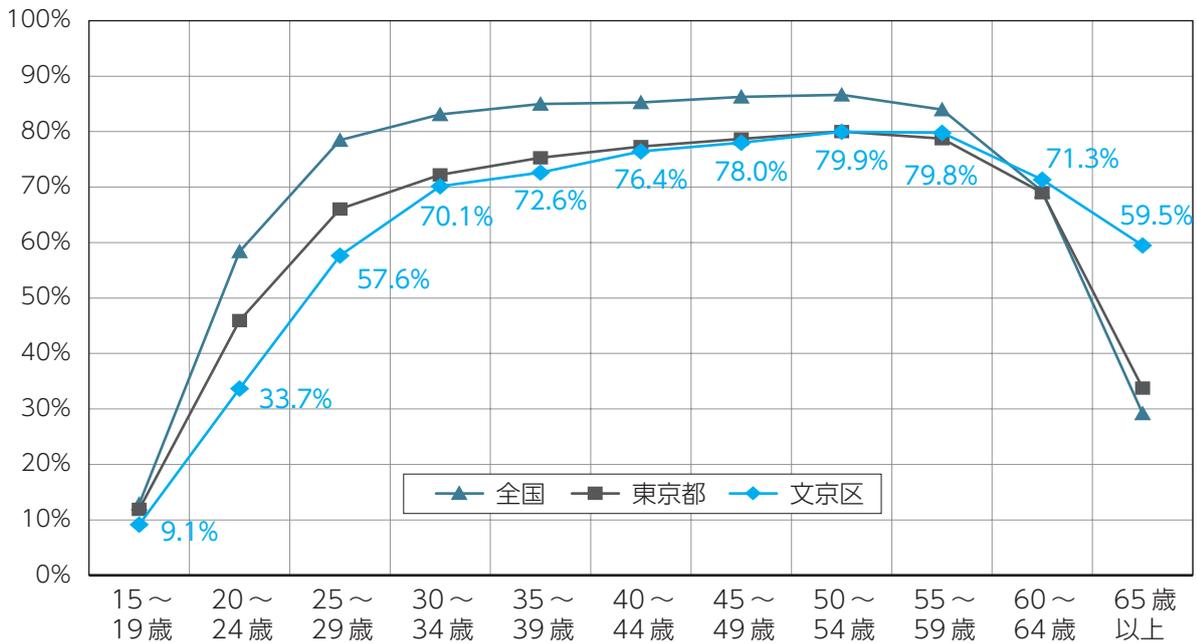
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)

### 3 就業率

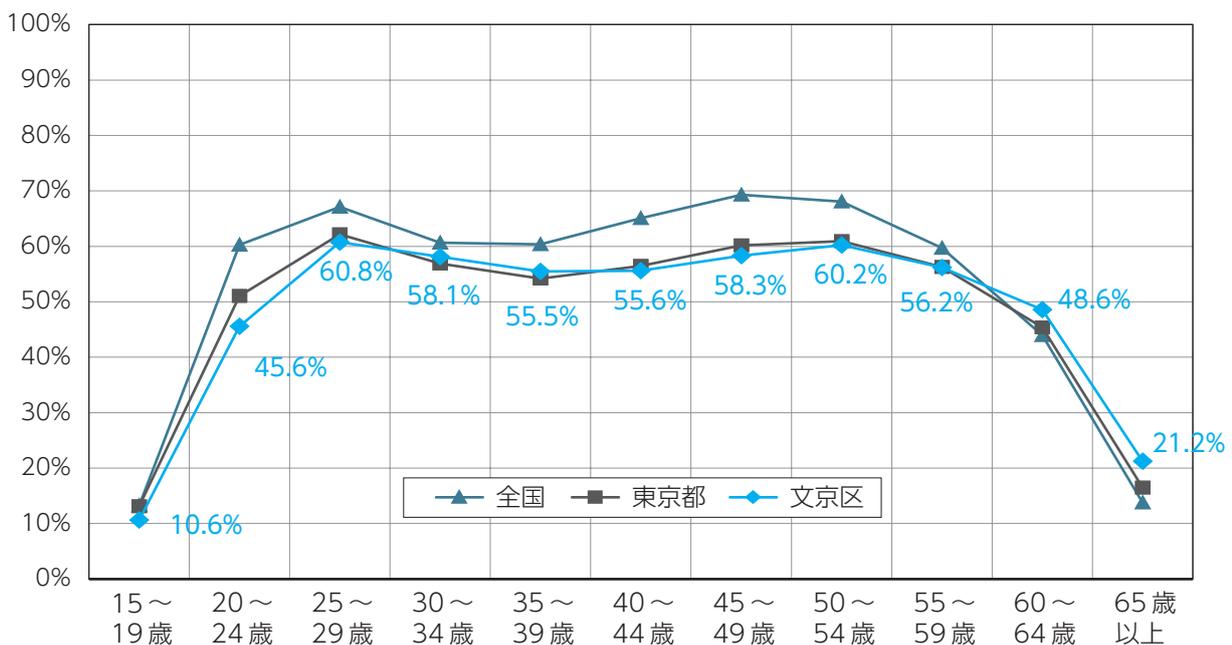
- 就業率を文京区、東京都、全国で比較すると、男性は20歳代、30歳代ともに東京都、全国よりも低い数値となっています。女性は、全体として緩やかなM字型となっており、20歳代は東京都、全国よりも低いです、30歳代では東京都を上回る状況にあります。

【図表】 3-10 文京区、東京都、全国就業率の比較(平成22年)

【男性】



【女性】

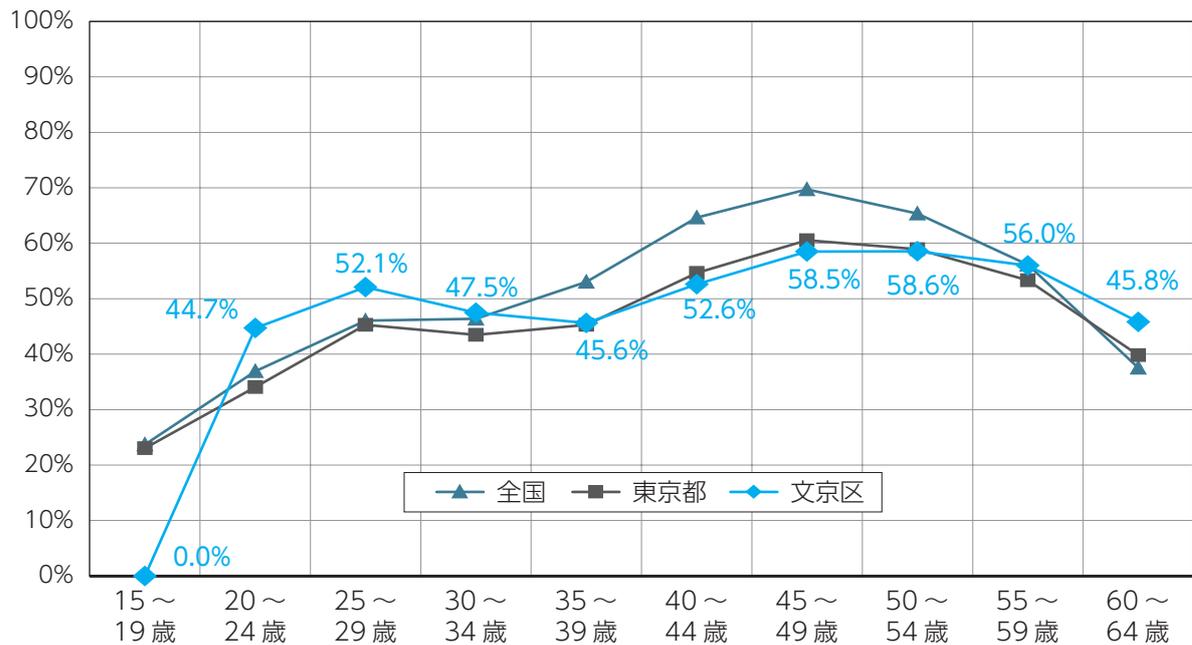


資料：平成22年国勢調査

- 平成17年と22年における女性既婚者の就業率を文京区、東京都、全国で比較すると、いずれの年も20歳代前半から30歳代前半にかけて全国と東京都を上回る状況ですが、30歳代後半から50歳代前半はほぼ下回り、60歳代前半で再び上回る状況です。また、平成17年から22年にかけて、10歳代後半以外に大きな変化はなく、曲線はM字の状態になっています。

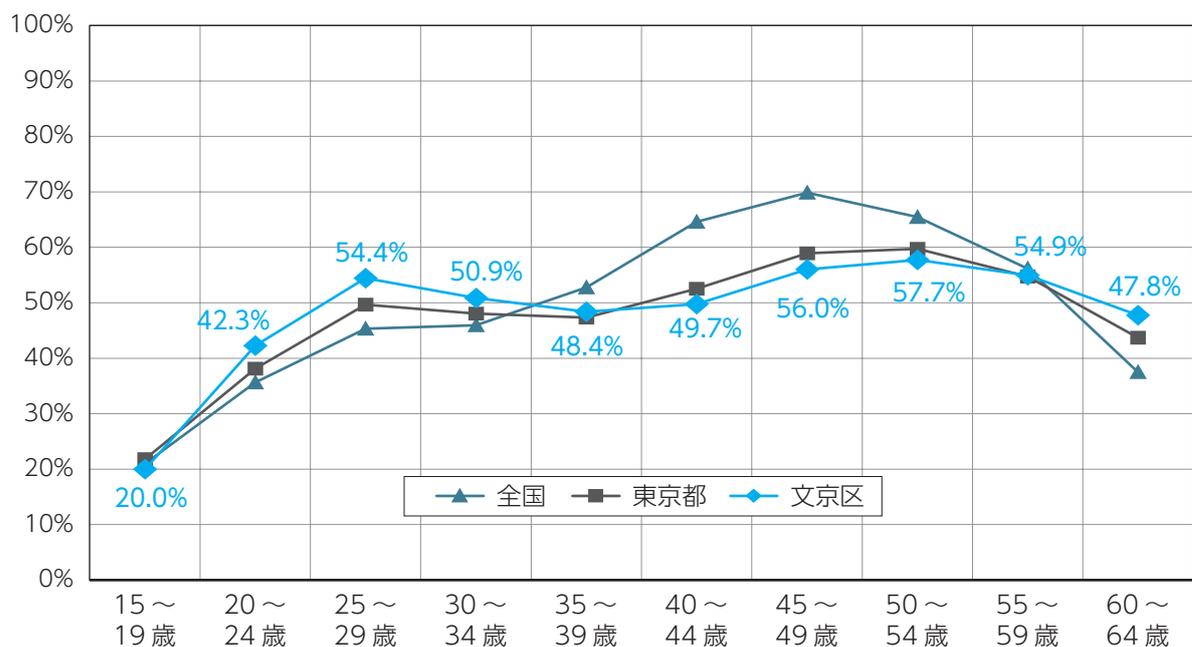
【図表】 3-11 文京区、東京都、全国的女性既婚者の就業率

【平成17年】



資料：平成17年国勢調査

【平成22年】

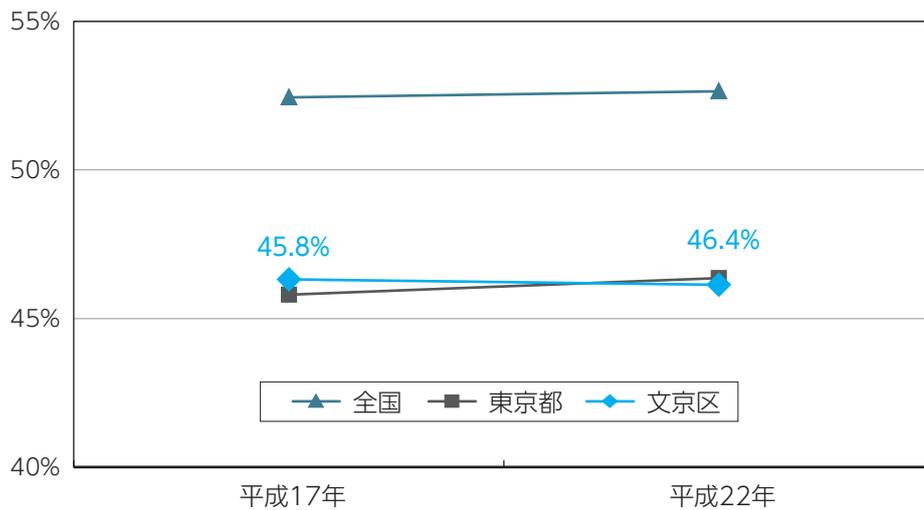


資料：平成22年国勢調査

### 第3章 子どもの現状

- 平成17年と22年における子どものいる女性の就業率を文京区、東京都、全国と比較すると、文京区は全国より下回っていますが、東京都と同水準の状況にあります。また、平成17年から22年にかけて、大きな変化はみられません。

【図表】 3-12 文京区、東京都、全国の子どものいる女性の就業率



※ 「夫婦のいる一般世帯」において、「子どもあり」の世帯数における「妻が就業者」の人数の割合を算出した。

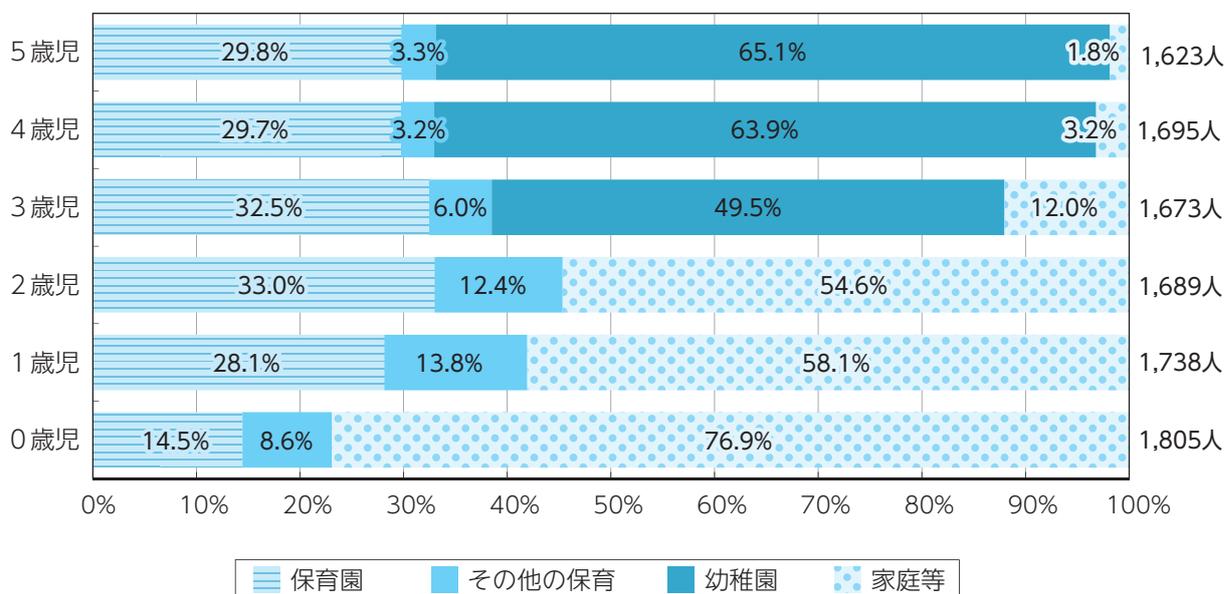
資料：平成17年・22年国勢調査

## 4 子育て支援サービスの利用状況

### (1) 未就学児の保育の状況

- 未就学児童(0～5歳児)が、どのような保育の状況にあるかを年齢別の割合で示すと、0歳から2歳児までは「家庭等」が最も多く、いずれも5割を超えています。一方、3歳から5歳児では「幼稚園」の割合が最も多く、特に4歳・5歳児では6割を超えています。「保育園」は、2歳・3歳児の割合が最も多く、4歳・5歳児でも約3割が利用している状況にあります。

【図表】 3-13 未就学児童の保育の状況



※平成26年4月1日現在の0～5歳の人口(外国人含む)を基礎とする。

※各保育施設等の平成26年4月1日現在の在籍児童数を基本とするが、調査の都合上、一部の施設で異なる基準日で集計しているものがある。

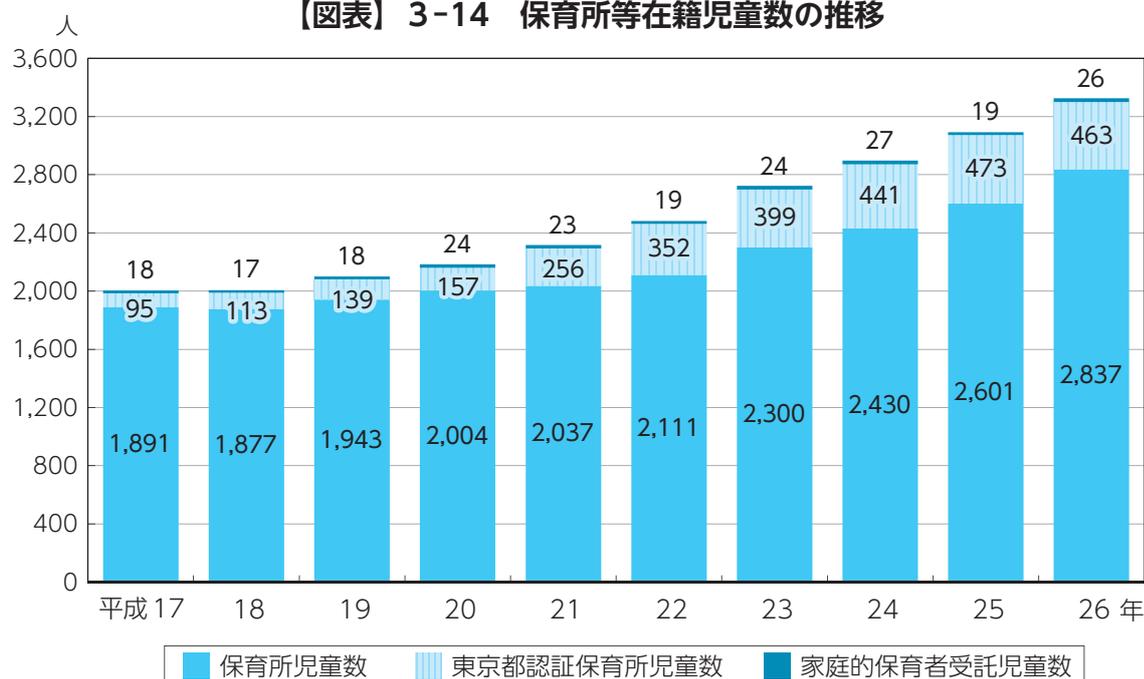
※その他の保育とは、東京都認証保育所、その他の認可外の保育施設、家庭的保育者(保育ママ)、事業所内保育所の在籍児童数の合計である。

## (2) 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

- 保育サービスについては、平成26年4月1日現在、認可保育所が30園(分園含む)、東京都認証保育所が8園あります。認可保育所の在籍児童数は年々増加しており、平成26年には2,837人と、近年で最も多くなっています。また、東京都認証保育所の在籍児童数も増加傾向にあります。

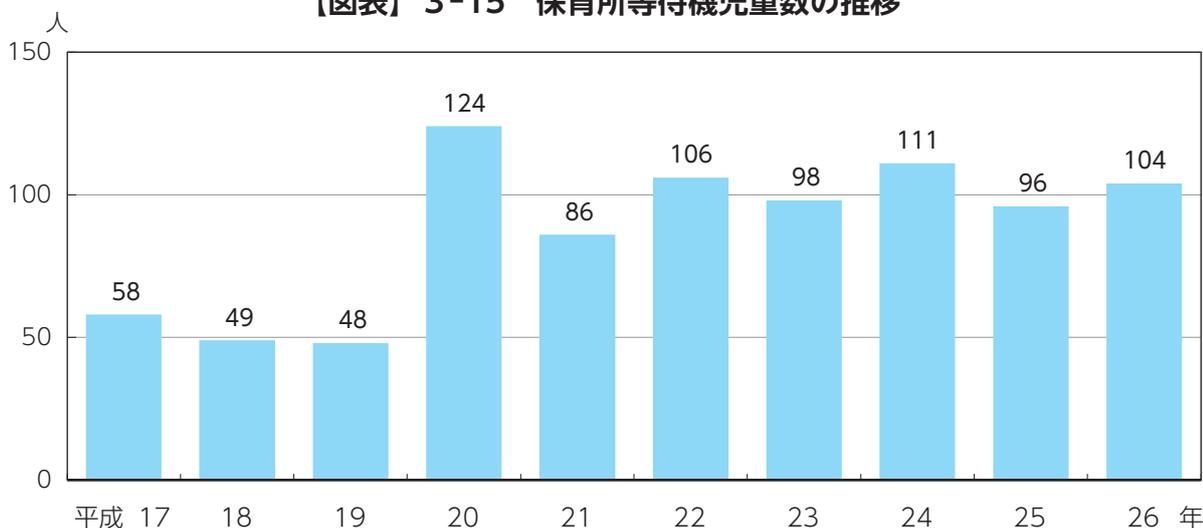
待機児童数は、平成20年に急速に増加して以降、増減を繰り返している状況で、26年は104人となっています。

【図表】 3-14 保育所等在籍児童数の推移



(各年4月1日現在)

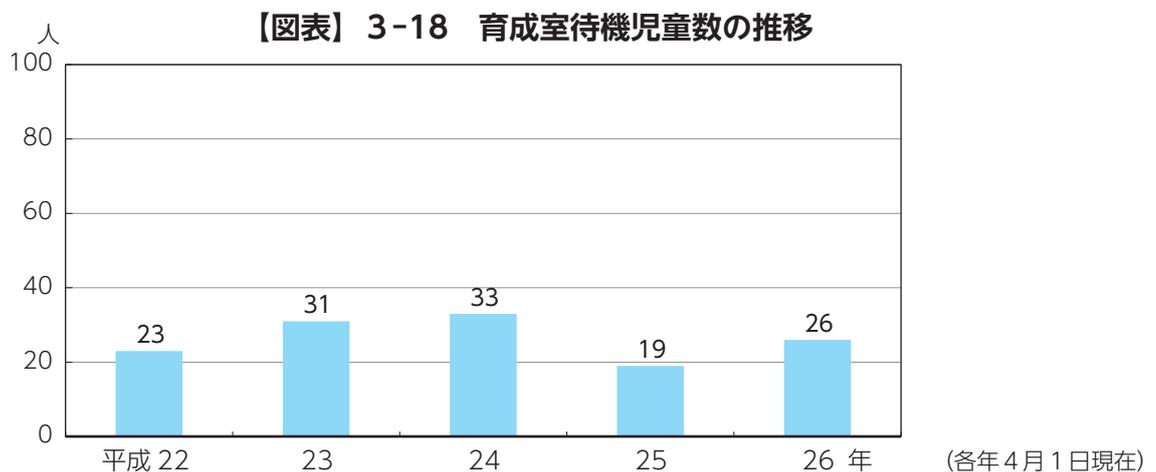
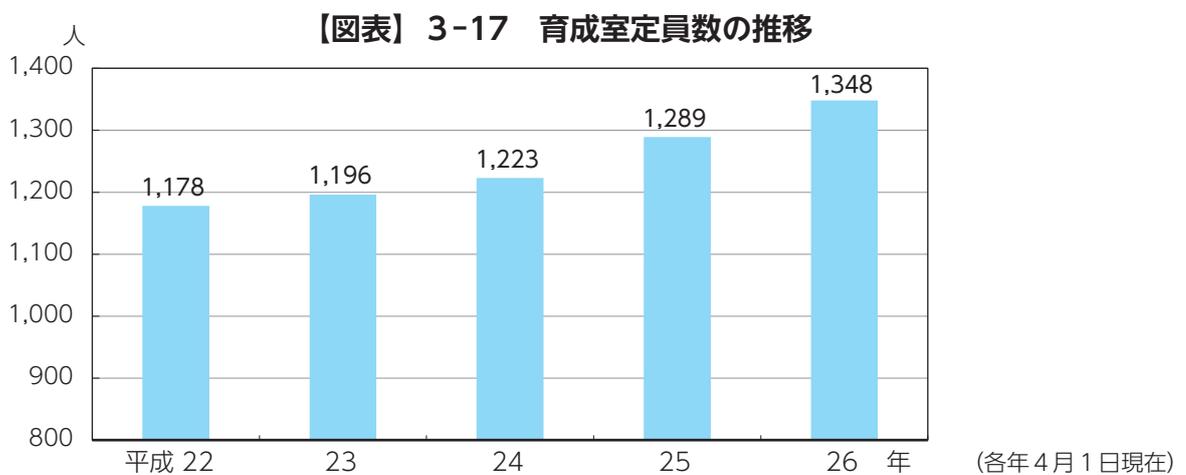
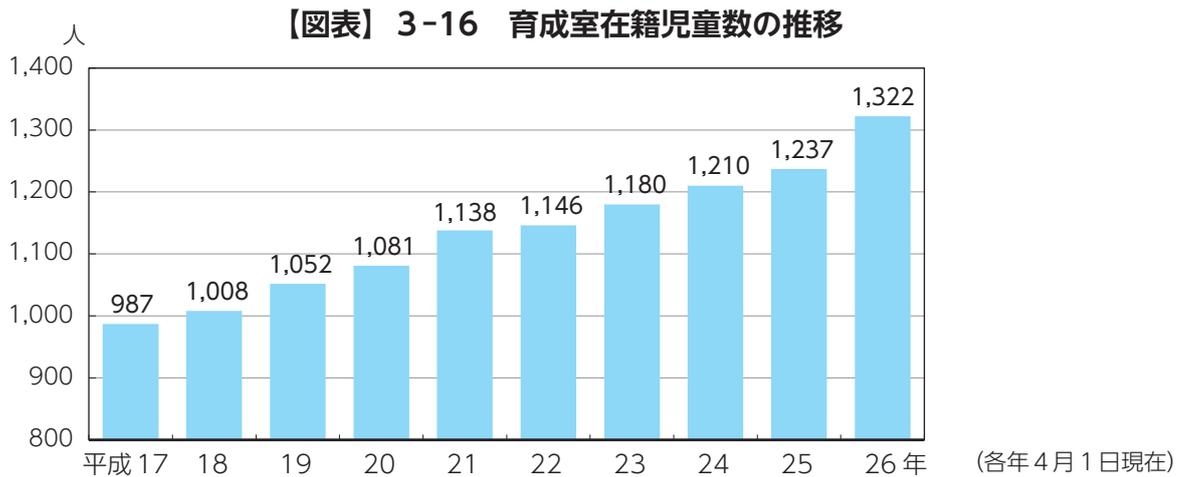
【図表】 3-15 保育所等待機児童数の推移



(各年4月1日現在)

### (3) 育成室在籍児童数の推移

- 育成室は、平成26年4月現在29室となっています。育成室の在籍児童数も年々増加し、平成26年には1,322人となっています。育成室の定員数も、平成22年と比べて170人増え、26年には1,348人となっています。なお、育成室の待機児童数は、平成22年以降、増減を繰り返し、26年は26人となっています。



## (4) 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移

- 特別な支援を必要とする児童の在籍数は、区立保育園では平成21年度の24人から25年度は22人とほぼ同人数となっています。区立幼稚園での在籍児童数は、平成21年度は27人でしたが25年度には44人に増えています。育成室での在籍児童数は、平成21年度は57人でしたが25年度には67人に増えています。

【図表】 3-19 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
区立保育園	24人	20人	20人	19人	22人
区立幼稚園	27人	28人	29人	28人	44人
育成室	57人	59人	61人	62人	67人

(各年4月1日現在)

## (5) 子ども家庭支援センター相談件数の推移

- 子ども家庭支援センターへの虐待相談は、集計方法が変わった平成24年度2,804件であったものが、25年度には3,198件と増加しており、その他の相談を含めた合計の相談件数も6,154件と増加しています。

【図表】 3-20 子ども家庭支援センター相談件数

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
児童虐待相談	595件	957件	1,138件	2,804件	3,198件
その他の相談	1,092件	1,287件	1,086件	1,655件	2,956件
合計	1,687件	2,244件	2,224件	4,459件	6,154件

※24年度からシステム導入による、相談員の行動回数(訪問・面接・電話等)の集計数

(各年4月1日現在)

## 5 子育て支援に関するニーズ調査結果

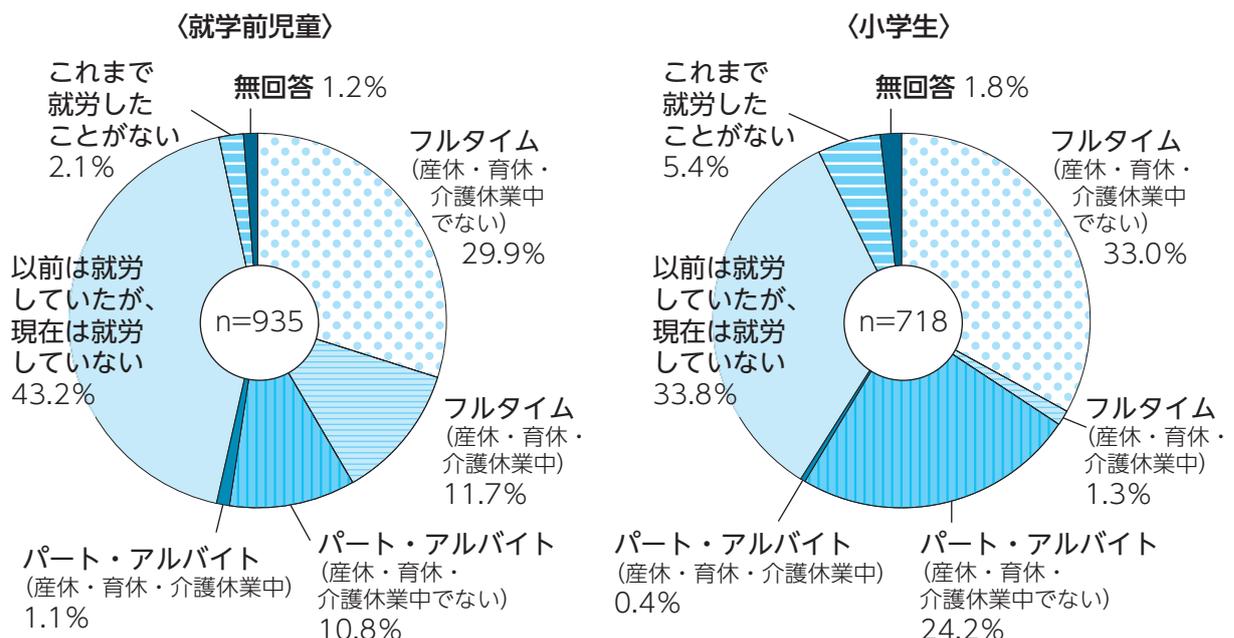
- 本区では、子育て支援策をさらに進めていくために、子育て中の区民の方々にニーズ調査を実施しました(平成25年10月～11月実施。就学前児童の保護者1,508人、小学生の保護者1,292人、中学生の保護者・本人648人の計3,448人に配布。有効回収率58.2%)。その中で、母親の就労状況、就労希望、子育ての不安や悩み、定期的な教育・保育事業の利用希望等について実態を把握しました。

(\*図・表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。)

### (1) 母親の就労状況

- 母親の就労状況について、「フルタイム(産休・育休・介護休業中でない)」の割合は就学前児童の保護者が 29.9%、小学生の保護者が 33.0%と大きな差はみられません。しかし、「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」の割合は就学前児童の保護者が 11.7%と、小学生の保護者の 1.3%と比べて多くなっています。「パート・アルバイト(産休・育休・介護休業中でない)」の割合は小学生の保護者が 24.2%と就学前児童の保護者の 10.8%より多くなっています。「以前は就労していたが、現在は就労していない」は就学前児童の保護者は 43.2%と、小学生の保護者の 33.8%と比べて多くなっています。

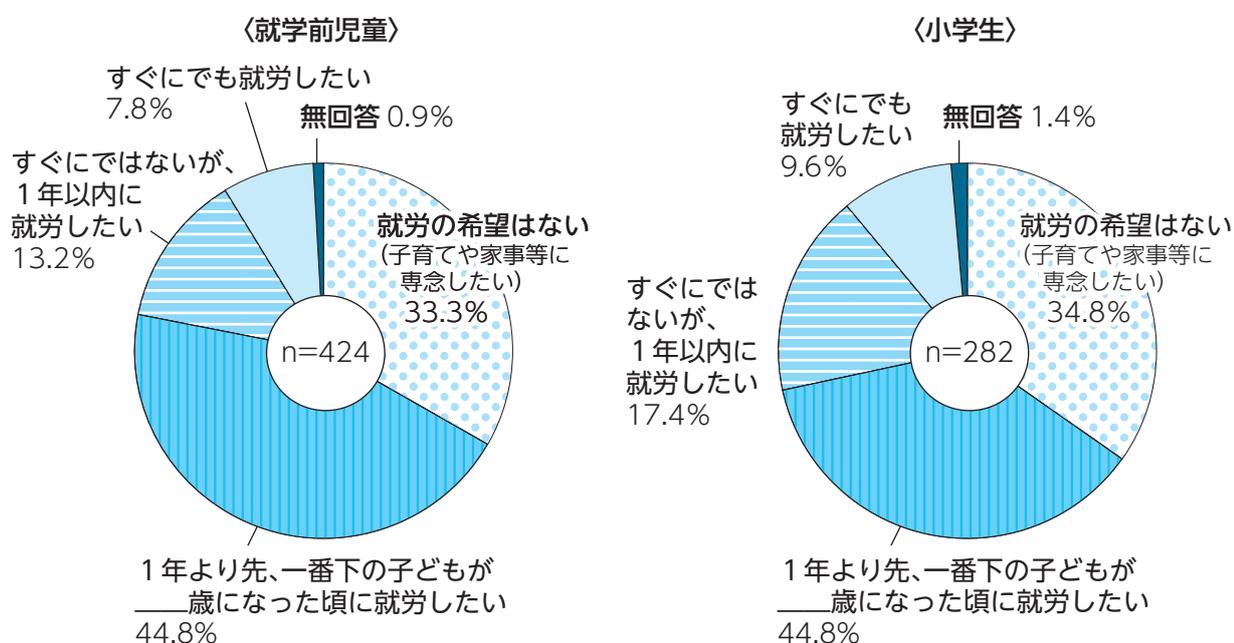
【図表】 3-21 母親の就労状況(単数回答)



## (2) 母親の就労希望

- 現在就労していない、またはこれまで就労したことのない母親の就労希望については、「就労の希望はない(子育てや家事等に専念したい)」が就学前児童の保護者が 33.3%、小学生の保護者が 34.8%と、各々約3割を占めています。時期を問わず就労の希望がある割合はともに6割強となっていますが、「すぐにでも就労したい」あるいは「すぐにではないが、1年以内に就労したい」の割合は小学生の保護者が 27.0%と、就学前児童の保護者の 21.0%と比べて多く、より早期の就労を望む声がみられます。

【図表】 3-22 母親の就労希望(単数回答)

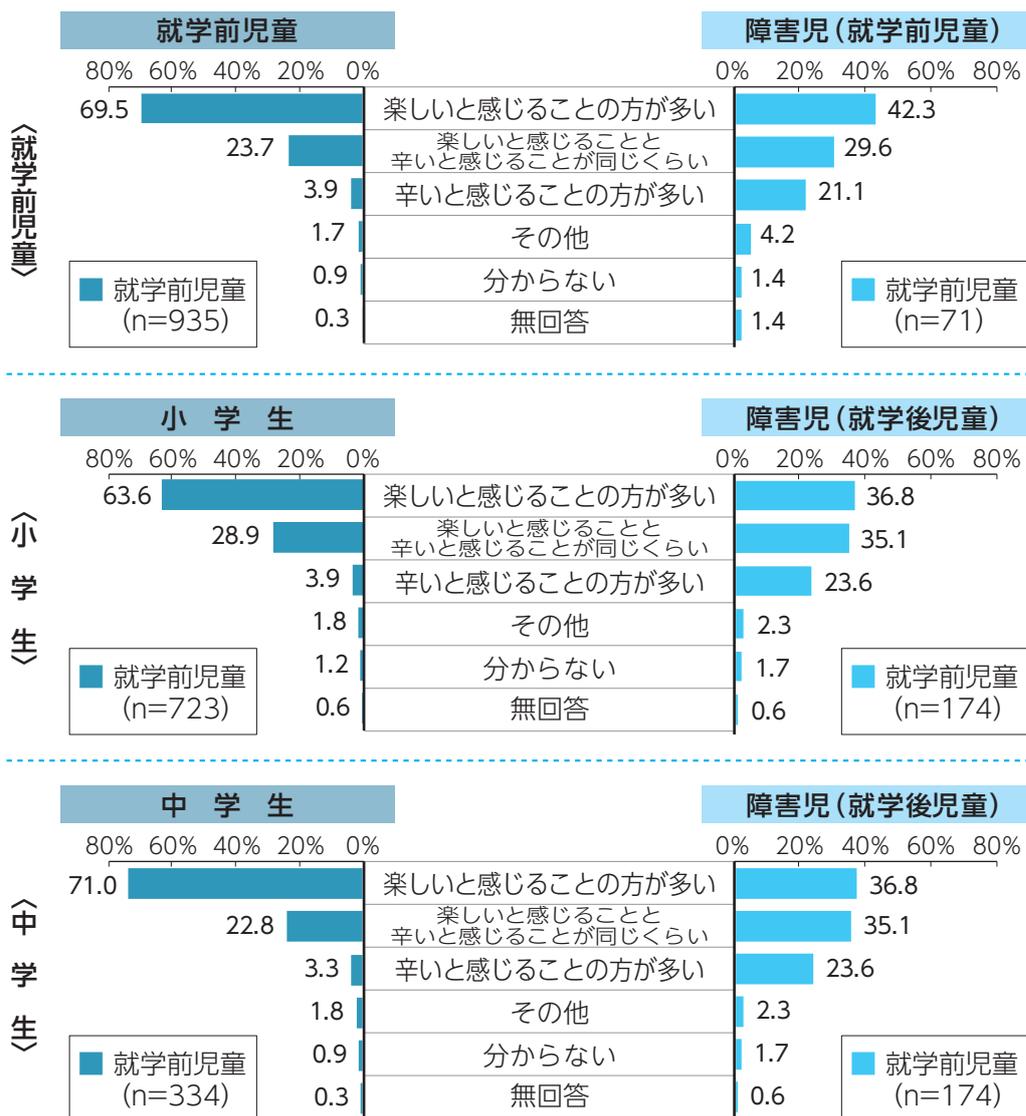


### (3) 子育ての楽しさ

● 子育ての楽しさ・辛さの感じ方について、「楽しいと感じることの方が多い」と回答したのは、就学前児童の保護者が69.5%、小学生の保護者が63.6%、中学生の保護者が71.0%となっており、「辛いと感じることの方が多い」は就学前児童の保護者が3.9%、小学生の保護者が3.9%、中学生の保護者が3.3%となっています。

また、障害がある子どもの世帯を対象に実施した障害者(児)実態・意向調査においては、「楽しいと感じることの方が多い」と回答したのは、就学前児童の保護者が42.3%、就学後児童の保護者が36.8%となっており、「辛いと感じることの方が多い」は就学前児童の保護者が21.1%、就学後児童の保護者が23.6%となっています。

【図表】 3-23 子育ての楽しさ(単数回答)

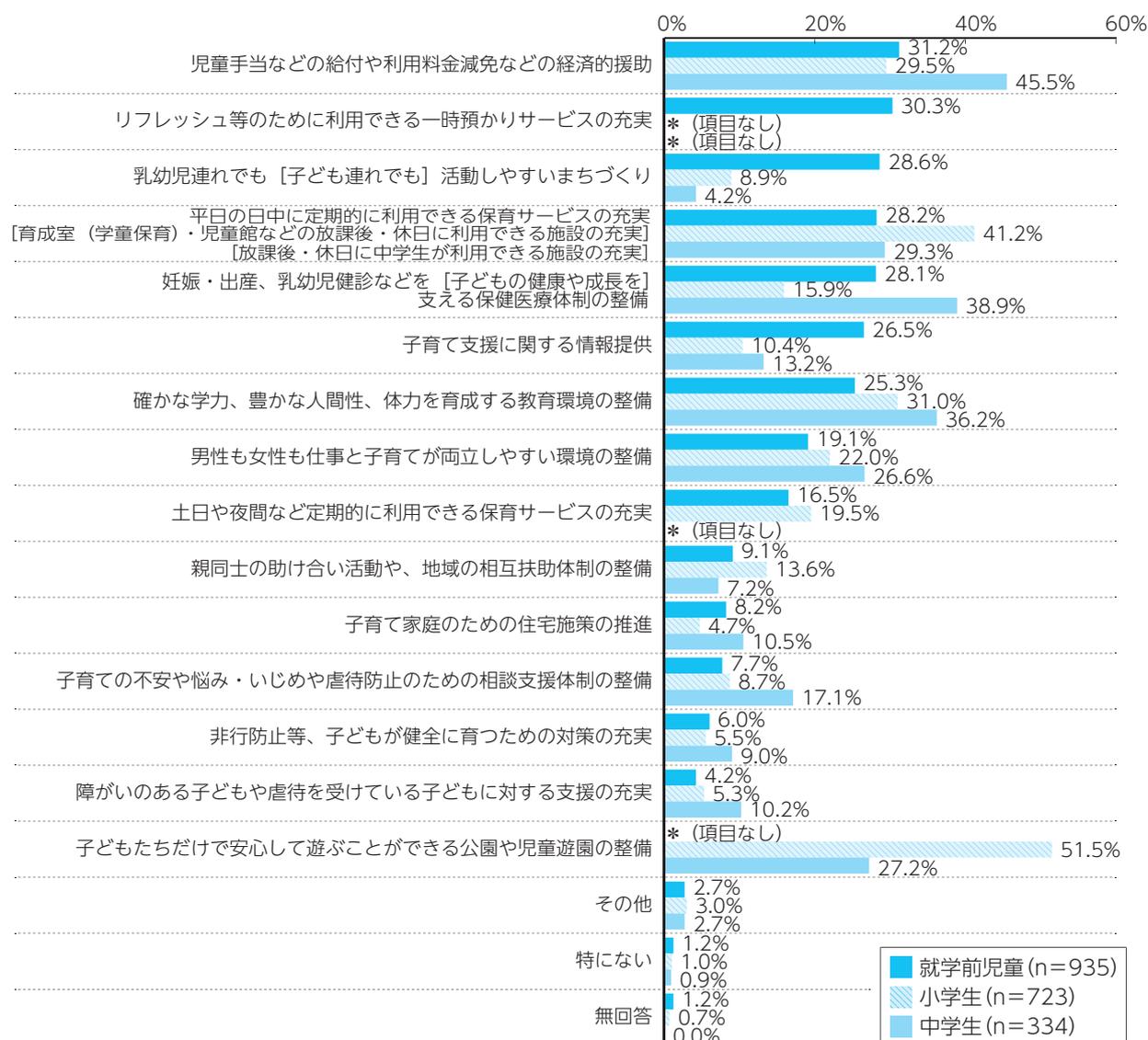


※障害者(児)実態・意向調査は、小学生と中学生を合わせて就学後児童として調査しているため、就学後児童総数の調査結果を記載しています。

## (4) 役立つ子育て支援の施設・サービス

- 役立つ子育て支援の施設・サービスについて尋ねたところ、就学前児童の保護者は「児童手当などの給付や利用料金免除などの経済的支援」をはじめ、「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」など上位7項目が約30%から約25%となっています。小学生の保護者は「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が51.5%と最も多く、次いで「育成室(学童保育)・児童館などの放課後・休日に利用できる施設の充実」41.2%、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」31.0%の順となっています。中学生の保護者は「児童手当などの給付や利用料金免除などの経済的支援」が45.5%と最も多く、「子どもの健康や成長を支える保健医療体制の整備」38.9%、「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」36.2%の順となっています。

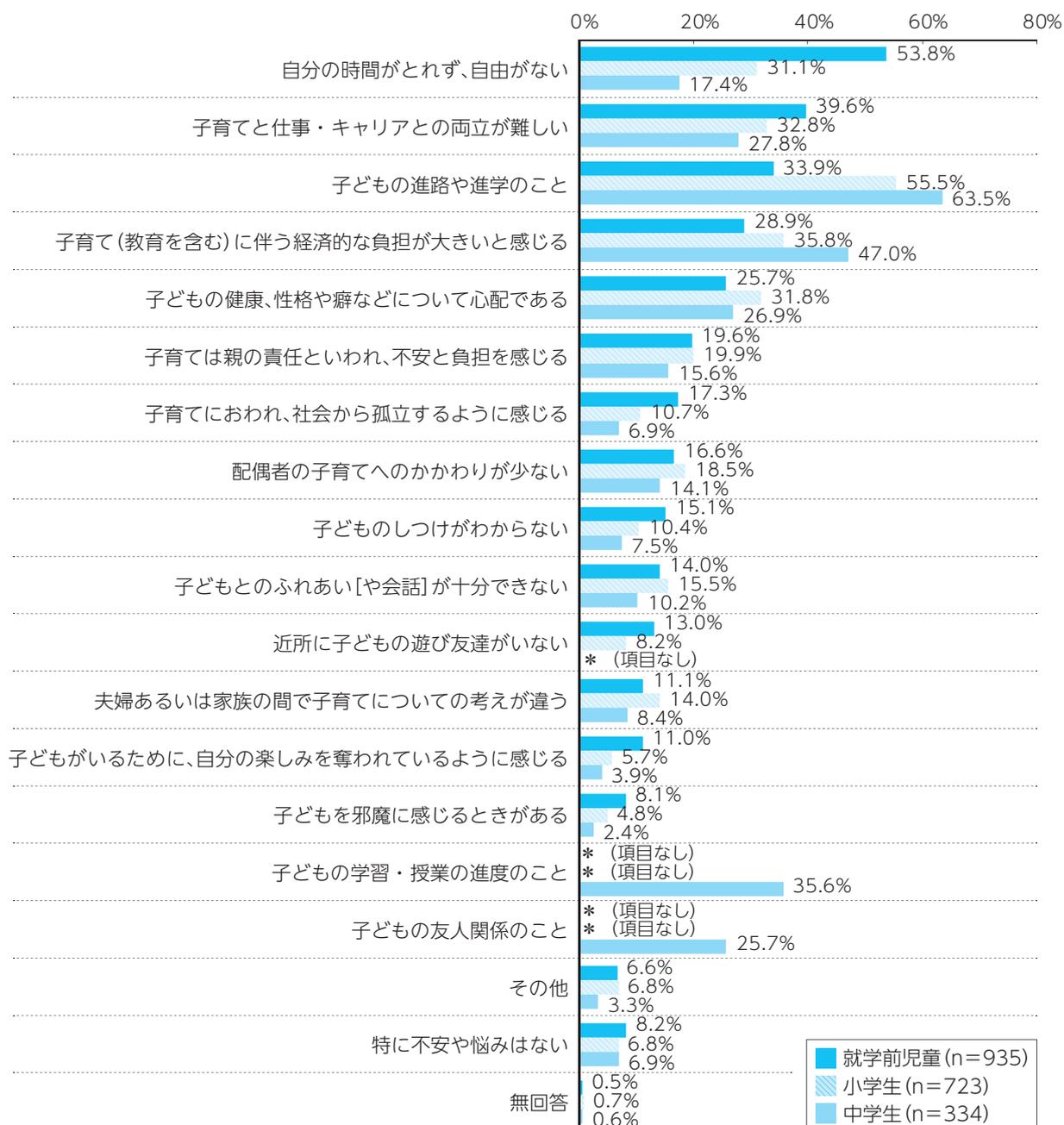
【図表】 3-24 役立つ子育て支援の施設・サービス(複数回答)



## (5) 子育ての不安や悩み

- 子育てをする上での不安や悩みについて、就学前児童の保護者は「自分の時間がとれず、自由がない」が53.8%と最も多く、次いで「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が39.6%と、ワーク・ライフ・バランス関連の項目が上位に挙げられています。他方、小学生の保護者及び中学生の保護者で最も多いのは「子どもの進路や進学のこと」で各々55.5%、63.5%、次いで「子育て(教育を含む)に伴う経済的な負担が大きいと感じる」が各々35.8%、47.0%となっており、子どもの成長に伴う教育や経済的不安が上位に挙げられています。

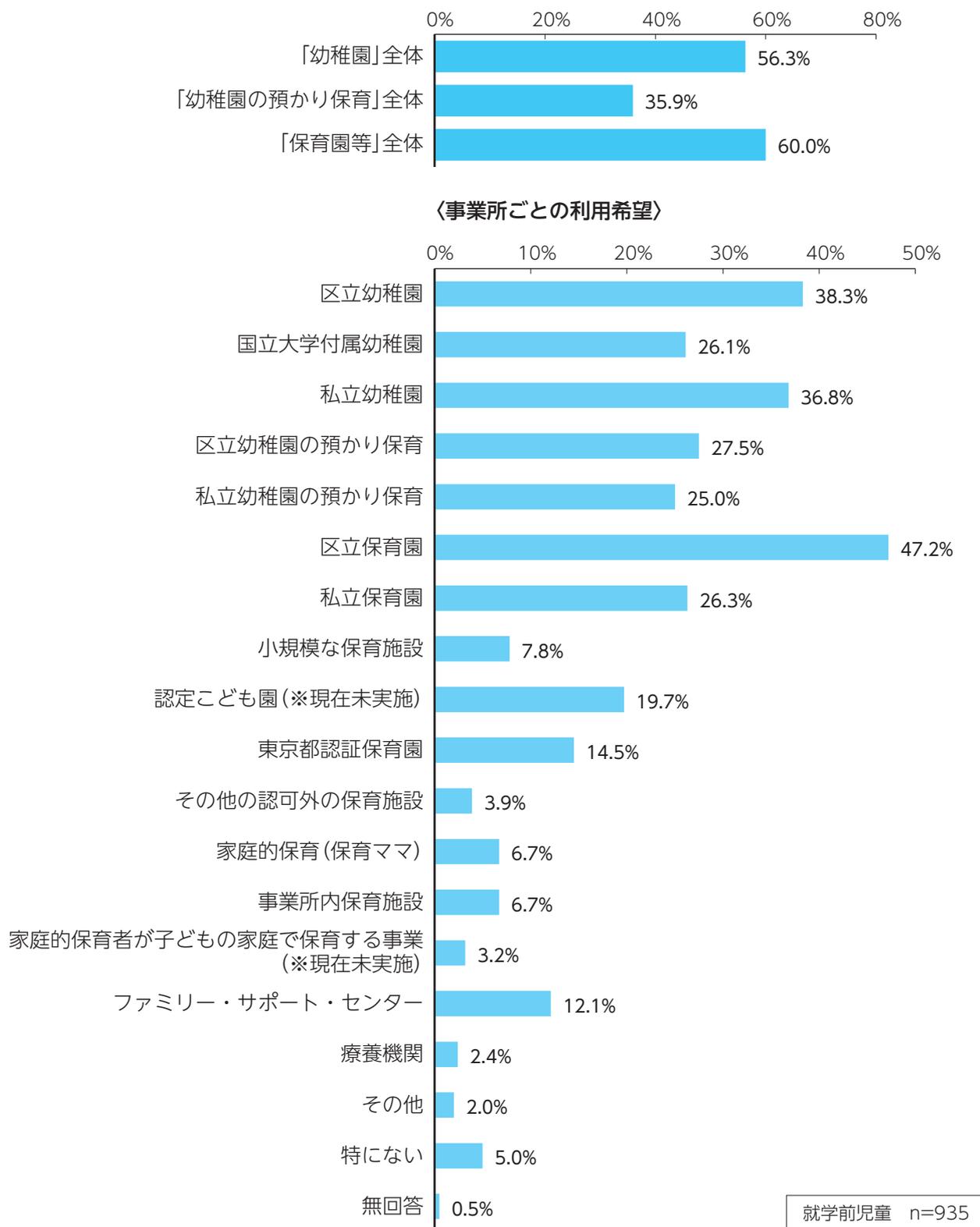
【図表】 3-25 子育てをする上での不安や悩み (複数回答)



## (6) 定期的な教育・保育事業の利用希望

- 今後利用したい定期的な教育・保育事業については、「幼稚園」全体で 56.3%、「幼稚園の預かり保育」全体で 35.9%、「保育園等」全体で 60.0%となっています。

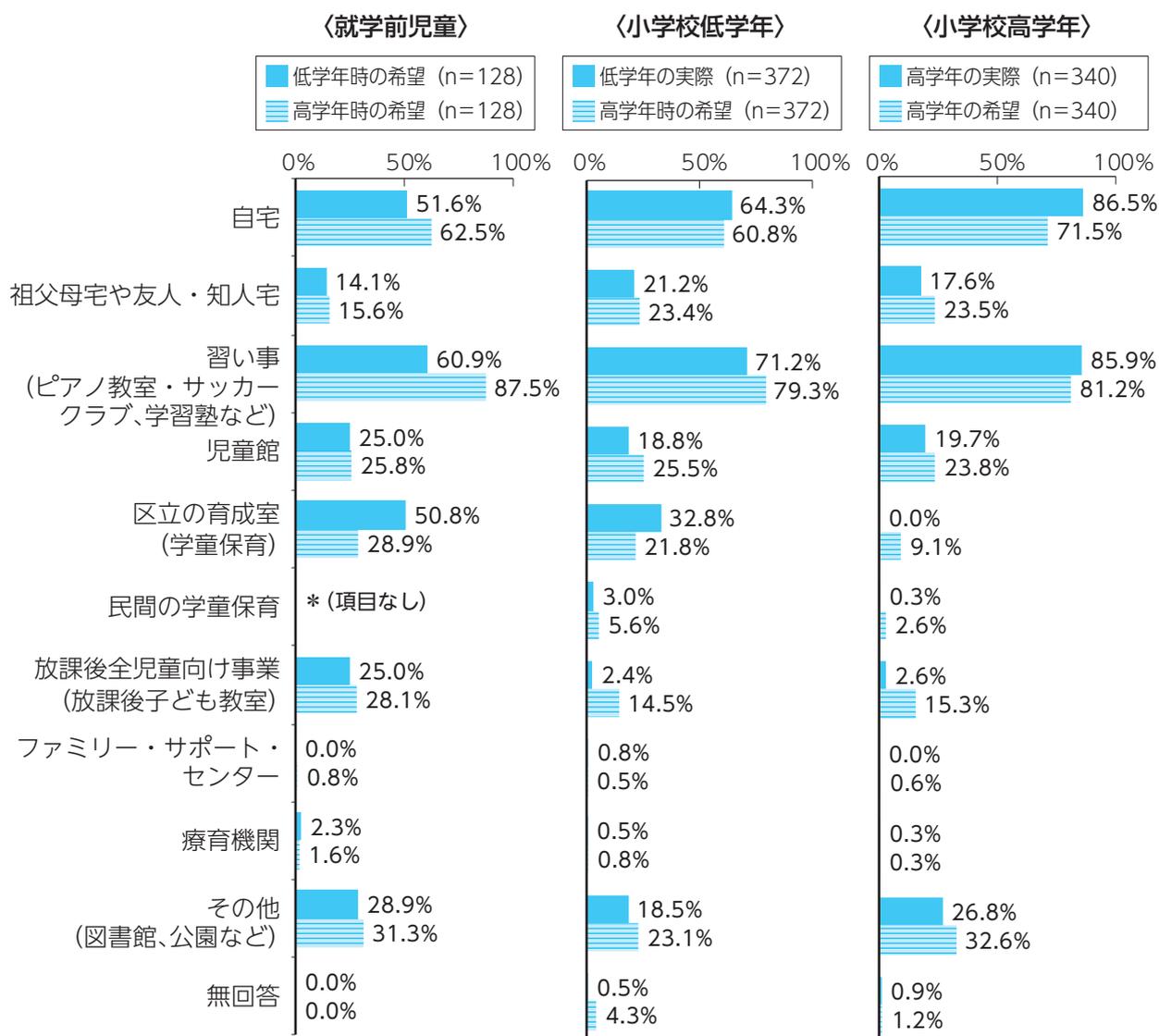
【図表】 3-26 定期的な教育・保育事業の利用希望 (複数回答)



## (7) 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所

- 小学校の放課後の過ごし方について、就学前児童(来年度就学する児童)の保護者へ将来の希望を尋ねたところ、低学年時、高学年時ともに「習い事」が最も多く、低学年時は60.9%、高学年時では87.5%となっています。低学年時は、次いで「自宅」が51.6%、「育成室」が50.8%となっています。
- 小学校低学年の保護者へは低学年の実際と高学年時の希望を尋ねたところ、ともに「習い事」が最も多く、次いで「自宅」となっています。「育成室」は低学年の実際が32.8%に対し、高学年時の利用希望は21.8%となっています。
- 小学校高学年の保護者へは高学年の実際と希望を尋ねたところ、実際は「自宅」が86.5%と最も多く、次いで「習い事」が85.9%となっています。希望は「習い事」が81.2%、「自宅」が71.5%と順位が入れ替わっています。

【図表】 3-27 小学校の放課後の過ごし方(複数回答)





# 第4章 主要項目及びその方向性





## 第4章 主要項目及びその方向性

### 1 子どもの健やかな成長の支援

妊娠中や出産後は、身体的にも精神的にも負担がかかる時期です。そこで、体の回復はもちろん、子育ての不安や新たな家族環境への適応など、心のケアも含めた産前・産後ケアの充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るため、発達段階に応じた各種健診や発育・栄養・生活環境などについての指導・助言などのサポートを行うとともに、発達に不安や障害のある場合の相談体制の整備や療育の場の充実など、適切な支援を受けられるよう取り組んでいきます。

また、子どもが健やかに成長していくためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。子どもと家庭を支援する関連機関等のネットワークを活かした取り組みを進め、児童虐待への対応と未然防止に努めるとともに、いじめや体罰を許さない社会を築いていきます。

### 2 子どもの生きる力・豊かな心の育成

次代を担う子どもたちが、仲間や自然とふれあい、他者を思いやる心や自立心を養うことは、豊かな人間性を形成する上で大切なことです。

このため、保育(養護・教育)や学校教育の充実をはじめ、小学生、中高生が様々な体験や同年齢・異年齢の友だちと遊び、ふれあうことのできる機会や居場所、遊びの場を子どもの視点を踏まえて確保するよう取り組んでいきます。

また、こうした時期から乳幼児とふれあうことや様々な自然体験・社会体験等を通して、生命を尊重する心、美しいものに感動する心、他者を思いやる心、規範意識などを育てていくことも必要です。

さらに、将来の社会生活を見据え、小学生、中学生の時期から、地域への愛着や望ましい勤労観、職業観を育む地域活動への参加や発達段階に応じたキャリア教育を推進していきます。

### 3 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

いかなる時代にあっても、子どもを産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子どもたちが健やかに成長していく環境を整備することに社会全体で取り組む必要があります。

また、都市化や就業形態の多様化などにより、子育てに対するニーズは複雑化するとともに、子育ての負担感の増大や、地域で孤立する保護者への対応も課題となっています。

こうしたことから、家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう地域、学校、事業者、行政などが連携し社会全体で子育てを支援していきます。

### 4 子育てと仕事の両立支援

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、国における育児休業や短時間勤務制度の普及・定着、事業者や従事者の意識改革などに社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、本人の望むところにより、子育てしながら仕事を続けられる、あるいは再び希望したときに就業できる社会としていくため、様々なサービスの提供主体との連携などにより、子育て環境の充実を図っていく必要があります。

こうしたことから、多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、様々な保育形態等による子育て支援サービスを提供することで、ニーズに応じた的確な支援を行うとともに、保育の質の充実と量の拡充を図り、引き続き、待機児童の解消に努めていきます。

## 5 子育ての心理的・経済的負担の軽減

子育てをしている人の中には、気軽に子育ての悩みを身近なところに相談できる人がいないことなどにより、心理的な負担や不安を抱えてしまう人もいます。

このような人たちが、不安や悩みを相談することにより、子育てについての心理的な負担感を解消し、安心して子育てができる環境を整備していきます。

また、子育てには、様々な養育費が必要となることから、子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる人も少なくありません。

こうしたことから、子育てに伴う心理的な負担感の解消や経済的な支援を図り、子育てに喜びを感じ、安心して子育てできる環境を整備していきます。

## 6 子どもを守る安全・安心なまちづくりの推進

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、すべての人が安心して外出でき、過ごすことができるよう、歩道の段差解消や公園の整備など、だれにでもやさしいまちづくりを進めていきます。

また、子どもの非行防止や犯罪からの被害防止、交通事故から子どもを守るための啓発活動や発達段階に応じた訓練・安全指導を学校、地域、警察などと連携して引き続き取り組んでいきます。



# 第5章 計画の体系・計画事業



## 【凡例】

### 1. 計画の体系 (P 43～P 48)

- ・計画事業の  は、計画目標を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

「地」・・・地域福祉保健の推進計画、「障」・・・障害者計画、「保」・・・保健医療計画

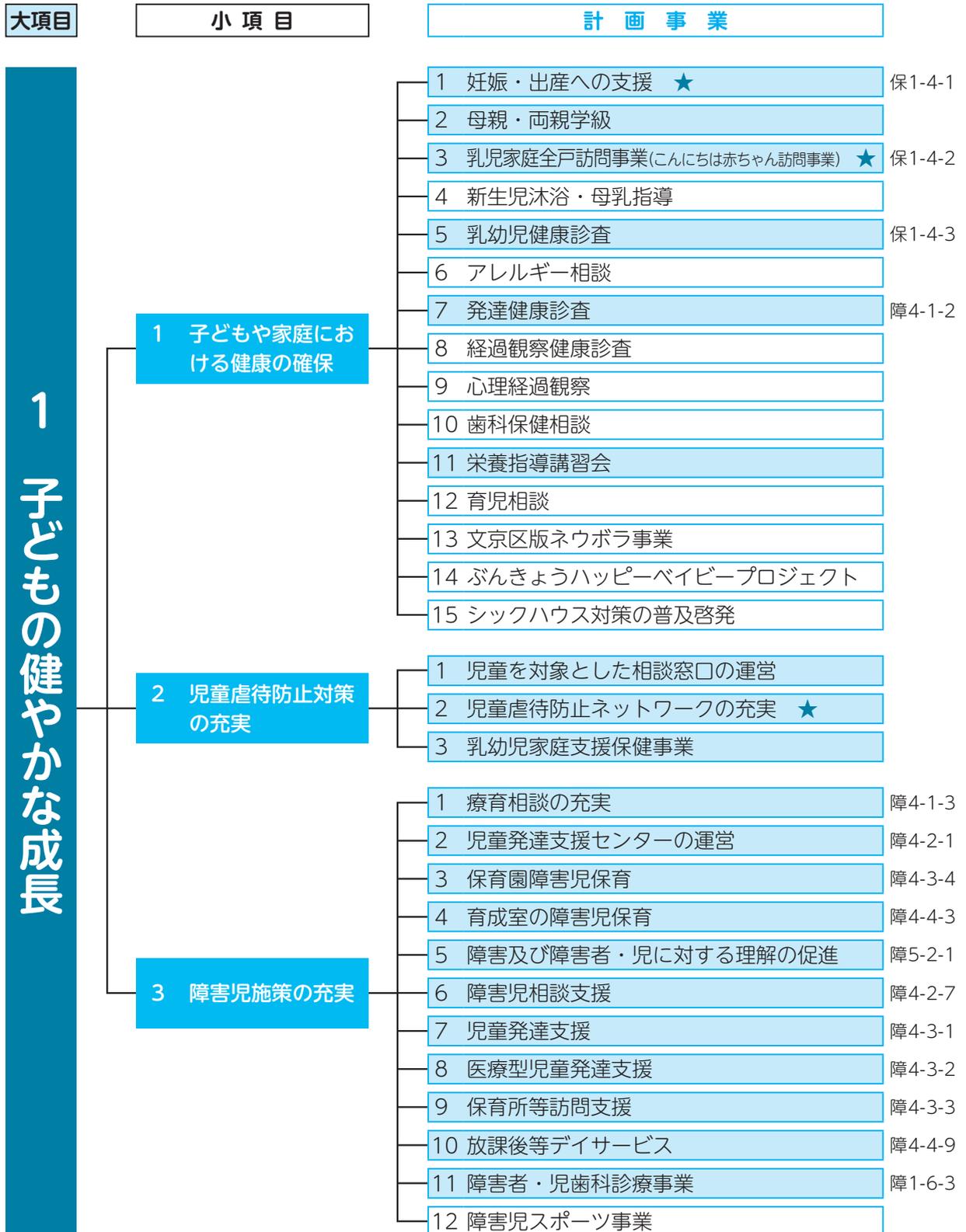
- ・重複掲載事業については、計画の策定期限の違いなどから、一部記載内容が変更されているものがあります。
- ・子ども・子育て支援法第60条に規定する国の定める基本指針(平成26年内閣府告示第159号)において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

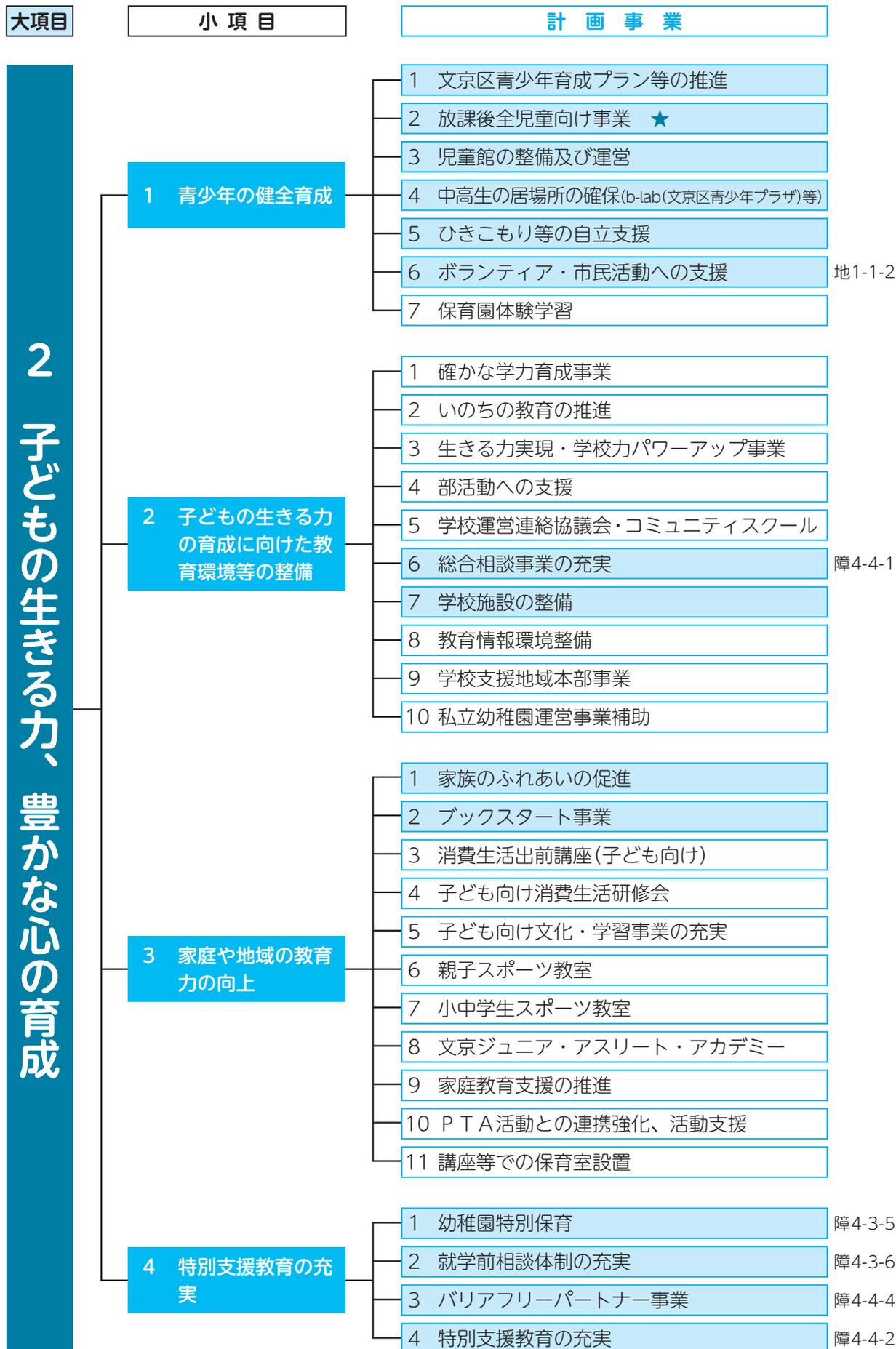
### 2. 計画事業 (P 49～P 115)

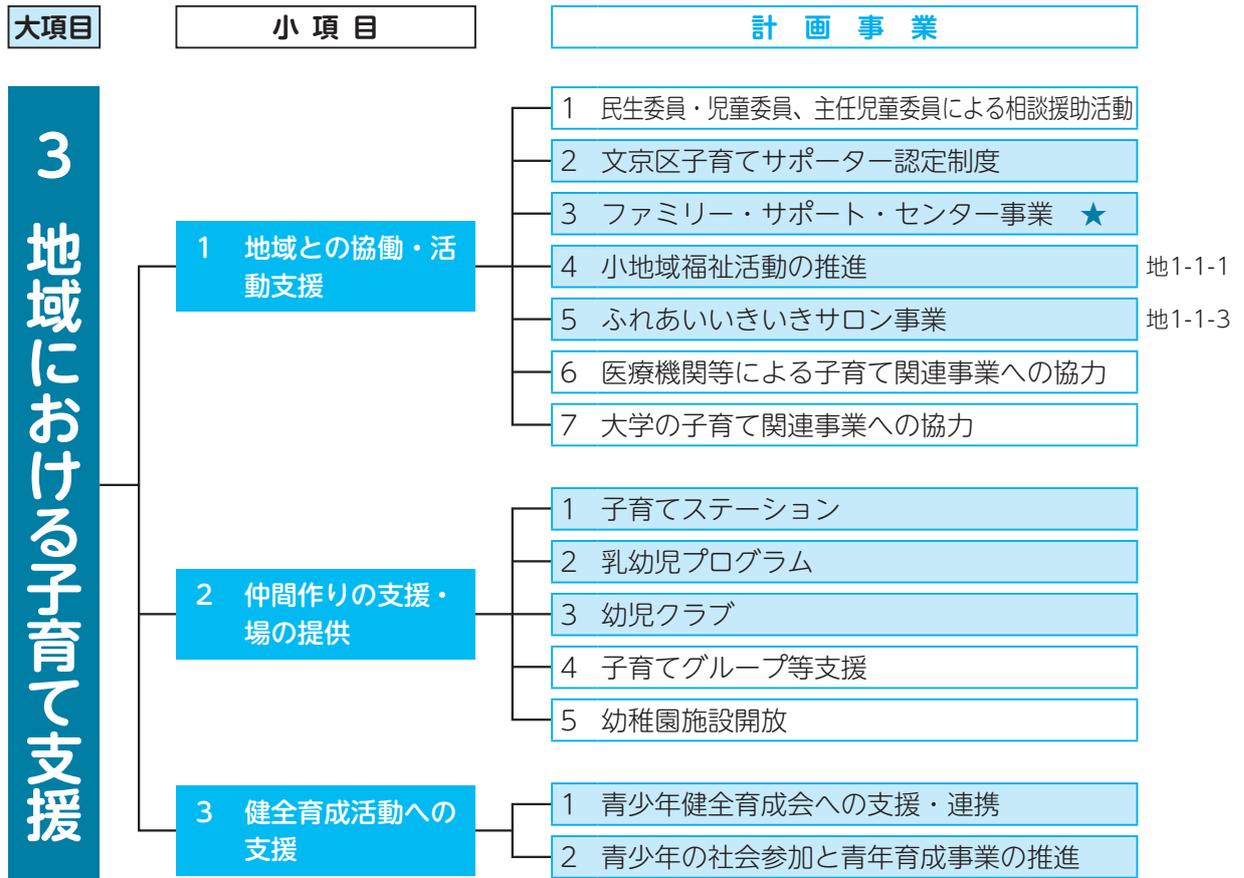
- ・計画事業の  は、他の分野別計画で進行管理を行う事業です。他の分野別計画は、平成27年度～29年度の三カ年計画となるため、本計画においても29年度までの計画目標となっている場合があります。

# 第5章 計画の体系・計画事業

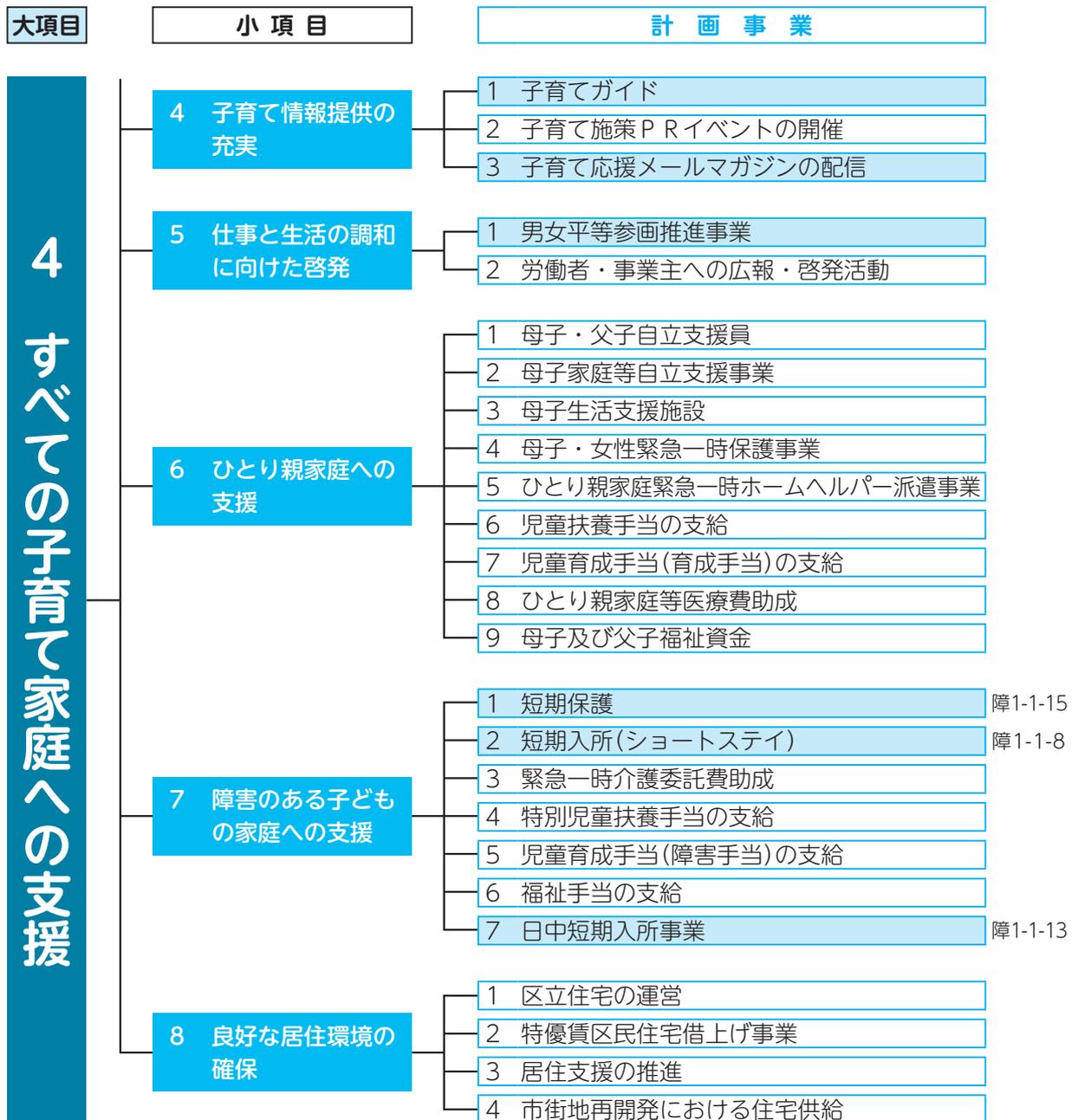
## 1 計画の体系







大項目	小項目	計 画 事 業
4 すべての子育て家庭への支援	1 保育の充実	1 安心・安全なシッターサービスの提供
		2 区立保育園の施設改修
		3 区立幼稚園の定員拡充 ★
		4 幼稚園・保育園の一元化施設の運営管理
		5 区立幼稚園の認定こども園化 ★
		6 お茶の水女子大学認定こども園(仮称)の開設 ★
		7 保育園延長保育 ★
		8 区立保育園年末保育
		9 地域型保育事業 ★
		10 グループ保育室運営 ★
		11 緊急一時保育・リフレッシュ時保育 ★
		12 一時保育 ★
		13 病児・病後児保育 ★
		14 区立幼稚園の預かり保育 ★
		15 認証保育所の運営補助
		16 認可外保育施設の認可化移行支援事業 ★
		17 私立認可保育所の整備拡充 ★
		18 文京区版幼児教育・保育カリキュラム
		19 育成室の整備及び運営 ★
		20 民間事業者誘致による小学生の受入れ ★
		21 市街地再開発事業における子育て支援施設の誘致
		22 福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		23 子育て短期支援事業 ★
		24 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助
	2 子育てに伴う心理的負担の軽減	1 子ども家庭支援センター事業 ★
		2 子育てひろば事業 ★
		3 保育園子育て相談
		4 幼稚園子育て相談
	3 子育てに伴う経済的負担の軽減	1 男性不妊検査費助成事業
		2 特定不妊治療費助成事業
		3 特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業
		4 入院助産
		5 児童手当
		6 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成
		7 保育園第3子保育料助成
		8 認証保育所保育料助成
		9 区立幼稚園保育料の減免
		10 私立幼稚園等保護者負担軽減
		11 入学支度資金貸付
		12 奨学資金貸付
		13 就学援助
		14 学校給食補助





## 2 計画事業

### 1 子どもの健やかな成長

子どもが一人の人間としてその意思が尊重され、子ども一人ひとりの権利が守られ、自己実現を図ることができる社会の実現を目指していきます。このためには、増加する児童虐待の防止に努めるとともに、いじめや暴力行為を許さない社会を築くことが不可欠です。

また、発達段階に応じた適切な情報提供や支援体制を整えるとともに、子どもの発達に不安を抱える保護者へのケアや特別な支援を必要とする子どもへの早い時期からの専門的な支援に取り組みます。

#### 1-1 子どもや家庭における健康の確保

妊娠中からの親子の健康確保と育児不安の解消に努め、子どもが健やかに生まれ育つよう関係機関が連携して支援していきます。

##### 1-1-1 妊娠・出産への支援 ★

事業名	妊娠・出産への支援				
事業概要	妊娠届出書の提出により、母子健康手帳とともに、妊婦健康診査と妊婦歯周疾患検診の受診票を交付する。健診は、年間を通じて各医療機関で実施する。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊婦健康診査受診者数 25,483人</li> <li>・一般健康診査受診票交付 14枚/人</li> <li>・超音波検査受診票交付 1枚/人</li> <li>◆妊婦歯周疾患検診受診者数 770人</li> <li>◆母子健康手帳交付時面接件数 1,241件</li> </ul>		<p>妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成する。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図る。</p> <p>母子健康手帳や妊婦健診受診票の交付時に、保健師による妊婦面接を行うことで、ハイリスク妊婦を把握し、関係機関と連携して適切な支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊婦健康診査受診票交付</li> <li>・一般健康診査受診票交付 14枚/人</li> <li>・超音波検査受診票交付 1枚/人</li> <li>◆妊婦歯周疾患検診受診者 700人</li> <li>◆母子健康手帳交付時面接 1,200件</li> </ul>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○				

### 1-1-2 母親・両親学級

事業名	母親・両親学級				
事業概要	妊婦及びパートナーを対象に、妊娠・出産・子育てについて学ぶ教室を開催し、妊娠中の不安の解消・仲間づくり等を促進する。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	妊婦及びパートナーを対象に体験実習中心のプログラムを実施した。両親学級では、心理職による講義を加え、参加者からは、父親になるイメージがつかめたという感想があった。また、年3回土曜日に1回制の母親学級を開催し、就業している妊婦への支援を図った。 ◆保健サービスセンター 母親学級：12コース 両親学級：8回 母親学級・土曜：3回 ◆保健サービスセンター本郷支所 母親学級：10コース 両親学級：6回		妊婦及びパートナーを対象に、出産・育児についての知識や情報提供を行うなど、親となる準備を支援するため、母親学級と両親学級を開催する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○				

### 1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) ★

事業名	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)				
事業概要	生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行うとともに、悩みや不安を聴き、適切なサービスに結び付ける。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	4か月児健診の対象者リストから未訪問家庭を把握し、約9割の家庭を訪問した。 ◆訪問件数 1,634人		対象家庭に対し、保健師・助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行う。支援が必要な家庭に対しては、保健師による相談を実施し、関係機関と連携して適切な支援を実施する。 ◆訪問率 88%		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○			

### 1-1-4 新生児沐浴・母乳指導

事業名	新生児沐浴・母乳指導				
事業概要	出生後28日未満の新生児及び産後120日未満の産婦の家庭に助産師を派遣し、沐浴・母乳指導を実施し、育児不安の軽減を図る。なお、文京区版ネウボラ事業(事業番号1-1-13)において、乳房マッサージを含めた相談及びサービス提供を別途実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○			

### 1-1-5 乳幼児健康診査

事業名	乳幼児健康診査				
事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、年齢別に発育・発達状態の健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児に必要な保健指導を実施する。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	<p>年齢にかかわらず、経過観察、発達健診、療育相談を実施した。また、未来所者については、家庭訪問等により状況把握に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆4か月児健康診査受診率 98.0%</li> <li>◆1歳6か月児健康診査(歯科)受診率 92.7%</li> <li>◆3歳児健康診査受診率 94.8%</li> </ul>		<p>健康診査により、疾病等を早期に見出し適切な治療や療育につなげるとともに、子育てのストレスや育児不安をもつ等、子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆4か月児健康診査 年60回                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標受診率 98%</li> </ul> </li> <li>◆1歳6か月児健康診査(歯科) 年30回                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標受診率 90%以上</li> </ul> </li> <li>◆3歳児健康診査 年30回                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標受診率 90%以上</li> </ul> </li> </ul>		
対象ライフステージ	妊娠期	乳児期	幼児期	小学生	中高生
		○	○		

### 1-1-6 アレルギー相談

事業名	アレルギー相談				
事業概要	15歳未満で小児ぜん息や食物、環境などによる湿疹等のアレルギー症状のある乳幼児及び小児に対し、専門医の診察に基づき適切な生活指導・栄養指導を行い、発症予防並びに健康の回復を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 1-1-7 発達健康診査

事業名	発達健康診査					
事業概要	運動発達の遅れや発達障害が疑われる乳幼児を対象に、専門医師による健康診査を行い、発達の遅れを早期発見するとともに保健師による個別指導を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)			
	小児神経専門医による健康診査を行い、子どもの発達の遅れを早期発見するとともに、福祉センター等関係機関と連携し適切な療育につなげた。 ◆実施回数 24回 ◆受診者数 146人		専門医師による健診及び保健師による保健指導を行い、子どもの発達の遅れを早期発見するとともに、関係機関と連携し、適切な療育に繋げる。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	実施回数	24回	24回	24回		
	受診者数	150人	150人	150人		
対象ライフステージ	妊娠期	乳児期	幼児期	小学生	中高生	
		○	○			

### 1-1-8 経過観察健康診査

事業名	経過観察健康診査				
事業概要	乳幼児健診でみられた発育等の所見について経過観察し、疾病等の早期発見、早期対応を図るため、小児科医による診察と保健師・栄養士による指導を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 1-1-9 心理経過観察

事業名	心理経過観察				
事業概要	乳幼児健診でみられた精神発達やことば等の問題について、心理相談員による個別相談を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 1-1-10 歯科保健相談

事業名	歯科保健相談				
事業概要	乳幼児を対象に、歯科健診・保健指導・フッ素塗布を実施する。3歳までは、6か月毎の定期健診と希望者にフッ素塗布を行い、継続的な歯科健康管理に努める。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 1-1-11 栄養指導講習会

事業名	栄養指導講習会				
事業概要	疾病予防、健康づくりに関する知識を深め、子どもの望ましい食習慣の定着を図るため、妊婦や乳幼児、子育てを支える方を対象に講習会を実施する。				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
	ライフステージに応じた栄養指導の一環として、妊婦や乳幼児、子育てを支える方を対象とした栄養指導講習会を開催し、食を通じた健康づくりに関する知識と技術を伝達した。 ◆離乳食講習会 48回 ◆幼児食講習会 8回 ◆プレママクッキング 3回 ◆ぶんきょう初孫講座 1回 ◆食育講座 8回			家庭、保育園、幼稚園、学校との連携を密にし、積極的な情報提供に努め、食を通じた健康づくりを広く進めていけるよう、事業内容の充実を図る。 また、地域ぐるみの子育てを視野に入れた事業展開を検討する。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○			

### 1-1-12 育児相談

事業名	育児相談				
事業概要	乳幼児とその親が交流できる場を設けるとともに、保健師、栄養士、歯科衛生士が個別の相談に応じ、育児不安の軽減を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○			

### 1-1-13 文京区版ネウボラ事業

事業名	文京区版ネウボラ事業				
事業概要	妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、保健サービスセンター(本郷支所を含む)の保健師を母子保健コーディネーターとして配置する。さらに、相談拠点の設置などの産前・産後サポート事業及び宿泊型ショートステイなど出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を実施することにより、身近な場で妊産婦等を支える仕組みをつくる。  ネウボラとは…フィンランド語で“ネウボ(neuvo) = アドバイス”、“ラ(la) = 場所”という意味。妊娠から出産、子どもが生まれた後も切れ目なくサポートを提供する支援サービス				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○			

### 1-1-14 ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト

事業名	ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト				
事業概要	<p>子どもを望むすべての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、区民自らの主体的な健康維持・増進に向けた取り組みを支援するとともに、妊娠出産等に関する正確な情報を提供していく。</p> <p>このため、予防医療コンサルタントや医師、民間事業者等を構成員とする「ぶんきょうハッピーベイビー応援団(文京区版少子化対策タスクフォース)」を設置し、その中で出された民間での取り組みを含めた多様な意見を踏まえて、区民に対して、「Happy Baby Guide Book」の配布、中学生用の学習教材の活用や「ハッピーベイビー健康相談」窓口の周知等の取り組みを行う。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○(*)				

\*本計画事業は、妊娠前の子ども望む全ての家庭も対象としている。

### 1-1-15 シックハウス対策の普及啓発

事業名	シックハウス対策の普及啓発				
事業概要	<p>室内環境に起因するアレルゲンの発生抑制やシックハウス症候群の未然の発生防止に努め、区民の健康的な居住環境を確保することを目的として、パンフレットやホームページ、講習会等を通じて広報活動を行い、区民に正しい知識の普及を図る。</p> <p>また、健康的な居住環境を確保するため、相談を受けるとともに、状況と希望によって家庭の室内環境調査を実施し、助言・指導を行う。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

## 1-2 児童虐待防止対策の充実

子どもの権利保障の一環として、虐待の予防、早期発見、被虐待児と家族の援助のため、要保護児童対策地域協議会を中心に地域の虐待防止ネットワークを形成・活用するとともに、支援を必要とする子どもや家庭に対する個別相談や継続的な支援を実施していきます。

### 1-2-1 児童を対象とした相談窓口の運営

事業名	児童を対象とした相談窓口の運営				
事業概要	子どもの権利を守るため、児童・生徒からの相談を受ける窓口を運営するとともに、児童・生徒には、相談窓口等の周知に努める。				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
	①子ども家庭支援センター、教育センターで相談窓口を運営 ②区内小・中学校の新1年生に配付する、都区内の相談機関を紹介するパンフレット等を作成 ◆パンフレット配布数 中学生用 3,800部 小学生用 2,700部 ◆カード配布数 小学生用 2,700部			子どもの権利を守るため、児童・生徒からの相談を受ける窓口を運営する。児童・生徒には、相談窓口を紹介するパンフレット、カード等を配付し、虐待やいじめ等の早期発見を図る。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 1-2-2 児童虐待防止ネットワークの充実 ★

事業名	児童虐待防止ネットワークの充実				
事業概要	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
	要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議・個別ケース会議等を78回開催し、関係機関の連携強化と専門性の向上を図った。 児童虐待防止マニュアル【一般用】改定 10,000部			地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営する。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 1-2-3 乳幼児家庭支援保健事業

<b>事業名</b>	乳幼児家庭支援保健事業				
<b>事業概要</b>	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診における虐待予防スクリーニングの実施により、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行い、虐待を予防する。				
<b>計画目標</b>	<b>実績(平成25年度)</b>		<b>計画内容</b>		
	支援が必要な養育者や子どもの状況に応じて、個別相談・集団指導を実施した。なお、保健サービスセンター本郷支所実施の子ども支援グループについては、支援の継続性を図るため月2回開催とした。また、必要時には、関係機関とも連携して継続的な支援につなげた。 ◆支援検討会 72回 ◆個別相談 24回 ◆親支援グループ 24回 ◆子ども支援グループ 48回 ◆講演会 4回		養育力の不足した家庭を早期に発見し、支援が必要な養育者や子どもの状況に応じた適切な対応を行うことにより虐待の予防を図る。 乳幼児健診時に子育てアンケートを行い、支援検討会を開催する。要支援者に対しては、支援計画に基づき、心理専門職による個別相談、心理専門職や保健師による継続的な支援を実施する。		
<b>対象ライフステージ</b>	<b>妊娠期</b>	<b>就学前(3歳未満)</b>	<b>就学前(3歳以上)</b>	<b>小学生</b>	<b>中高生</b>
		○	○		

### 1-3 障害児施策の充実

子どもの発達について不安を感じている保護者の相談や障害児等への専門的な指導・訓練など、支援の充実を図るとともに、保育園・育成室において個別指導計画に基づく保育を実施します。

また、障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して過ごし育つことができるよう、障害に対する理解を促していきます。

#### 1-3-1 療育相談の充実

事業名	療育相談の充実				
事業概要	教育センターでの総合相談事業において、関係機関との連携により、発達に何らかの遅れ等のある子どもの保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。また、必要に応じて専門訓練、グループ指導、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	平成25年度の新規相談件数は180件で、相談件数は増加傾向にある。乳幼児発達支援連絡会、発達支援巡回相談を通じて、他機関との連携強化をさらに進め、適切な相談支援を行った。		保健サービスセンター等の関係機関とのさらなる連携強化及びネットワークの構築を図り、発達に何らかの遅れ等のある子どもの早期相談、早期療育につなげる体制の整備を進めていく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 1-3-2 児童発達支援センターの運営

事業名	児童発達支援センターの運営				
事業概要	児童福祉法に基づく児童発達支援センターを開設し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、地域の障害児支援に取り組む。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
			専門機能を活かした障害児やその家族への支援を行うとともに、保育所等訪問支援の実施に向けた検討を進めるなど他施設への援助を行うことにより、地域の中核的な療育支援施設としての役割を担っていく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 1-3-3 保育園障害児保育

事業名	保育園障害児保育					
事業概要	区立保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	各区立園において、特別な配慮を要する児童29人に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施した。 ◆実施保育園数 18園 ◆入園児童数 29人		特別な配慮を要する児童に対して、個別指導計画に基づく集団保育を実施することにより、児童の発達を支援する。また、区立保育園と児童発達支援センターとの交流研修等により職員の資質向上を図るとともに、児童発達支援センターが実施する発達支援巡回相談事業等を活用し、臨床心理士や作業療法士等との連携により効果的な支援を行う。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	実施保育園数	18園	18園	18園	18園	18園
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○			

### 1-3-4 育成室の障害児保育

事業名	育成室の障害児保育					
事業概要	保護者が仕事や病気等のため、放課後等の保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童(要配慮児)に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	全育成室29室のうち26室で入室者があり、個別指導計画の作成を行った。なお、3室については、要配慮児の入室実績がなかった。 ◆要配慮児保育を行う育成室数 26室 ◆個別指導計画を作成する育成室数 26室		保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生の要配慮児に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。保育補助の非常勤職員を配置し、保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	要配慮児保育を行う育成室数	32室	34室	36室	37室	37室
	個別指導計画を作成する育成室	32室	34室	36室	37室	37室
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
				○		

### 1-3-5 障害及び障害者・児に対する理解の促進

事業名	障害及び障害者・児に対する理解の促進				
事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	心のバリアフリーハンドブックの活用 ・区立小中学校に対し教材として配付 ・ふれあいの集いや講演会等での配布 ・CATVでの周知 等 講演会の開催 ・地域支援フォーラム(区内事業者等が実行委員として参加)において、実行委員主催と区主催で各1回ずつ開催。		障害の特性や障害のある人について、子どもから大人まで理解を深める。 ・講演会の実施 6回(年2回) ・パンフレット等の作成		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	○

### 1-3-6 障害児相談支援

事業名	障害児相談支援					
事業概要	児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行う。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)			
	通所支援利用の該当児のほぼ全員の利用計画を作成した。今後も利用児の増加は見込まれるが、障害児相談支援事業者数が少ないことから、事業者の新規指定が必要である。 ◆障害児相談支援事業者 3か所 ◆障害児支援利用計画作成数 172件		障害児通所支援事業の利用児を対象に、障害児支援利用計画等を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	障害児相談支援事業者	4か所	5か所	6か所		
	障害児支援利用計画作成数	538件	578件	606件		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○	○	○	

### 1-3-7 児童発達支援

事業名	児童発達支援					
事業概要	児童福祉法に基づき、未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)			
	関係機関との連携強化、早期発見、早期療育に伴って、児童発達支援利用者数が増加した。また、個に応じた適切な指導かつ専門的な訓練により、療育効果がみられている。 ◆延利用者数 808人 ◆延利用日数 5,158日		児童発達支援センター等において、障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	延利用者数	1,424人	1,567人	1,724人		
	延利用日数	9,256日	10,186日	11,206日		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○		※	

※15歳以上の児童で学校教育法上の学校に在籍していない場合は、児童発達支援の対象となります。

### 1-3-8 医療型児童発達支援

事業名	医療型児童発達支援					
事業概要	児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)			
	医療型児童発達支援の利用実績は少数にとどまっており、近隣の事業所が少ないことや母子通園を要件としていること等が一因と想定される。 ◆延利用者数 12人 ◆延利用日数 136日		医療的な支援が必要な障害児に対して、児童発達支援及び治療を行うことで、障害児の心身の発達を促進する。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	延利用者数	24人	24人	24人		
	延利用日数	168日	168日	168日		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

### 1-3-9 保育所等訪問支援

事業名	保育所等訪問支援				
事業概要	保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行う。本事業は児童福祉法の改正による新たなサービスであり、平成27年度より開設する児童発達支援センターの機能として位置づけられるものである。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
			児童発達支援センターにおいて、平成28年度中の事業の開始に向けて検討を進めていく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

### 1-3-10 放課後等デイサービス

事業名	放課後等デイサービス					
事業概要	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を行うことで、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所とする。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)			
	区内の心身障害児通所訓練施設が放課後等デイサービスに移行し、25年4月より事業を開始した。放課後等デイサービスは需要の高いサービスであり、引き続き、事業の充実についての検討が必要である。 ◆実利用者数 38人 ◆延利用日数 2,473日		平成27年度より文京総合福祉センター内の施設をはじめとして、より利用しやすい環境を整備する。事業所の周知に努めるとともに、個に応じた適切な支援を行っていく。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	実利用者数	110人	138人	148人		
延利用日数	7,698日	9,639日	10,944日			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
				○	○	

### 1-3-11 障害者・児歯科診療事業

事業名	障害者・児歯科診療事業				
事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者・児等に歯科診療の機会を提供する。また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていく。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	毎週土曜日の午後に保健サービスセンター内歯科室にて診療を行った。なお、高次医療機関への紹介を1名、地域のかかりつけ医の紹介を10名行った。 ◆利用者数 185人 ◆実人数 44人(内、新規11人)		保健サービスセンター内歯科室にて歯科治療を行う。また、各種相談、歯磨き指導、食生活指導、必要な予防措置、定期歯科健康診査等を行うとともに、高次医療機関や地域のかかりつけ医へ繋げる。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度
利用者数	240人	240人	240人		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 1-3-12 障害児スポーツ事業

事業名	障害児スポーツ事業				
事業概要	水泳教室等の障害児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝える。また、スポーツ施設改修時には、積極的にバリアフリー化を推進する等、利用者の誰もが安全快適に利用できる施設環境に整備する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

## 2 子どもの生きる力、豊かな心の育成

子どもたちの生きる力、豊かな心の育成を図る上で、学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた力を育むため、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成や健康・体力の増進に向けた取り組みが必要です。

そのために、子どもの学びを保障する教育環境の整備、教員の資質向上などに取り組みます。さらに、青少年の健全育成に向けた取り組みを進めるとともに、家庭や地域との連携を図った地域ぐるみでの子どもへの働きかけを推進します。

### 2-1 青少年の健全育成

青少年の健全育成を推進するため、青少年育成プラン等の趣旨に基づく事業の実施や放課後等の子どもたちの安全かつ安心で魅力的な居場所の確保、さらに自主性・社会性を促すための支援などを進めます。

#### 2-1-1 文京区青少年育成プラン等の推進

事業名	文京区青少年育成プラン等の推進				
事業概要	「文京区青少年育成プラン」の育成ビジョン・推進目標・推進項目及び「青少年健全育成のあり方に関する報告書」に基づき、青少年問題協議会において施策を検討・実施する。また、青少年健全育成会(平成26年度までの名称：青少年対策地区委員会)においては、各地区の行動計画に基づき事業を実施する。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	「文京区青少年育成プラン」の重点行動である「あいさつ・声かけ・きっかけ作り」の趣旨を広く周知するため、標語を活用した児童向けのクリアファイルを作成・配布した。また、ITメディアの安全・適切な活用を呼びかける情報提供冊子を作成・配布した。 さらに、青少年問題協議会において、青少年関係団体及び区の今後の活動の方向性を示した「青少年健全育成のあり方に関する報告書」を作成した。		「文京区青少年育成プラン」の育成ビジョン・推進目標・推進項目及び「青少年健全育成のあり方に関する報告書」に基づいて、青少年問題協議会において施策を検討・実施し、より一層の青少年健全育成の推進を図る。 また、青少年健全育成会においては、青少年健全育成を目的とした各地区の行動計画に基づく事業を実施していく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

## 2-1-2 放課後全児童向け事業 ★

事業名	放課後全児童向け事業				
事業概要	区立小学校の放課後や休業日に校庭等(各学校で設定)を開放し、区の支援及び調整等のもと、保護者及び地域の大人をはじめとする事業体制を整え、子どもが安心して活動(遊びや学び)できる、小学生を対象とした放課後の居場所を提供する。				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
	林町小学校、駕籠町小学校、明化小学校において事業を実施した。平成25年度は実施日数469日、延参加児童数20,850人となっている。			放課後子ども教室、こどもひろば等を含め再編整備するとともに、学校施設等を有効活用した新たな「小学生を対象とした放課後の居場所づくり」を検討・実施する。 ◆事業実施校 20校	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	

## 2-1-3 児童館の整備及び運営

事業名	児童館の整備及び運営				
事業概要	児童の健全育成を図るとともに、児童館の耐震化補強を進め、あわせて内装改修及び設備整備を行い、環境を整備する。				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
	指導員及び非常勤職員を対象にした研修を行い、保育の質の確保に努めた。 目白台児童館耐震補強工事(25年7月施工)にあわせ、内装工事及び設備整備を行った。 ◆登録者数 全16館 30,619人 ◆耐震改修工事实施 1館			職員研修の内容の充実を図り、特色ある児童館事業運営に努めるとともに、小学生の放課後の居場所の充実を図る。なお、放課後全児童向け事業の再編整備に伴い、今後の児童館のあり方を検討する。 また、内装改修及び設備整備を行う。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 2-1-4 中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ)等)

事業名	中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ)等)					
事業概要	<p>平成27年4月開設の区内初の中高生向け施設「b-lab(文京区青少年プラザ)」において、すべての中高生にとって魅力的な居場所を提供するほか、文化・スポーツ等の各種講座を実施し、利用者の自主性・社会性を促す。</p> <p>また、児童館においては、従来実施していた事業等をb-labと連携して実施し、中高生の居場所確保に努める。</p>					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	<p>開館前の取り組みとして、施設を周知するための広報誌を作成した。各区立中学校全生徒に対しては職員が学校に訪問して、広報誌の内容を直接説明した。また、各児童館において幅広い年代に向けた催し物を実施した。</p>		<p>より多くの中高生に継続して利用してもらうため、魅力的な居場所づくりとなるよう、利用者による運営への参画、各種講座の実施等により、一層の充実を図る。また、広報誌の発行やホームページ等の情報発信により、広く中高生に対して継続した周知を図る。</p> <p>児童館においては、従来実施していた事業等をb-labと連携して実施し、中高生の居場所確保に努める。</p>			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者数(※b-lab)	14,360人	16,658人	17,324人	18,017人	18,738人	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
					○	

### 2-1-5 ひきこもり等の自立支援

事業名	ひきこもり等の自立支援					
事業概要	<p>半年以上、就学・就労等の社会参加ができず、家族以外の人間関係がない状態(ひきこもり状態)にある若者の自立を図るため、本人やその家族の状況に合わせた新たな支援体制を構築するとともに、相談事業や社会参加への意欲を向上させるための段階的なプログラムを実施する。</p>					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	/		<p>ひきこもり状態にある若者やその家族を支援するため、相談事業や居場所事業の充実を図るとともに、社会経験を積むための段階的プログラム、事業の協力ボランティア団体の増加に努める。</p> <p>また、家族向けの講演会や個別相談会、茶話会を継続的に実施し、社会参加につなげる支援を行う。</p>			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	講演会及び個別相談会	3回	3回	3回	3回	3回
茶話会	6回	6回	6回	6回	6回	
ステップUPプログラム協力団体数	6団体	8団体	10団体	12団体	14団体	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
					○	

### 2-1-6 ボランティア・市民活動への支援

事業名	ボランティア・市民活動への支援				
事業概要	ボランティア・市民活動センターを運営する社会福祉協議会にて、地域の担い手の育成、福祉教育の充実、ボランティア情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図る。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	災害ボランティアセンター養成講座は、実際の立ち上げを視野に、実践に近い内容で実施した。 センター登録団体の総数は変わらないが、新規立ち上げ団体もあり活発化している。 ◆ボランティア・市民活動まつり 参加団体数 75団体 ◆センター利用登録団体数 79団体		ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。 また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度
ボランティア・市民活動まつり参加団体数	80団体	82団体	84団体		
利用登録団体数	85団体	108団体	116団体		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 2-1-7 保育園体験学習

事業名	保育園体験学習				
事業概要	中学・高校生の職業体験等の受入れを積極的に行い、職業体験と併せて乳幼児と接する機会を提供することで、年少者を思いやる気持ちを醸成する。中学校、高等学校からの依頼に基づき、積極的に区立保育園17園で生徒を受入れ、職業体験の機会を提供する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		○

## 2-2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

各学校の特色に合わせた少人数指導などの指導方法の工夫や教育相談の充実により、子どもたちの安心した学びを保障し、生きる力を育みます。また学校施設や教育情報環境を整備し、より良い教育環境づくりを進めます。さらに、地域全体で学校教育を支える体制づくりを進めることで、教師と子どもが向き合う時間を増やし、地域の教育力の向上を図ります。

### 2-2-1 確かな学力育成事業

事業名	確かな学力育成事業				
事業概要	<p>全小・中学校に非常勤講師を配置し、少人数指導やチーム・ティーチングを実施することにより指導方法を工夫・改善するとともに、対応が困難な学級、授業等に教育課題対応の講師を配置し、複数担任制等を実施するなど学級運営支援を行う。</p> <p>小学校においては、校長の経営方針や重点課題等に対応した指導方法の工夫・改善を行う。中学校においては、東京都の教員加配による少人数指導を補充・強化するとともに、チーム・ティーチングを導入し、充実を図る。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 2-2-2 いのちの教育の推進

事業名	いのちの教育の推進				
事業概要	<p>「いのちと人権を考える月間」(5月、12月)の実施を通して、自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、自他の生命を尊重する心、人権を大切に作る心や態度を育てる。また、学識経験者、医師、看護師等による「いのちと心の授業」(乳幼児とのふれあいを含む)を実施する。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

### 2-2-3 生きる力実現・学校力パワーアップ事業

事業名	生きる力実現・学校力パワーアップ事業				
事業概要	<p>新学習指導要領、文京区教育振興基本計画の目指す知・徳・体の調和の取れた「生きる力」の実現に向けて、各学校・園が学校評価を基に、幼児・児童・生徒、保護者、地域の期待に応えるために、特色ある教育活動を展開する。</p> <p>学識経験者・専門家・地域人材資源活用、大学等連携による補充学習、教育活動レベルアップ推進等を通して、各学校・園ならではの魅力と活力あふれる教育活動を推進する。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

### 2-2-4 部活動への支援

事業名	部活動への支援				
事業概要	区立中学校においては、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するため、部活動指導を推進している。各中学校の学校規模や教員の専門性等の状況に応じ、顧問教員を補助する部活動指導員を配置し、技術的指導や専門的指導を行うことにより、部活動全体の充実を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
					○

### 2-2-5 学校運営連絡協議会・コミュニティスクール

事業名	学校運営連絡協議会・コミュニティスクール				
事業概要	全幼稚園、小・中学校に「学校運営連絡協議会」を設置し、学校運営や教育活動に地域の意見を反映することによって、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを推進する。 また、コミュニティ・スクールにおいては、「学校運営協議会」が学校運営の基本方針を承認し、教育活動等に意見を述べるなど、地域住民等による学校運営参画を一層推進する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
			○	○	○

### 2-2-6 総合相談事業の充実

事業名	総合相談事業の充実				
事業概要	いじめ、不登校、非行、発達障害、集団不適応等の幼児・児童・生徒の課題及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けて、教育センターと各園・学校とが連携し、効率的・効果的な支援を行う。 さらに、教育センターにおいて教育相談室と療育相談(1-3-1参照)の窓口一元化及び幼稚園・保育園の巡回相談の移管を行い、乳幼児期から学齢期への切れ目のない相談支援を行う。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育相談室相談延べ回数 5,594回</li> <li>◆スクールカウンセラー相談 延べ回数 19,899回</li> <li>◆適応指導教室 通級人数 17名</li> <li>◆スクールソーシャルワーカー面接 延べ回数 2,456回</li> <li>◆巡回相談員延べ回数 120回</li> <li>◆育成室巡回相談延べ件数 149件</li> <li>◆家庭と子どもの支援員派遣時間 2,758時間</li> </ul>		<p>新たな教育センター開設により、学校支援の拠点として各園・学校への連携・支援体制の強化を進めるとともに相談体制の充実を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合相談事業の強化(教育相談室、スクールカウンセラーの配置及び派遣、適応指導教室、スクールソーシャルワーカーの配置、巡回相談員派遣、育成室巡回相談、学校と家庭の連携推進事業)</li> <li>2 教育相談と療育相談の一元化による支援の強化</li> </ol> <p>乳幼児から18歳までのライフステージに応じた切れ目のない相談・支援の充実を図る。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	○

### 2-2-7 学校施設の整備

事業名	学校施設の整備					
事業概要	学校施設の改築や大規模改修を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	第六中学校1期工事が終了するとともに、柳町幼稚園の園庭改修及び礪川小学校の給食室整備を実施した。			教育活動の充実を図るため、学校施設の改築をはじめ、校庭改修、給食室整備及び学校施設の快適性向上等、各種大規模改修を計画的に行っていく。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	学校施設改築	2校	2校	2校	2校	2校
	校庭改修	2校	1校	1校	1校	1校
給食室整備	1校	1校	1校	1校	1校	
外壁・サッシ改修	2校	2校	1校	1校	1校	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
			○	○	○	

### 2-2-8 教育情報環境整備

事業名	教育情報環境整備				
事業概要	小・中学校のコンピュータ教室へのパソコン整備や、普通教室への電子黒板の整備等により、高度情報化社会に対応した教育環境を整備し、教育関係機関の情報伝達の円滑化・共有化を図るとともに、児童・生徒の学習環境の情報化を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 2-2-9 学校支援地域本部事業

事業名	学校支援地域本部事業				
事業概要	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充、及び地域の教育力の向上を図る。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 2-2-10 私立幼稚園運営事業補助

事業名	私立幼稚園運営事業補助				
事業概要	区内私立幼稚園が幼児教育の振興・充実を図るために行う預かり保育、未就園児向け施設開放、育児相談等の事業に対し、補助を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

## 2-3 家庭や地域の教育力の向上

家族のふれあいを深めるための啓発や、子ども向けの楽しみながら学べる各種講座、スポーツやレクリエーション事業、ブックスタート事業などを通じて、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに関連した事業にも取り組んでいきます。

### 2-3-1 家族のふれあいの促進

事業名	家族のふれあいの促進				
事業概要	最も基本的な人間形成の場である家庭の意義を見直し、家族のふれあいやきずなを深めるため、毎月第2日曜日を文京区「家庭の日」と定め、啓発品の配布や、区ホームページによる啓発を行う。また、青少年健全育成会(平成26年度までの名称：青少年対策地区委員会)が実施する「家庭の日」啓発事業に対する補助を行う。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	<p>青少年健全育成会が実施する、「家庭の日」啓発事業に対し補助を行うとともに、九地区合同行事「文の京こどもまつり」を実施し、家族のふれあいの促進を図った。</p> <p>また、家族のふれあいやきずなを深める目的として、「野菜の種入り絵袋」を区立小学校全児童に配布した。さらに、「文の京こどもまつり」では当日先着800名に植物栽培キットを配布し、「家庭の日」の周知を図った。</p>		<p>最も基本的な人間形成の場である家庭の意義を見直し、家族のふれあいやきずなを深めるため、毎月第2日曜日を文京区「家庭の日」と定め、啓発品の配布や、区ホームページによる啓発を行う。</p> <p>また、青少年健全育成会が実施する「家庭の日」啓発事業に対する補助を行う。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

### 2-3-2 ブックスタート事業

事業名	ブックスタート事業				
事業概要	保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所でそれぞれ毎月2回行われている生後4か月児健康診査の際に、ブックスタート事業を実施する。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	保健サービスセンターの生後4か月健診の実施方法を変更(保健サービスセンター：毎月3回、保健サービスセンター本郷支所：毎月2回)したことに伴い、ブックスタート事業についても、来診者全員に説明及び案内等を実施する方法に改善することで、実施人数が増加した。 ◆実施人数 1,857人		保健サービスセンターで行っている生後4か月健診時に、図書館職員がブックスタートパックを配布し、絵本の読み聞かせ方の説明と、図書館の案内を行う。絵本を介して親子のふれあいを深め、親子の健全なかかわりを育む子育て支援の一助とする。また、指定管理者と連携して、乳幼児期からの読書環境や読書活動の一層の充実を図るとともに、成長に伴った読書活動を推進していく。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○			

### 2-3-3 消費生活出前講座(子ども向け)

事業名	消費生活出前講座(子ども向け)				
事業概要	夏休み期間に受入れ可能な区内児童館や育成室において、消費生活出前講座を実施する。家庭での実践が家族に波及する効果も期待し、先入観なく理解し、行動できる時期に、楽しみながら学べる消費者啓発の講座を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	

### 2-3-4 子ども向け消費生活研修会

事業名	子ども向け消費生活研修会				
事業概要	物の見方や考え方等基礎的な知識を養う時期である小学生を対象に、夏休みを利用して2回、食生活や環境問題等消費生活の基本的姿勢を学び、楽しみながら知識を習得する機会を提供する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	

### 2-3-5 子ども向け文化・学習事業の充実

事業名	子ども向け文化・学習事業の充実				
事業概要	<p>子ども向けのコンサートや各種教室など文化・学習事業を実施し、異年齢の子どもや多世代の地域の人たちとふれあう機会を提供する。</p> <p>夏休み期間中、小・中学生向けに自由参加型クイズを実施し、広く文京ふるさと歴史館に親しみ、文京区の歴史や文化への興味や関心を高める機会を提供する。(文京ふるさと歴史館)</p> <p>親子文学プログラムや児童を対象とした文の京ワークショップなど、鷗外や文学・工作等について楽しく親しみながら学べる事業を実施する。(現事業は指定管理者の提案事業であるため、指定期間が終わる29年度以降は、内容変更の可能性あり)</p> <p>(森鷗外記念館)</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 2-3-6 親子スポーツ教室

事業名	親子スポーツ教室				
事業概要	<p>親子のふれあいを通し、子どもたちの心身の健全な育成と生涯スポーツの普及・振興を図ることを目的とした初心者スポーツ教室を実施する。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 2-3-7 小中学生スポーツ教室

事業名	小中学生スポーツ教室				
事業概要	<p>小中学生の心身の健全な育成と、ジュニアスポーツの普及・振興を図ることを目的とした初心者スポーツ教室を実施する。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 2-3-8 文京ジュニア・アスリート・アカデミー

事業名	文京ジュニア・アスリート・アカデミー				
事業概要	<p>小学4～6年生を対象に、2年1期の期間で、スポーツ科学等に関わる専門家による指導を行う。1年目はすべてのスポーツの基礎となる「走・投・跳」の基礎トレーニングを行ない、2年目には様々な競技スポーツを体験させ、競技種目に対応したトレーニングを学ぶほか、保護者も含めメンタルトレーニングや食育等に関わる知識も身に着ける事業を実施する。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	

## 2-3-9 家庭教育支援の推進

事業名	家庭教育支援の推進				
事業概要	家庭における教育力の向上のため、子どもの実態、家庭の現状に即したテーマを内容とする講座等を開設することにより、家庭や地域の教育力のさらなる向上を図る。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

## 2-3-10 P T A活動との連携強化、活動支援

事業名	P T A活動との連携強化、活動支援				
事業概要	保護者の学習の場として、また、親同士及び親と教員とのつながりを作る場として、P T A活動を支援することにより、P T A相互の連携を強化し、家庭の教育力を向上させる。 P T Aを対象とした各種講演会・研修会、家庭教育講座等の企画内容の充実を図るとともにP T A連合会合同行事への支援を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

## 2-3-11 講座等での保育室設置

事業名	講座等での保育室設置				
事業概要	幼児を持つ親が文京アカデミア講座や講演会などの学習活動に参加できるよう、講座等の開催時に保育室を設置する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

## 2-4 特別支援教育の充実

区立小・中学校において、特別支援教育担当指導員、バリアフリーパートナーを活用し、発達障害を含む障害のあるすべての児童・生徒の学習支援や一層の自立を目指します。また、交流及び共同学習支援員を配置し、通常の学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒が共に学ぶ「交流及び共同学習」を推進します。併せて、幼稚園特別保育や就学相談体制の充実を図ることにより、幼・小・中の発達の段階に応じた支援を進めていきます。

### 2-4-1 幼稚園特別保育

事業名	幼稚園特別保育				
事業概要	区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促していく。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	<p>区立幼稚園における特別保育のための非常勤講師及び臨時職員を配置した。支援の充実を図るため、特別保育等の認定を行い、個に応じた支援を図るとともに、個別指導計画を作成した。</p> <p>特別支援教育連携協議会の専門家チームの巡回を受け、幼稚園教諭等への指導助言を活用した。</p> <p>就学支援シートの周知及び活用推進を行った。</p> <p>◆個別指導計画作成者数 継続25人 新規31人</p>		<p>特別な支援が必要な園児の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の園児の発達を促すとともに、その支援が小学校就学へとつなげるシステムを整備する。</p> <p>具体的には、特別支援連携協議会の専門家チーム活用による幼稚園教諭等への指導助言、就学支援シートの周知及び活用推進、特別保育を補助する非常勤職員及び臨時職員の配置等を行う。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

## 2-4-2 就学前相談体制の充実

事業名	就学前相談体制の充実				
事業概要	<p>専門の委員からなる特別支援教育相談委員会(平成26年度に就学相談委員会から名称変更)を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒が、可能な限り保護者の意見を尊重したうえで、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする。</p>				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	<p>特別な支援を必要とする児童・生徒の就学について保護者からの相談を受け、支援の専門家等から構成された就学相談委員会での審議や学級見学会、就学説明会等を行うことにより保護者、児童・生徒が安心して就学できるよう相談体制の充実を図った。</p> <p>◆就学相談：小学校就学 60件 中学校就学 22件</p>		<p>特別支援教育相談委員会の円滑な運営のもと、個々のニーズに応じた適切な支援を行う。小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、学校見学会への同行や、卒園児の保護者を交えての就学説明会等のさらなる充実を図る。</p> <p>特別支援連携協議会(専門家チーム)との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

## 2-4-3 バリアフリーパートナー事業

事業名	バリアフリーパートナー事業				
事業概要	<p>特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた教育を受けられることができるようにするため、障害児への支援に理解のある大学生や地域人材等の協力を得て児童・生徒へのサポートを行う。</p>				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	<p>バリアフリーパートナーが特別な支援を必要とする児童・生徒の理解を深められるようNPOと連携し、筑波大学附属大塚特別支援学校の支援の専門家等を講師に研修を行った。また、NPOのコーディネーターが学校との調整を行い、実際の現場でバリアフリーパートナーの活動を援助することにより、支援の充実を図っている。</p> <p>◆サポート実施数 幼稚園：10園、小学校：15校 中学校：1校</p>		<p>幼児・児童・生徒のニーズに応じた教育を受けられることができるようにするため、引き続き大学やNPO法人と連携し、バリアフリーパートナーの人材確保や、資質の向上を図るための研修等を実施する。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

### 2-4-4 特別支援教育の充実

事業名	特別支援教育の充実				
事業概要	文京区教育振興基本計画を踏まえ、区立小学校及び中学校にこれまでの特別支援教育支援員に代わり平成26年度から教員免許を有する特別支援教育担当指導員を配置し、交流及び共同学習支援員とともに特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	特別支援教育支援員を全校に配置し、通常の学級に在籍する支援を要する児童・生徒の支援を行った。 ◆特別支援教育支援員の配置小学校 20校 ◆特別支援教育支援員の配置中学校 10校 ◆支援員数(小学校) 20人 ◆支援員数(中学校) 10人		特別支援教育に係る研修により教員の指導力向上を図るとともに、特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進める。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 3 地域における子育て支援

都市化の進展や核家族化の定着、さらには、就業形態の多様化などといった複雑な要因により、子育てに心理的な不安や負担を感じている保護者が少なくありません。地域で安心して子育てができるよう、子育てについて豊かな知識・経験を有する地域の人たちの協力を得ることや、NPO、大学などと連携して子育てを支援していくことが重要です。

今後とも、こうした地域における子育て支援が促進されるよう、場の提供やきっかけづくりなどに取り組んでいきます。

#### 3-1 地域との協働・活動支援

地域の中でお互い助け合いながら子育てができるよう、様々な団体等との協力、連携を進めます。引き続き、社会福祉協議会の取り組むファミリー・サポート・センター事業を推進するとともに、医師会・歯科医師会・大学等とも連携した子育て支援を行っていきます。

##### 3-1-1 民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動

事業名	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動				
事業概要	地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員協議会への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 3-1-2 文京区子育てサポーター認定制度

事業名	文京区子育てサポーター認定制度				
事業概要	区の子育て支援事業等でも活用できる、横断的な認定制度と研修プログラムを区内関係機関の協力を得て開発し、新たに「文京区子育てサポーター認定制度」を導入する。さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。【社会福祉協議会実施事業】				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
			<p>「文京区子育てサポーター認定制度」を立ち上げ、区の子育て関連事業の新たな担い手の発掘と養成を行い、「ファミリー・サポート・センター事業(事業番号3-1-3)」のサービス範囲を拡充した「ハッピーシッター事業」の実施へ繋いでいく。</p> <p>また、子育て中の世帯同士等が、活動内容や時間を限定した預かり合いを行う仕組みを構築し、地域における子育て支援を推進していく。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

### 3-1-3 ファミリー・サポート・センター事業 ★

事業名	ファミリー・サポート・センター事業					
事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	<p>地域における子育ての相互援助活動として、子どもの一時預かり、送迎等を行った。また、子どもの習い事の援助活動など、多様化する子育て世帯のニーズに対応することで、子育てと就労の両立を支援した。</p> <p>◆活動件数 6,261人 ◆会員数 2,282人 (内訳) 依頼会員数 2,020人 提供会員数 243人 両方会員数 19人</p>		<p>援助を行う会員宅での預かりに加え、利用会員宅での預かりを行うとともに、早朝・深夜や緊急時、病後児などの多様な子育てニーズに対応するため、「ハッピーシッター事業」として、新たなシッターサービスを順次実施する。</p> <p>また、社会福祉協議会にて新たに実施する「文京区子育てサポーター認定制度(事業番号3-1-2)」により育成された人材を確保することで、提供会員数の増加を図る。</p>			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	活動件数	6,400件	6,500件	6,600件	6,700件	6,800件
会員数	2,350人	2,400人	2,450人	2,500人	2,550人	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○	○		

### 3-1-4 小地域福祉活動の推進

事業名	小地域福祉活動の推進				
事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置して、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取り組みを地域の人とともに考え関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援のしくみづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決するしくみづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)		
	<p>地域で課題を抱える高齢者を地域住民や関係機関等が連携して支援を行い、個々の生活課題を地域の課題として捉え、地域の福祉勉強会へと発展した。</p> <p>また、自治会が住民懇談会を毎月開催し、関係が希薄であった住民の課題を共有することで、日常的な見守り活動に発展した。</p> <p>これらの活動の推進により、地域が活性化され、町会連合会が主催で地域の空き家を活用したコミュニティサロンの立ち上げにもつながった。</p>		<p>住民主体の小地域福祉活動を区内全域で推進するため、順次、各圏域に「地域福祉コーディネーター」を配置する。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 3-1-5 ふれあいいきいきサロン事業

事業名	ふれあいいきいきサロン事業					
事業概要	<p>外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、健康体操、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】</p>					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)			
	<p>ふれあいいきいきサロンについては、小地域福祉活動事業の居場所づくり支援と連携し、積極的な開設支援を行うことで、目標を超える実績をあげた。</p> <p>◆ふれあいいきいきサロン数 計90か所</p> <p>高齢者を対象としたサロン 55か所</p> <p>どなたでも利用できるサロン 18か所</p> <p>障害者・児を対象としたサロン 5か所</p> <p>子ども・子育てサロン 12か所</p>		<p>広報紙等によるPRや行政機関、高齢者あんしん相談センター、民生・児童委員等への周知によりサロンの設立・実施を呼びかける。これにより、より身近なところでサロンに参加できる環境づくりを行う。</p>			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	サロン数	91か所	92か所	95か所		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
	○	○	○			

### 3-1-6 医療機関等による子育て関連事業への協力

事業名	医療機関等による子育て関連事業への協力				
事業概要	医療機関、医師会等が行う子育て支援に関わる事業について、事業の周知などの活動支援を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 3-1-7 大学の子育て関連事業への協力

事業名	大学の子育て関連事業への協力				
事業概要	保育士等を養成する大学から学生を実習生として保育園等で受け入れるなど、子育て分野における大学との協力を促進する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

## 3-2 仲間作りの支援・場の提供

地域の中で孤立することなく、安心して子育てができるよう、身近な場所での相談や情報提供を行うとともに、仲間づくりのきっかけとなる場の提供やアドバイスなどの支援を行います。

### 3-2-1 子育てステーション

事業名	子育てステーション					
事業概要	区立保育園の子育てのノウハウを地域に還元するため、親子で保育プログラムを体験する機会を提供するとともに子育てに関する相談や情報提供を行う、地域子育てステーション事業を月1回、午前中1時間程度実施する。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	24年度を上回る参加があったが、まだ園によってばらつきがあるため、各園が情報を共有し、より良いプログラムを計画できるようにしていく。 ◆参加者人数 2,890人			子育ての仲間づくりを行うとともに、子育ての悩みや不安を軽減するため、より多くの親子が参加できるように周知方法を工夫するとともに内容の充実を図る。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	参加人数	4,590人	5,400人	5,400人	5,400人	5,400人
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
	○	○	○			

### 3-2-2 乳幼児プログラム

事業名	乳幼児プログラム				
事業概要	児童館において、午前中に地域の乳幼児とその保護者を対象に、親子同士の交流・親睦を目的としたプログラムや、子育て交流講座など、親の子育てを支援する事業を行う。				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
	全児童館において、0～2歳児を対象に、乳幼児プログラム(手遊び、音楽、歌、体操など)を実施し、子育てに関する親への支援を行った。 ◆実施回数 1,797人 ◆延利用人数 34,733人			児童館で実施する、利用者のニーズにあわせた乳幼児プログラムのさらなる充実(父親の参加しやすいプログラムの実施等)や、子育て相談事業など、子育てを支援する事業の充実を図る。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○			

### 3-2-3 幼児クラブ

事業名	幼児クラブ				
事業概要	2歳児からを対象に、児童館において木曜日の午前中にプログラムを実施する。				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
	全児童館で体操、手遊び、読み聞かせ等のプログラムを実施し、子育て支援サービスの提供を行った。 ◆登録児童数 628人 ◆延指導児童数 20,997人			2歳児からを対象に、全16児童館において木曜日の午前中にプログラムを実施する。子育て支援サービスを提供するため、利用者のニーズにあわせた幼児クラブ活動プログラムの内容の充実を図る。	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 3-2-4 子育てグループ等支援

事業名	子育てグループ等支援				
事業概要	育児に関する自主活動に対して、活動場所や情報の提供を行う。自主グループの育成を図り、活動に対する支援を充実する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○			

### 3-2-5 幼稚園施設開放

事業名	幼稚園施設開放				
事業概要	区立幼稚園において、園児及び未就学児に園庭等の施設を遊び場として開放し、地域の乳幼児が親子で安心して遊べる場、子ども同士で関わりがもてる場、保護者の交流を図る場としての役割を果たす。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 3-3 健全育成活動への支援

子どものための健全育成活動には、青少年健全育成会(平成26年度までの名称：青少年対策地区委員会)をはじめとする様々な団体に取り組んでいます。こうした活動を支援し、子どもたちの健全育成を推進します。

#### 3-3-1 青少年健全育成会への支援・連携

事業名	青少年健全育成会への支援・連携					
事業概要	地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会(平成26年度までの名称：青少年対策地区委員会)への活動支援を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	青少年健全育成会(九地区)が行う青少年健全育成事業に対し、補助を行った。また、時代に合った活動を検討することを目的とした「今後の地区対活動のあり方検討会議」や、九地区合同行事、機関紙の発行を支援するとともに、地区連絡会、研修会等を開催し、青少年健全育成会活動の充実と地域の特性を活かした青少年健全育成の推進を図った。 ◆会長会 3回 ◆地区連絡会 3回 ◆研修会 1回			青少年健全育成会(九地区)が「青少年健全育成会活動方針」及び「地区対活動のあり方検討会議最終報告」に基づき実施する、「青少年の社会体験・地域参画事業」等の青少年健全育成事業に対し補助を行う。あわせて、合同行事への支援を行うほか、地区連絡会、委員研修会等を実施する。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
青少年健全育成会事業の参加者数	9,853人	10,394人	10,972人	11,487人	12,051人	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
			○	○	○	

## 3-3-2 青少年の社会参加と青年育成事業の推進

事業名	青少年の社会参加と青年育成事業の推進					
事業概要	青少年が社会性を身につけるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、NPO等が実施する社会参加推進事業及び青年育成事業に補助を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	青少年の社会参加については、青少年が主体的に社会と関われる機会と場の提供が図れるよう、6事業に対し、その経費の一部を補助した。また、青年育成事業については、地域社会において自主的な活動を行う青年を育成する3事業に対し、その経費の一部を補助した。			青少年が社会性を身につけるとともに、地域社会で活動するための知識等を得る機会をより多く提供するため、NPO等が実施する社会参加推進事業及び青年育成事業に補助を行う。また、補助事業の選考方法については、参加を促進するためNPO等の特性を活かした事業を実施団体に求めていく。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
参加者数	2,469人	2,727人	3,003人	3,270人	3,559人	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
			○	○	○	

## 4 すべての子育て家庭への支援

仕事と出産・子育ての二者択一ではなく、希望すれば仕事を続けながら子育てができるよう保育環境を整えていくことが大切です。また、地域で孤立することなく子育てができるように身近なところで、気軽に相談できることも重要となります。

すべての家庭が安心して子育てができるよう、保育環境の充実を図るとともに、ニーズに応じた的確な支援を行います。また、子育てに伴う心理的な負担や経済的な負担を軽減するための取り組みを進めます。

### 4-1 保育の充実

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、また、子育てと仕事との両立を支援するため、保育所や認定こども園、育成室等の整備を図るほか、一時的な保育需要に対応するための一時保育や病児・病後児保育事業を推進していきます。

さらに、保育士や育成室指導員などに対する研修等を通じ、保育の質の向上を図ります。

#### 4-1-1 安心・安全なシッターサービスの提供

事業名	安心・安全なシッターサービスの提供					
事業概要	満2歳未満の乳幼児がいる家庭や小学生までの児童がいるひとり親家庭を対象に、子育て訪問支援券を交付し、区が指定した民間のシッター事業者を利用した際の利用料を軽減することで、安心して子育てができるよう支援する。 ※本事業は、子育て支援ホームヘルパー派遣事業及びひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業を統合し、再編したものである。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	【子育て支援ホームヘルパー派遣事業】 生後から満1歳未満までの乳幼児の保護者が、病気や通院、育児疲れによるリフレッシュを図るためにベビーシッターを派遣し、保護者の精神的・肉体的負担の軽減を図った。また、26年1月より電子申請による受付を開始し、手続きの利便性の向上を図った。 ◆延べ利用件数 1,050件			保護者が、病気や通院、育児疲れによるリフレッシュ等のため、シッターの派遣を希望する場合に、子育て訪問支援券を交付する。 区が指定した民間のシッター事業者の中から、利用者が自分で選択することで、多様化するニーズに対応するとともに、安全・安心なシッターサービスを提供する。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
延べ利用件数	1,616件	1,697件	1,781件	1,870件	1,963件	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○	○		

### 4-1-2 区立保育園の施設改修

事業名	区立保育園の施設改修					
事業概要	平成27年度に向丘保育園の耐震補強工事を実施する。また、耐震補強工事の対象にならなかった区立保育園の快適化工事について検討する。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	目白台保育園の耐震補強工事を実施した。		耐震化整備プログラムに基づく耐震補強工事は平成27年度に終了するが、耐震補強工事の対象にならなかった区立保育園を快適な保育環境とするための改修工事について平成27年度中に検討する。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	耐震補強工事実施園数	1園				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○			

### 4-1-3 区立幼稚園の定員拡充 ★

事業名	区立幼稚園の定員拡充				
事業概要	区立幼稚園において、利用可能なスペースを使用し定員拡充を図る。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	3歳児保育を実施する6園において、3歳児の定員を90名(各園15名)から126名(各園21名)に拡充した。 ◆3歳児保育実施園数 6園 ◆定員増 36名		利用可能なスペースを使用し、3歳児を中心に定員の拡充を図る。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

### 4-1-4 幼稚園・保育園の一元化施設の運営管理

事業名	幼稚園・保育園の一元化施設の運営管理				
事業概要	文京区立柳町幼稚園、柳町保育園において、1歳児から5歳児までの一貫した方針に基づき、発達段階に応じた教育・保育を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 4-1-5 区立幼稚園の認定こども園化 ★

事業名	区立幼稚園の認定こども園化				
事業概要	区の特性及び国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するために、区立幼稚園の認定こども園化を目指す。				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
				区立幼稚園の認定こども園化にあたっては、3歳児の定員拡充の状況を考慮するとともに、区内の地域バランスの考え方、教育・保育の質の確保、食事の提供方法、地域の子育て支援事業のあり方など、様々な課題について検討し、平成29年度以降の設置を目指す。	
対象ライフステージ				妊娠期	就学前(3歳未満)
		○	○		

### 4-1-6 お茶の水女子大学認定こども園(仮称)の開設 ★

事業名	お茶の水女子大学認定こども園(仮称)の開設				
事業概要	<p>子育て支援のさらなる推進に向けて、国立大学法人お茶の水女子大学と協働で、認可保育所に幼稚園機能を備えた、区立の保育所型認定こども園を大学の敷地内に開設する。なお、施設運営については、大学に業務全般を委託する。</p> <p>新たな保育所型認定こども園での質の高い保育サービス・幼児教育の提供により、保育所待機児童の解消を図るとともに、大学における教育研究活動の実践と成果を社会還元するための教育研究の場とする。</p>				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
				<p>平成27年度より、設計・建設工事を開始し、28年4月(予定)に開園する。</p> <p>◆2・3号認定定員数(予定) 60名</p> <p>◆1号認定定員数(予定) 33名</p> <p style="text-align: right;">合計 93名</p> <p>開園後は、0歳児からの教育カリキュラムを開発するなどの実践研究を行い、国立大学の「知」を地域の保育・幼児教育へ還元し、文京区全体の保育サービス・幼児教育の質の向上を目指す。</p>	
対象ライフステージ				妊娠期	就学前(3歳未満)
		○	○		

### 4-1-7 保育園延長保育 ★

事業名	保育園延長保育					
事業概要	保護者の勤務時間(通勤時間を含む)等の都合により保育の必要がある1歳児クラス以上の児童を対象に、午後6時15分から午後7時15分まで、延長保育を実施する。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	小学館アカデミー茗荷谷保育園、グローバルキッズ後楽二丁目園、グローバルキッズ後楽二丁目園分園、アスク本駒込保育園の開設に伴い、延長保育実施園は4園増の37園となり、新規開設園も含め全園で実施した。 ◆実施園 37園		私立認可保育園の開設予定に伴い、延長保育実施園の増を行う。また、一時的に児童の引取りが遅くなる場合に限定した、延長保育スポット利用の制度を実施する。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	延長保育実施園数	56園	57園	58園	58園	58園
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○			

### 4-1-8 区立保育園年末保育

事業名	区立保育園年末保育					
事業概要	年末の保育園休園期間中、保護者の就労等により家庭で保育を受けることができない児童を対象に区立保育園3園(各園30名定員)で年末保育を実施する。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	年末保育実施該当日が12月30日のみだったので、利用希望者が少なかった。このため、千石保育園1園で実施し、17人の利用があった。 ◆実施園 平成23年度：3園 平成24年度：3園 平成25年度：1園		保護者の就労等により、年末の保育園休園期間中に保育を必要とする児童を対象に年末保育を実施する。利用者の利便性及び利用申込数から、現行の3園(1日あたり1園30人定員)での実施が適当であるが、毎年度需要調査を行い、当該年度の実態に合わせて実施園数を調整する。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	実施園	3園	3園	3園	3園	3園
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○			

### 4-1-9 地域型保育事業 ★

事業名	地域型保育事業					
事業概要	保育を必要とする乳幼児を対象に、地域型保育事業として家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を実施する。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	平成24年度の保育計画の見直しを踏まえ、「グループ型小規模保育事業」を新たに実施し、保育サービスの充実を図った。 ◆家庭的保育者数 10人 ◆定員 30人			保育サービスの充実を図るため、地域型保育事業として家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業を実施する。 また、居宅訪問型保育事業の実施に向けた検討を進める。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	家庭的保育者数	11人	11人	11人	11人	11人
小規模保育事業所施設数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
事業所内保育事業所施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○			

### 4-1-10 グループ保育室運営 ★

事業名	グループ保育室運営					
事業概要	区立後楽幼稚園の一室を利用した保育室(認可外)で、保護者が就労などのために日中保育ができない3歳未満の児童の保育を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	定員12名で保育を実施			後楽幼稚園内の保育室において、3歳未満の児童の保育(定員12名)を実施する。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
定員	12名	12名	12名	12名	12名	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○				

### 4-1-11 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ★

事業名	緊急一時保育・リフレッシュ一時保育					
事業概要	区立保育園において、一時的に保育が必要な乳幼児を対象に、緊急一時保育事業を実施する。また、緊急一時保育事業の利用に空きがある場合、要件を問わず利用できるリフレッシュ一時保育事業を実施する。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	区立保育園17園で、緊急時等の一時保育を行った。また、定員の空き状況をホームページに公開し、利便性の向上を図った。 ◆延利用者数 6,078人		在宅子育て家庭が一時的に保育が必要になった時の支援として、引き続き区立保育園で一時保育事業を行う。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	実施園数	17園	17園	17園	17園	17園
	延利用者数	7,091人	7,100人	7,100人	7,100人	7,100人
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○			

### 4-1-12 一時保育 ★

事業名	一時保育					
事業概要	満1歳から就学前までの幼児の保護者を対象に、育児疲れのリフレッシュや学校、幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所を運営し、保護者の社会活動への参加等を推進する。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	キッズルーム目白台にて、保育環境の改善を図るため、改修工事を実施した。また、保護者の利便性の向上を図るため、平成26年3月より、キッズルーム目白台の利用申請について、電子申請による受付を開始した。 ◆一時保育所施設数 2か所 ◆延べ利用者数 7,372人		育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加など多様な保育需要に対応するため、一時保育所の運営を行う。また、多様化する保育ニーズに対応するため、新たな一時保育所の開設を行い、保護者の社会活動への参加等を推進する。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	一時保育所施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	登録者数	4,892人	5,342人	5,575人	5,725人	5,875人
	延利用者数	9,772人	10,872人	11,072人	11,272人	11,472人
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○			

### 4-1-13 病児・病後児保育 ★

事業名	病児・病後児保育					
事業概要	<p>病中又は病気の回復期にあるお子さんを、家族の介護や勤務の都合等やむを得ない事由により、集団保育や家庭での保育をすることができないとき、区が委託する医療機関等で、保育を行う。</p>					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	<p>病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かり、保護者の就労支援を図るとともに、利便性の向上のため、平成26年2月より、利用登録申請の電子申請受付を開始した。</p> <p>◆病児・病後児保育施設数 2か所 ◆延べ利用人数 2,100人</p>			<p>2箇所の病児・病後児保育施設の運営を行い、病気により集団保育の困難な児童を一時的に預かることで、保護者の就労等を支援する。</p> <p>また、病児・病後児の保育ニーズに対応するとともに、施設の地域偏在を解消するため、民間事業者の訪問型病児・病後児保育を利用した際の費用の一部を助成する。</p>		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
利用想定人数	2,298人	2,357人	2,411人	2,448人	2,468人	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○	○		

### 4-1-14 区立幼稚園の預かり保育 ★

事業名	区立幼稚園の預かり保育					
事業概要	<p>祝休日、幼稚園休業日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除き、教育課程終了後から午後6時まで(長期休業中は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時まで)預かり保育を行う。保護者の就労等の要件による月を単位とした「登録利用」と、必要に応じて利用可能な日を単位とした「一時利用」を実施する。</p>					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	<p>平成25年度から実施時間を午後6時まで延長したことを募集要項や窓口で周知したことにより、登録利用者数の増につながった。また、登録利用者の利用が少ない曜日を活用し、一時利用者が利用できるよう、園で調整に努めている。</p> <p>◆一園一月当たりの平均利用回数 305人</p>			<p>保育園待機児童緊急対策を受け、また、区立幼稚園における保育内容の充実を図る観点から、区立幼稚園全園(10園)において、在園児を対象に長期休業中(夏休み等)を含め、預かり保育を実施する。</p> <p>保護者が必要に応じて利用できる一時預かり保育も実施しており、今後、全ての園が登録利用も一時利用もさらに利用しやすい環境を目指す。</p>		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	一園一月当たりの平均利用回数	368回	404回	404回	404回	404回
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
			○			

### 4-1-15 認証保育所の運営補助

事業名	認証保育所の運営補助					
事業概要	認証保育所に対する運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図る。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	<p>平成24年度の保育計画の見直しを踏まえ、引き続き認可保育所を中心に新たな誘致を行っているところである。なお、認証保育所に対する補助は利用児童数の増に伴い、前年度比6.2%増の補助を行った。</p> <p>◆認証保育所数 9園 ◆定員増 37人</p>		<p>東京都が独自の基準で認証する認証保育所の支援を行う。区の内外を問わず、認証保育所に対して運営の補助を行うことで、良好な保育環境の維持を図る。今後は、保育サービスの安定的運営と量的拡充を図るため、認証保育所から認可保育所への移行を支援する。</p>			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	認証保育所数	3園	3園	3園	3園	3園
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○			

### 4-1-16 認可外保育施設の認可化移行支援事業 ★

事業名	認可外保育施設の認可化移行支援事業				
事業概要	保育サービスの安定的な提供と量的拡大を図るため、認可施設への移行を希望する認可外保育施設に対し、認可基準を満たすために必要な改修費用等の補助を行う。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	/		<p>各認可外保育施設に対し、個別ヒアリング等を行い、必要に応じ移行するための計画書作成に要する経費を助成する。また、認可基準を満たすために必要な改修費用等の助成等を行うことで、認可保育所への円滑な移行を支援していく。</p>		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度
	移行施設数	5か所			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 4-1-17 私立認可保育所の整備拡充 ★

事業名	私立認可保育所の整備拡充					
事業概要	保育需要に応えるため、私立認可保育所の整備を促進し、保育サービスの量的拡大を図る。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	平成24年度の保育計画の見直しを踏まえ、引き続き認可保育所を中心に新たな誘致を行い、平成25年度までに定員697人の増を図った。(私立認可保育園施設数は17施設) ◆私立認可保育園数 17園 ◆定員増 697人			待機児童数の動向を見極めながら、私立認可保育所を整備し、待機児童の解消を目指す。 また、開設後に保育内容の充実を図るための運営費補助を行うとともに、区の職員(保育士)が適宜巡回し、保育内容の確認・助言を行う。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	私立認可保育所施設数	37園	38園	39園	39園	39園
私立認可保育所定員数	2,000人	2,082人	2,183人	2,183人	2,183人	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○			

### 4-1-18 文京区版幼児教育・保育カリキュラム

事業名	文京区版幼児教育・保育カリキュラム				
事業概要	区立保育園・区立幼稚園で等しく質の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えるため、3歳以上児の教育・保育カリキュラムを策定する。策定にあたっては、区立保育園・区立幼稚園の代表者及び学識経験者で構成する会議体で検討し、その結果を冊子にまとめるとともに、平成28年度以降当該カリキュラムに基づく幼児教育・保育を実践する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○		

### 4-1-19 育成室の整備及び運営 ★

事業名	育成室の整備及び運営					
事業概要	保護者の就労等により、放課後、家庭での保育に欠ける児童(原則として小学校1年生から3年生まで)に対し指導員が遊びと生活指導を通じて子どもの成長を支援する。また、待機児童の解消を図るため、暫定受入れ等の対策を講じるとともに、必要な地域を精査のうえ新たな育成室の整備拡充を図る。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	指導員及び非常勤職員を対象とした研修を6回実施し、保育の質の向上を図った。また、耐震補強工事にあわせ、内装改修及び設備整備を行った。 ◆育成室数 29室			待機児童の状況を鑑み、児童の暫定受け入れ、改修時の面積拡大等の対策を講じるとともに、新たな育成室の整備拡充を図る。 また、職員研修の内容の充実等により、児童指導における専門的な知識と経験を有する職員を育成するとともに、各育成室間での情報を共有化し、安定した保育の供給と円滑な運営を行う。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	育成室数	32室	34室	36室	37室	37室
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
				○		

### 4-1-20 民間事業者誘致による小学生の受入れ ★

事業名	民間事業者誘致による小学生の受入れ					
事業概要	既存の育成室運営では対応できない時間延長や一時受入れ等の保育ニーズに対応するため、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者に経費の一部を補助する。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
				区が定める要綱の基準を満たす民間学童クラブを整備・運営する民間事業者に対し、経費の一部を補助する。あわせて、東京都へ都型学童クラブ事業補助金を申請する。 ◆区内誘致数 1か所		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
				○		

### 4-1-21 市街地再開発事業における子育て支援施設の誘致

事業名	市街地再開発事業における子育て支援施設の誘致				
事業概要	春日・後楽園駅前地区にて、地域に求められている子育て支援施設を市街地再開発事業により誘致する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○		

### 4-1-22 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業名	福祉サービス第三者評価制度の利用促進				
事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 4-1-23 子育て短期支援事業 ★

事業名	子育て短期支援事業				
事業概要	保護者が病気や出産等により、緊急かつ一時的に子ども(生後7日目から小学生まで)を自宅で保育することが困難になった場合に、宿泊を伴う一時預かりを行うことで、子育て支援を推進するとともに児童及び家庭の福祉の向上を図る。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	保護者等が出産や疾病等の理由により、自宅で養育することが困難になった児童を、文京区が指定する福祉施設において短期的に養育を行うことで、子育て世帯の支援を行った。 ◆延利用日数 24日		緊急時等に2か所のショートステイ実施施設において、児童の短期的な養育を行い、子育て世帯の支援を行う。また、利用要件を拡大し、出張などの就労を利用事由に加えることで、保護者の子育て及び就労の両立を支援する。		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

### 4-1-24 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助

事業名	私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助				
事業概要	長時間の保育を必要としている園児の受入れを促進し、幼稚園教育の振興と保育所等の待機児童の解消を図ることを目的として、区内私立幼稚園が行う長時間預かり保育事業に対し、補助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

## 4-2 子育てに伴う心理的負担の軽減

子育てに不安を感じることや、身近なところに相談できる人がいないなど、子育てに心理的な負担を感じている人が少なくありません。こうした心理的な負担を少しでも軽減するため、気軽に相談やアドバイスが受けられる場を設けていきます。

### 4-2-1 子ども家庭支援センター事業 ★

事業名	子ども家庭支援センター事業				
事業概要	家庭における子育て及び子どもの健全な育成を支援するため、相談事業、子育て支援講座及び親子ひろば事業を実施し、子育て家庭の孤立化防止と仲間づくりを促進する。児童虐待通告に対する対応を行い、子育て関連機関と連携し、要保護児童・要支援家庭への支援を行う。また、支援を要する家庭に育児支援ヘルパーを派遣するなど養育支援訪問を行う。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	相談事業の充実に努めるとともに、子育て支援講座や育児支援ヘルパー派遣等により、子育て家庭への支援を行った。 ◆相談対応 延6,154件 ◆子育て支援講座 26回 545人 ◆親子ひろば延利用者数 29,119人 ◆親子ひろば行事開催 218回 5,765人 ◆養育家庭体験発表会開催 1回 61人 ◆育児支援ヘルパー派遣 30家庭 延542回		相談員の相談スキルのアップとスーパーバイズにより相談事業の充実にを図る。 また、子育て支援講座及び親子ひろば事業を充実し、子育て家庭の孤立化の防止と仲間づくりを促進する。 さらに、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、児童虐待防止啓発事業や養育家庭普及活動を実施するとともに、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパーの派遣を行う。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 4-2-2 子育てひろば事業 ★

事業名	子育てひろば事業					
事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施する。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	平成25年4月に子育てひろば千石を開設し、区ホームページ等で周知を行うことで、登録者数及び利用者数ともに増加した。 ◆ひろば数 4か所 ◆登録者数 3,555人 ◆延利用者数 81,528人		平成27年度開設の文京総合福祉センター内子育てひろば外4か所において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行う。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	ひろば数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
講習会開催回数	60回	60回	60回	60回	60回	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○			

### 4-2-3 保育園子育て相談

事業名	保育園子育て相談				
事業概要	区立保育園において、乳幼児の子育てに関する相談を実施し、保護者の不安や悩みの軽減を図ることにより、地域の子育て支援の核としての役割を果たしていく。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○		

### 4-2-4 幼稚園子育て相談

事業名	幼稚園子育て相談				
事業概要	区立幼稚園において、乳幼児の子育てに関する様々な相談に応じる。保護者の不安を受けとめることで、「親と子の育ちの場」としての役割を果たしていく。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○		

### 4-3 子育てに伴う経済的負担の軽減

妊娠、出産、子育てには、保育、教育、医療など様々な費用が必要となります。安心して子育てができるよう、家庭の状況に応じて、保護者の経済的な負担の軽減を図っていく必要があります。

#### 4-3-1 男性不妊検査費助成事業

事業名	男性不妊検査費助成事業				
事業概要	不妊検査を希望する男性区民(妻が43歳未満)で、保険診療外の精液検査及び内分泌検査を受けた方を対象に、検査費の一部を助成する。助成は1回に限り、自己負担額又は上限額1万円のいずれか低い額を助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○				

#### 4-3-2 特定不妊治療費助成事業

事業名	特定不妊治療費助成事業				
事業概要	特定不妊治療(体外受精または顕微授精)を行い、東京都特定不妊治療費助成を受けた夫婦で、申請時に文京区に住民登録をしている方を対象に治療費の一部を助成する。助成額は、特定不妊治療費に対して、東京都特定不妊治療費助成額を除いた額のうち1年度あたり10万円を上限として最大で5年度助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○				

#### 4-3-3 特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業

事業名	特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業				
事業概要	文京区在住の夫婦で、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受ける方に対し、治療費の融資あっせん・利子補給を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○				

#### 4-3-4 入院助産

事業名	入院助産				
事業概要	「児童福祉法」に基づき、出産時に分娩・入院の費用を支払うことが困難な妊産婦(所得税年額8,400円以下の世帯)に対して、その費用を扶助する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○				

### 4-3-5 児童手当

事業名	児童手当				
事業概要	中学校修了前(満15歳に達した日以後の最初の年度末)までの児童の養育者に手当を支給する。(所得制限あり)				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-3-6 乳幼児及び義務教育就学児医療費助成

事業名	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成				
事業概要	中学校修了前(満15歳に達した日以後の最初の年度末)までの子どもの保険診療による医療費の自己負担分を助成する。(所得制限なし)				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-3-7 保育園第3子保育料助成

事業名	保育園第3子保育料助成				
事業概要	子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもを多く持ちたい世帯に対する支援となるよう、区内に在住する3人以上の子どもを扶養する世帯で、認可保育所に通う第3子以降の子の保育料を無料とする。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 4-3-8 認証保育所保育料助成

事業名	認証保育所保育料助成				
事業概要	区内に在住する世帯で、東京都認証保育所を月160時間以上の月極契約で利用する場合、保育料を世帯所得に応じて月額1~5万円の範囲内で助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○		

### 4-3-9 区立幼稚園保育料の減免

事業名	区立幼稚園保育料の減免				
事業概要	就園奨励として、一定の所得基準未満の世帯や、子どもが多い世帯に対して幼稚園の保育料の減免を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

## 4-3-10 私立幼稚園等保護者負担軽減

事業名	私立幼稚園等保護者負担軽減				
事業概要	私立幼稚園等に在園する園児の保護者に対し、保育料等を助成する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○		

## 4-3-11 入学支度資金貸付

事業名	入学支度資金貸付				
事業概要	私立高校等に入学する生徒の保護者で、経済的に困難な方に、入学に必要な資金を無利子で貸し付ける。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○

## 4-3-12 奨学資金貸付

事業名	奨学資金貸付				
事業概要	高等学校等に入学または在学する方で、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して、学費を無利子で貸し付ける。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○

## 4-3-13 就学援助

事業名	就学援助				
事業概要	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学に必要な費用(給食費、学用品費など)の援助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

## 4-3-14 学校給食補助

事業名	学校給食補助				
事業概要	特別支援学級に在籍する児童・生徒を扶養している保護者及び児童・生徒を扶養しているひとり親家庭の保護者で、一定の所得基準未満の世帯に対して、給食費の補助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

## 4-4 子育て情報提供の充実

子育てに関する様々なサービスを適時・的確に子育て世帯等が利用できるよう、わかりやすい情報提供を行います。

### 4-4-1 子育てガイド

事業名	子育てガイド				
事業概要	子育て支援事業や困ったときの相談窓口など、子育てに関する情報誌として子育てガイドを作成する。妊娠中から子育てに関する情報を周知し、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援するため、母子健康手帳交付時に配付する。また、文京区に転入した子育て世帯についても窓口にて配布を行う。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	乳幼児期の子育てに関する情報提供冊子として「子育てガイド」を作成し、母子健康手帳交付時に母子健康バックと一緒に配布した。また、文京区に転入した子育て世帯についても、窓口にて配布を行い子育てに関する情報を提供し、地域から孤立しやすい乳幼児期の子育て中の保護者を支援した。 ◆作成部数 4,000部		妊娠中から子育てまでに関する最新情報を収集し、民生・児童委員、主任児童委員と協働で年1回子育てガイドを発行し、母子健康手帳交付時等に配布するとともに、区ホームページで公開する。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 4-4-2 子育て施策PRイベントの開催

事業名	子育て施策PRイベントの開催				
事業概要	全ての子育て家庭に対して、子育て支援施策の情報を周知するイベントを開催する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

## 4-4-3 子育て応援メールマガジンの配信

事業名	子育て応援メールマガジンの配信									
事業概要	妊婦や乳幼児の保護者が、安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんの様子や産後のお子さんの成長、健康・食事などのアドバイス、子育てサービス等のタイムリーな情報をメールマガジンとして配信する。									
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容							
	<p>NPO法人きずなメールプロジェクトと協働で、25年4月より、子育て応援メールマガジンの配信を開始した。区報や区ホームページで事業の広報をするとともに、母子健康手帳配布時や、保育園・児童館にて事業案内パンフレットを配布し、周知を行った。</p> <p>◆25年度末の登録者数</p> <table border="0"> <tr> <td>産前メール</td> <td>241名</td> </tr> <tr> <td>産後メール</td> <td>1,213名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,454名</td> </tr> </table>		産前メール	241名	産後メール	1,213名	合計	1,454名	<p>妊娠周期や子どもの月齢に合わせた、タイムリーな行政情報の充実を図るとともに、新たに子どもを授かった世帯に対し、事業案内パンフレット等により、周知を行う。</p>	
産前メール	241名									
産後メール	1,213名									
合計	1,454名									
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生					
	○	○								

## 4-5 仕事と生活の調和に向けた啓発

仕事と生活の調和を基本理念とする文京区男女平等参画推進条例を制定しました。男女を問わず自らが望む形での仕事と生活の調和が図れるよう、区民や事業者に向けた啓発活動を行っていきます。

### 4-5-1 男女平等参画推進事業

事業名	男女平等参画推進事業				
事業概要	固定的な性別役割分担意識にとらわれない、各人の個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する男女平等参画社会を目指した推進セミナー等を行う。				
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容	
	<p>平成25年11月1日に文京区男女平等参画推進条例を施行した。また、女性の社会参画として、男女平等参画セミナーを通じ、幅広い年齢層の女性に対しパソコン教室や就労支援事業を提供した。</p> <p>さらに内閣府や大学等と連携し「リカレント教育」を通じた女性の再就職支援シンポジウムを開催し、父親向け子育て支援事業としては年2回、子育て期の家族への研修の機会を提供した。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進事業においては14社を認定するとともに、展示会・相談会を開催し、両立支援を周知した。</p> <p>啓発誌「PARTNER」を年2回、各3,000部発行した。</p>			<p>固定的な性別役割分業意識にとらわれず、女性も男性も各人の個性と能力を発揮できる男女平等参画社会を目指し、セミナーの実施、啓発誌(男女平等センターだよりと合併し、発行回数を年3回、頁数を12枚とすることで、紙面の充実を図る。)の発行等を通して意識啓発を行う。また、関係機関と連携し幅広い世代を対象に事業内容の充実を図る。</p>	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 4-5-2 労働者・事業主への広報・啓発活動

事業名	労働者・事業主への広報・啓発活動				
事業概要	多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、他行政機関・商工会議所等各種経済団体と連携しつつ、積極的な情報提供に努め、労働者及び事業主への広報・啓発活動を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

## 4-6 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対しては、生計の維持を図るとともに子育てに対する支援が必要となります。このため、子育て支援や母子及び父子家庭の自立支援のための施策、経済的な支援を行っていきます。

### 4-6-1 母子・父子自立支援員

事業名	母子・父子自立支援員				
事業概要	ひとり親家庭等からの相談に応じ、必要な情報提供及び指導を行うとともに、母子及び父子福祉資金の貸付け及び母子生活支援施設への入所などを通して、母子・父子家庭の自立に向けた支援を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 4-6-2 母子家庭等自立支援事業

事業名	母子家庭等自立支援事業				
事業概要	就労をより効果的に促進するため、就職の際に有利で生活の安定が図られる知識・技能を習得するひとり親家庭等を対象に給付金等を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業」を実施する。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-6-3 母子生活支援施設

事業名	母子生活支援施設				
事業概要	生活、住宅、就労等の解決困難な問題により児童の養育が十分にできない母子家庭を対象に、母子指導員等が、母の生活相談及び児童の学習指導などを行う母子生活支援施設への入所相談を実施する。 【対象】 18歳未満の児童を養育している母子家庭				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-6-4 母子・女性緊急一時保護事業

事業名	母子・女性緊急一時保護事業				
事業概要	夫の暴力からの避難等で緊急に保護が必要な母子家庭または女性に、宿泊費等を助成して一時的に保護施設等に宿泊させ、安全を確保し、必要な相談、援助等を行い、自立への措置を講ずるまでの応急的な対応を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 4-6-5 ひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業

事業名	ひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業				
事業概要	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、緊急又は一時的な理由により育児の援助等が必要になった場合、ホームヘルパーを派遣する。 ※平成27年10月に「安心・安全なシッターサービスの提供(事業番号4-1-1)」に統合予定 【対象】小学生6年生以下の児童を養育しているひとり親家庭等				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	

#### 4-6-6 児童扶養手当の支給

事業名	児童扶養手当の支給				
事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。(児童扶養手当法に基づく国の制度) 【対象】18歳に到達した年度の末日以前(身体障害者1～3級または愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-6-7 児童育成手当(育成手当)の支給

事業名	児童育成手当(育成手当)の支給				
事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給する。(児童育成手当条例に基づく区の制度) 【対象】18歳に到達した年度の末日以前(身体障害者1～3級または愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-6-8 ひとり親家庭等医療費助成

事業名	ひとり親家庭等医療費助成				
事業概要	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童とその養育者の医療費自己負担分のうち、一部または全部を助成する。 【対象】18歳に到達した年度の末日以前(身体障害者1～3級または愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭等(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
					○

## 4-6-9 母子及び父子福祉資金

事業名	母子及び父子福祉資金				
事業概要	ひとり親家庭等に対し、経済的自立と生活意欲の助長、児童の福祉を増進するため、安定した生活を送るために必要とする資金を貸し付ける。 【対象】 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-7 障害のある子どもの家庭への支援

障害のある子どもの家庭に対しては、短期入所(ショートステイ)や短期保護などにより安心して預けられる場所を提供するとともに、緊急一時介護委託費助成などの事業を実施することで、支援の充実を図ります。

#### 4-7-1 短期保護

事業名	短期保護					
事業概要	心身障害者・児の介護にあたっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘(文京槐の会内)と動坂福祉会館の2か所において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。(動坂福祉会館については平成27年度で事業終了。)					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容(平成29年度末)		
	社会福祉法人文京槐の会へ委託し、文京藤の木荘と動坂福祉会館の2箇所で開催している。日中における障害児の利用及び介護者の高齢化等による宿泊利用の割合が増加傾向にある。 ◆延利用者数 941人 ◆延利用時間 16,410時間			動坂福祉会館は平成27年度末に閉館するため、平成28年度からは文京藤の木荘のみでの実施となる。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	延利用者数	894人	515人	515人		
延利用時間	15,590時間	7,274時間	7,274時間			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

※動坂福祉会館閉館に伴う利用見込量の減少分については、放課後等デイサービス(1-3-10)や短期入所(4-7-2)、日中短期入所事業(4-7-7)等において別途利用量の増加を見込んでいます。

### 4-7-2 短期入所(ショートステイ)

事業名	短期入所(ショートステイ)					
事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)			
	介護者が病気や休養を要する場合等にサービスを提供し、障害者・児の在宅生活の支援を行い、介護者の負担軽減を図った。 ◆延利用者数 福祉型：111人、医療型：24人 ◆延利用日数 福祉型：995日、医療型：196日		平成27年度に区内に事業所が開設し、より利用しやすい環境が整備される。事業所の周知に努めるとともに、個に応じた適切な支援を行っていく。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	福祉型 延利用者数	227人	268人	310人		
	福祉型 延利用日数	2,025日	2,390日	2,760日		
医療型 延利用者数	35人	42人	51人			
医療型 延利用日数	282日	338日	406日			
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生	
		○	○	○	○	

### 4-7-3 緊急一時介護委託費助成

事業名	緊急一時介護委託費助成				
事業概要	障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭・疾病等の理由により一時的に障害者の介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護をうけた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	○

### 4-7-4 特別児童扶養手当の支給

事業名	特別児童扶養手当の支給				
事業概要	心身に一定程度以上(「身体障害者手帳」、「愛の手帳」1～3級(度))の障害等がある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。(所得制限あり)				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中学生
		○	○	○	○

### 4-7-5 児童育成手当(障害手当)の支給

事業名	児童育成手当(障害手当)の支給				
事業概要	心身に一定程度以上(愛の手帳1~3度、身体障害者手帳1・2級、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症)の障害のある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。(所得制限あり)				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-7-6 福祉手当の支給

事業名	福祉手当の支給				
事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した地域生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給する。(所得制限あり)				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-7-7 日中短期入所事業

事業名	日中短期入所事業					
事業概要	自宅で障害者・児を介護する方が病気の場合等に、短期入所施設で宿泊を伴わずに、日中の見守り、入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)			
	介護者が病気の場合等にサービスを提供し、障害者・児の在宅生活の支援を行い、介護者の負担軽減を図った。 ◆延利用者数 12人 ◆延利用回数 43回		平成27年度に区内に事業所が開設し、より利用しやすい環境が整備される。事業所の周知に努めるとともに、個に応じた適切な支援を行っていく。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	延利用者数	82人	203人	244人		
	延利用回数	730回	1,824回	2,189回		
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
		○	○	○	○	

## 4-8 良好な居住環境の確保

子育て世帯に対し、優良な賃貸住宅の提供などを行い、居住環境の向上を推進していきます。

### 4-8-1 区立住宅の運営

事業名	区立住宅の運営				
事業概要	義務教育修了前の子どもがいる中堅所得者層の家族世帯に区立住宅を供給し、良好な居住環境を確保する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-8-2 特優賃区民住宅借上げ事業

事業名	特優賃区民住宅借上げ事業				
事業概要	義務教育修了前の子どもがいる中堅所得者層の家族世帯に区が借上げた民間賃貸住宅を供給し、良好な居住環境を確保する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-8-3 居住支援の推進

事業名	居住支援の推進				
事業概要	ひとり親家庭及び障害のある子どもの家庭の入居を拒まないバリアフリー化された民間賃貸住宅の確保を進め、円滑な入居を促進する。また、住宅の確保に配慮を要するひとり親家庭及び障害のある子どもの家庭には、継続的に安心して暮らせるよう関係機関と連携を図り支援する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

### 4-8-4 市街地再開発における住宅供給

事業名	市街地再開発における住宅供給				
事業概要	市街地再開発事業等により、子育て支援施設を併設した良質な住宅の供給を図る。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

## 5 子どもを守る安全・安心なまちづくり

子ども自身や子ども連れの保護者、妊産婦をはじめ、すべての人が地域で安全で快適な生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、人にやさしいまちづくりを進めていきます。

また、子どもを交通事故や犯罪から守るとともに、非行を防止する観点から、警察、学校、地域などと連携して、子どもの安全を守る活動を実施していきます。

### 5-1 青少年のための地域環境の整備

青少年の健全育成を阻害する恐れのある地域環境を改善していくためには、地域の大人の見守りや協力が不可欠です。このため、学校・地域が連携して青少年を見守る活動などを継続して行っていきます。

#### 5-1-1 非行防止・更生保護の推進

事業名	非行防止・更生保護の推進					
事業概要	毎年7月の「社会を明るくする運動強調月間(法務省主唱)」「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(内閣府主唱)」を機に、青少年の非行防止と健全育成並びに罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくための広報啓発活動(東京ドーム周辺広報活動、文京区社会を明るくする大会、文京矯正展等)を実施する。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	社会を明るくする運動の一環として、「東京ドーム周辺広報活動(東京都との共催)」、「文京区社会を明るくする大会」などを実施した。また、「文京矯正展」を開催し、刑務作業製品の展示販売を通じて、犯罪や非行防止・更生保護についての啓発を行った。 ◆社会を明るくする運動参加者数 5,248人			毎年7月に、すべての人々がそれぞれの立場で力をあわせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていくための広報啓発活動を展開する。 また、関係30団体で構成する文京区社会を明るくする運動推進委員会を中心に、より効果的に運動の趣旨に対する啓発活動を推進していく。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
参加者数	5,786人	6,075人	6,379人	6,698人	7,033人	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
			○	○	○	

### 5-1-2 環境浄化推進運動

事業名	環境浄化推進運動				
事業概要	青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類(雑誌、コミック等)、ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を区内の各店舗に対して要請するほか、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	青少年健全育成会(平成26年度までの名称：青少年対策地区委員会)が実施する「環境浄化推進活動事業」に対し、補助を行った。また、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年健全育成会から推薦された協力員が定期的に不健全図書類の販売状況について調査を行うとともに、書店やメディア関連団体に対し自主規制の要請を行った。		青少年健全育成を一層推進するため、引き続き販売店舗やメディアに対して自主規制(事業概要参照)を要請し、地域環境の浄化に努める。		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

## 5-2 安心して外出できる環境の整備

東京都福祉のまちづくり条例等を踏まえ、区内の公共的性格を有する建物等の整備・改善等の指導を行うとともに、道路、公園等の社会基盤のバリアフリーを進めます。

### 5-2-1 道のバリアフリーの推進

事業名	道のバリアフリーの推進					
事業概要	高齢者や障害者など誰もが社会参加できるように、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などの道路整備に取り組み、「すべての人にやさしい道路」の実現を図る。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容(平成29年度末)			
	175箇所の整備を行い、目標の約9割を達成した。 ◆整備件数 175件		平成12年度の現況調査により抽出した個所について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などの道路整備を順次行う。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	整備件数	120件	120件	120件		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
	○	○	○	○	○	

### 5-2-2 コミュニティ道路整備

事業名	コミュニティ道路整備				
事業概要	人と車の調和を図ることを目的としたコミュニティ道路の整備を進め、高齢者や障害者を含めたそこに住むすべての人が、安心して住み続けられるようにしていく。 そのために、コミュニティゾーン整備地区内において、面的かつ総合的な交通安全対策を展開し、通過交通の排除や車両速度の抑制を図る道路整備など、地域特性を反映させた生活道路の整備を地域住民とともに推進していく。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 5-2-3 公園再整備事業

事業名	公園再整備事業				
事業概要	区立公園や児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域住民主体の区民参画による計画的な公園の再整備を行う。				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 5-2-4 建築物等のバリアフリーの推進

事業名	建築物等のバリアフリーの推進				
事業概要	すべての人が区内の公共的性格をもつ各種施設を円滑に利用できるようにするため、施設の整備等を行う際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れることによって、福祉のまちづくりを推進する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 5-2-5 文京区バリアフリー基本構想の策定

事業名	文京区バリアフリー基本構想の策定				
事業概要	公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、バリアフリー基本構想を策定する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 5-3 児童の安全の確保

子どもを犯罪から守るため、地域ぐるみの被害防止対策等を推進するとともに、交通安全教育や防災教育、安全・安心なまちづくりなどに取り組んでいきます。

#### 5-3-1 犯罪の被害防止対策の推進

事業名	犯罪の被害防止対策の推進					
事業概要	子どもが事件に遭遇した際、緊急に避難できる場所を確保するとともにその目印として子ども110番ステッカーを掲示する。					
計画目標	実績(平成25年度)			計画内容		
	区立小学校PTAの協力により、子ども110番ステッカー貼付協力者の調査及び新規協力依頼を積極的に行った。また、各小学校、区内警察4署と名簿を共有し、子どもの安全確保における連携強化を図った。さらに、区内全小学校の1年生にステッカーを配布し、事業の周知に努めた。 ◆協力者 1,694件 ◆区施設 123か所			子どもが事件に遭遇した際、緊急に避難できる場所を確保するとともにその目印として子ども110番ステッカーを掲示する。区立小学校PTA連合会や区内警察署等と連携を図り、事業の周知・充実に努めていく。		
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
協力件数	1,812件	1,840件	1,868件	1,897件	1,926件	
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
			○	○	○	

### 5-3-2 安全・安心なまちづくり

事業名	安全・安心なまちづくり				
事業概要	文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくり推進地区の指定や防犯パトロール、メール等による情報発信など、地域の安全対策を推進する。				
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容		
	<p>新たに防犯対策を推進する地区として、2地区を指定し、1地区の指定更新を行った。</p> <p>さらに、防犯カメラの設置費用助成など、安全・安心まちづくり活動を支援した。</p> <p>また、「文の京」安心・防災メールにより、123件の防犯等安心情報の配信を行った。</p> <p>◆防犯カメラ設置費用助成数 4地区</p> <p>◆自主青色防犯パトロール燃料費 助成数 3隊</p> <p>◆自主防犯活動等資器材費用助成数 4団体</p> <p>◆防犯用パトロール資器材貸出数 5団体</p> <p>◆安心・防災メール新規登録者 1,340人</p>		<p>安全・安心まちづくり推進地区の指定を行うとともに、推進地区への活動を支援する。</p> <p>また、安全・安心まちづくり活動を行う団体等への活動を支援する。</p> <p>さらに継続して、青色防犯パトロールを行うとともに、防犯等安心情報の配信により、区民に注意喚起を行う。</p>		
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 5-3-3 安全・安心な公園づくり

事業名	安全・安心な公園づくり					
事業概要	公園や児童遊園内で不法な占用及び使用を行う者、不法投棄者、不審者等に注意を与えるとともに、不法放置物の撤去を行う。					
計画目標	実績(平成25年度)		計画内容			
	<p>迷惑行為等に関する利用者からの情報や要望に対し、計画的な巡視を行い、効果を上げることができた。26年度も多種多様な問題に対応し、安全安心な公園づくりを目指す。</p> <p>◆公園等巡視日数 236日</p>		公園等の夜間及び土・日・祝日の巡回を行い、安全で安心な公園等を区民に提供する。			
	項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	公園等巡視	240日	240日	240日	240日	240日
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生	
	○	○	○	○	○	

### 5-3-4 安全・安心な学校づくり

事業名	安全・安心な学校づくり				
事業概要	<p>交通事故や不審者等の身の危険から子どもたちを守るため、以下の事業を実施し、ハード・ソフト両面からの見守り体制を整備する。</p> <p>【スクールガード事業】区立小学校で実施。保護者を中心としたボランティアにより、通学路や地域の子どもの見守りを行う。</p> <p>【学校・幼稚園情報配信システム】区立全幼稚園、小学校、中学校に通う幼児・児童・生徒・の保護者を対象に、各校園の情報を携帯電話やパソコンにメール配信し、迅速な情報伝達、学校と各家庭の間での情報の共有を図る。</p> <p>【防犯ブザー】危機管理意識の普及・啓発および子どもの安全を確保するため、区立小学校及び区内在住の国公立小学校へ入学する新1年生に防犯ブザーを配付する。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

※「情報配信システム」は、区立保育園、育成室についても導入している。

### 5-3-5 交通安全教育の実施

事業名	交通安全教育の実施				
事業概要	<p>地域の実態や幼児・児童・生徒の生活実態に即した計画的かつ組織的な交通安全教育を行うとともに、通学時等における子どもたちの安全を確保する。関係機関と協力して広く区民の交通安全意識の高揚を訴えとともに参加・体験型の実践教育を推進する。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○

### 5-3-6 防災教室の実施

事業名	防災教室の実施				
事業概要	<p>学校、保育園、幼稚園、町会、マンション等の単位で起震車及び煙体験ハウスの出張を行い、防災意識の普及啓発を図る。より多くの団体に体験してもらえようPRを継続していく。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

### 5-3-7 子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備

事業名	子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備				
事業概要	<p>一時保育施設等の子育て関連施設(児童館・育成室、キッズルーム、病児・病後児保育施設、子育てひろば、ぴよぴよ広場、保育園)において、利用時に災害が発生した際に必要な食糧等備蓄物資を配備する。</p>				
対象ライフステージ	妊娠期	就学前(3歳未満)	就学前(3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	



# 子ども・子育て支援 事業計画





# 子ども・子育て支援事業計画

## 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画です。

本区では、子育て支援計画と一体的に策定することとしましたが、子ども・子育て支援法で定められた子育て支援事業を明確にするため、再掲する事業も含めて記載しました。

## 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(教育・保育提供区域)」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。

本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、**文京区全域を1区域**として設定します。

### 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援について、平成27年度から31年度までの5年間における「量の見込み(ニーズ量)」・「確保方策」・「実施時期」を記載することになっています。

量の見込み(ニーズ量)については、平成25年10月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」(以下、「ニーズ調査」と記載する。)の結果及び各事業の実際の利用状況等を踏まえ、量の見込み(ニーズ量)を推計し、具体的な目標設定を行いました。

確保方策においては、これまでの幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを合わせ持った「認定こども園」の普及を図るなど、子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育の場を一体的に提供する施設を推進しています。

また、新たに、少人数の子どもを保育する「地域型保育事業」を実施するなど、多様な保育サービスの充実を図り、質を保ちながら身近な保育の場を確保していきます。

#### (1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、教育・保育施設等(認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育)の利用先が決まっていきます。

##### <3つの認定区分>

<b>1号認定(教育標準時間認定)</b>	<b>利用先：幼稚園・認定こども園</b>
●お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	
<b>2号認定(満3歳以上・保育認定)</b>	<b>利用先：保育所・認定こども園</b>
●お子さんが満3歳以上で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	
<b>3号認定(満3歳未満・保育認定)</b>	<b>利用先：保育所・認定こども園・地域型保育</b>
●お子さんが満3歳未満で、「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	

## (2) 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度において、新たに区の認可事業として位置づけられている事業です。原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、小規模保育(A・B・C型)・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4類型があります。待機児の多い都市部で身近な保育の場を確保する事業です。

事業名	事業概要
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A型(保育所分園に近いもの)</li> <li>・ B型(保育所分園と家庭的保育の中間的なもの)</li> <li>・ C型(家庭的保育に近いもの)</li> </ul>
家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅その他の場所で保育を行います。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。(ベビーシッター派遣事業)
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。

## (3) 量の見込み(ニーズ量)の算定について

幼児期の教育・保育の量の見込み(ニーズ量)は、将来人口推計と利用意向割合から算定しました。

利用意向割合については、ニーズ調査における、幼稚園・保育園等の利用率と実際の幼稚園・保育園利用率を比較し、その偏差を補正しました。

さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において、幼稚園・保育園を利用していない理由のうち「空きがない」・「経済的な理由」等を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。

## 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

項 目		27年度					28年度					
		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有		
		3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	
教育 希望	左記 以外		教育 希望	左記 以外								
①量の見込み(ニーズ量)		2,440	697	1,776	567	1,791	2,500	713	1,819	563	1,809	
②確保方策	教育保育施設	認定こども園	0	0	0	0	0	33	0	33	9	18
		区立幼稚園	662	308	—	—	—	676	315	—	—	—
		私立幼稚園	1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—
		国立大学付属 幼稚園	121	—	—	—	—	121	—	—	—	—
		区立認可保育園	—	—	1,082	135	633	—	—	1,082	135	633
		私立認可保育園	—	—	886	278	836	—	—	941	287	854
		東京都 認証保育所	—	—	55	48	169	—	—	55	48	169
		その他 認可外保育施設	—	—	65	12	75	—	—	65	12	75
	地域型保育事業	家庭的保育事業	—	—	0	7	23	—	—	0	7	23
		小規模保育事業	—	—	0	14	5	—	—	0	23	5
		事業所内 保育事業	—	—	49	50	89	—	—	49	50	89
		居宅訪問型 保育事業	—	—				—	—			
	合 計		2,491	747	2,137	544	1,830	2,538	754	2,225	571	1,866
②確保方策-①ニーズ量		51	50	361	▲ 23	39	38	41	406	8	57	

\*各確保方策において、事業の対象外となる認定区分は「—」を表示しています。

\*居宅訪問型保育事業は、計画期間中に事業実施に向けた検討を進めるため、事業量は未掲載となっています。

(単位：人)

29年度					30年度					31年度				
1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性有		3号 保育の 必要性有	
3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2歳
	教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外		
2,608	745	1,899	562	1,768	2,657	758	1,934	559	1,759	2,671	762	1,944	553	1,752
33	0	33	9	18	33	0	33	9	18	33	0	33	9	18
705	328	—	—	—	719	335	—	—	—	734	341	—	—	—
1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—	1,708	439	—	—	—
121	—	—	—	—	121	—	—	—	—	121	—	—	—	—
—	—	1,082	135	633	—	—	1,082	135	633	—	—	1,082	135	633
—	—	1,006	297	880	—	—	1,006	297	880	—	—	1,006	297	880
—	—	55	48	169	—	—	55	48	169	—	—	55	48	169
—	—	65	12	75	—	—	65	12	75	—	—	65	12	75
—	—	0	7	23	—	—	0	7	23	—	—	0	7	23
—	—	0	23	5	—	—	0	23	5	—	—	0	23	5
—	—	49	50	89	—	—	49	50	89	—	—	49	50	89
—	—				—	—				—	—			
2,567	767	2,290	581	1,892	2,581	774	2,290	581	1,892	2,596	780	2,290	581	1,892
▲ 41	22	391	19	124	▲ 76	16	356	22	133	▲ 75	18	346	28	140

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施するものです。

### (1) 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方	文京シビックセンターにおいて、保育ナビゲーター及び子育てガイドが中心となり、利用者の支援を進めるとともに、保護者が集まる身近な場所である5か所の子育てひろば(地域子育て支援拠点施設)と連携を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等の充実を図る。 ●関連事業 【4-2-2 子育てひろば事業】				
量の見込みと確保方策の実施時期					
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援事業	文京シビックセンター 1か所(保育ナビゲーター・子育てガイド)				
	子育てひろば 5か所				

#### <量の見込み(ニーズ量)・確保方策について>

利用者支援事業は、平成27年度から開始する新たな事業であることから、子育てひろば(地域子育て支援拠点施設)などの既存の子育て支援施設の機能を拡充することで、多くの利用者に支援ができるよう事業を開始する。平成28年度以降は、各施設の利用状況を確認の上、量の見込み(ニーズ量)及び確保方策について適切な見直しを図る。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計とニーズ調査における地域子育て支援拠点施設事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。				
確保方策の考え方	<p>地域子育て支援拠点である、5か所の子育てひろばにおいて、地域子育て支援拠点事業を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-2-2 子育てひろば事業】</p> <p>&lt;事業量算定方法&gt; 4施設で運営した平成25年度の延利用者数が、81,528人／年であり、事業量は確保していることから、地域的な偏りを解消するため、平成27年度に文京総合福祉センター内子育てひろばを開設し、合計5か所の事業量とした。</p>				
量の見込みと確保方策の実施時期					
(単位：人回／年)					
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(ニーズ量)	45,824	46,057	45,307	45,083	44,807
子育てひろば事業	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

### (3) 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法等における事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量とした。				
確保方策の考え方	妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成する。 また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図る。 ●関連事業 【1-1-1 妊娠・出産への支援】				
量の見込みと確保方策の実施時期					
(単位：人／年)					
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(ニーズ量)	1,730	1,720	1,714	1,705	1,689
妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関(病院、診療所など)*1				
	主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査など				
	実施時期：通年				

\*1 里帰り出産等による都外医療機関、助産所での妊婦健診は、償還払いで費用を助成する。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>生後4か月以内の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</p>				
<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量とした。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>生後4か月以内の乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行う。また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスに結び付けを行う、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)を実施する。</p> <p>●関連事業 【1-1-3 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)】</p>				
<p>量の見込みと確保方策の実施時期</p>					
<p>(単位：人／年)</p>					
<p>項 目</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>
<p>量の見込み(ニーズ量)</p>	<p>1,730</p>	<p>1,720</p>	<p>1,714</p>	<p>1,705</p>	<p>1,689</p>
<p>乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)</p>	<p>実施体制：保健師・助産師の専門職で実施</p> <p>実施機関：2か所 (保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所)</p>				

## (5) 養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営するほか、児童虐待への対応及び未然防止を図るため、養育を特に支援する必要がある家庭への育児支援ヘルパーを派遣するなどの児童虐待防止対策事業を実施する。</p> <p>また、子育て支援講座の開催、児童虐待防止啓発事業、養育家庭普及活動を行う。</p> <p>●関連事業 【1-2-2 児童虐待防止ネットワークの充実】</p>				
<p>量の見込みと確保方策の実施時期</p>					
<p>項 目</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>
<p>児童虐待防止ネットワークの充実</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の開催</p>				
	<p>育児支援ヘルパー派遣回数</p>		<p>790回/年</p>		
	<p>子育て支援講座の開催</p>		<p>2回/年</p>		

## (6) 子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)です。				
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。 利用意向割合・利用意向日数については、乳幼児ショートステイ事業の実際の利用延べ人数から算出した。				
確保方策の考え方	区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業を実施する。また、文京総合福祉センター内において、新たなショートステイ事業を開始するとともに、その運用状況等を確認しながら、夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)の実施を検討する。 ●関連事業 【4-1-23 子育て短期支援事業】 <事業量算定方法> 年間を通して、定員1名を確保していることから、年間の事業量を365人/年とした。				
量の見込みと確保方策の実施時期					
(単位：人日/年)					
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(ニーズ量)	22	23	23	23	23
子育て短期支援事業	365	365	365	365	365
[確保方策]-[ニーズ量]	343	342	342	342	342

※文京総合福祉センター内で実施する新たなショートステイ事業については、計画全体の量の見込み(ニーズ量)及び確保方策の進行管理と合わせ、運用状況等を確認の上、事業量の設定を行う。

## (7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

子ども・子育て 支援法等における 事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。					
量の見込み(ニーズ量) の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。 利用意向割合・利用意向日数については、ファミリー・サポート・センター事業の実際の活動件数(児童の預かりに関する活動)から算出した。					
確保方策の考え方	文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施する。 ●関連事業 【3-1-3 ファミリー・サポート・センター事業】 <事業量算定方法> 事業実績より、全体活動件数のうち小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合を算出し、年度毎に計画している活動件数から事業量を算定した。 小学生を対象にした預かりに関する活動件数の割合 約13% (25年度活動総件数 6,261件 うち小学生の預かり 788件)					
量の見込みと確保方策の実施時期						
(単位：人日/年)						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
ニ ー ズ 量	小学生低学年	506	530	551	567	581
	小学生高学年	291	303	315	336	352
	合 計	797	833	866	903	933
ファミリー・サポート・センター事業	832	845	858	871	884	
[確保方策]-[ニーズ量]	35	12	▲8	▲32	▲49	

## (8) 一時預かり事業

子ども・子育て 支援法等における 事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
-----------------------------	--

### <幼稚園における在園児を対象とした一時預かり>

量の見込み(ニーズ量) の算定方法	<p><b>【一時利用の預かり保育】</b> 将来人口推計とニーズ調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。</p> <p><b>【定期利用の預かり保育】</b> 将来人口推計とニーズ調査における定期利用の預かり保育の利用意向割合及び定期預かり保育利用者の年間延べ平均利用回数(24年度)からニーズ量を算定した。</p>
確保方策の考え方	<p>区立幼稚園全園にて、幼稚園在園児を対象に、幼稚園の教育課程終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施する。 また、一部私立幼稚園においても、預かり保育を実施する。(各園で実施内容は異なる)</p> <p>●関連事業 【4-1-14 区立幼稚園の預かり保育】</p> <p>&lt;事業量算定方法&gt;</p> <p>●区立幼稚園 年間の実施日数を240日(平日のみ)と設定し、区立幼稚園全園の定員数合計が280名であることから、年間の事業量を67,200人日/年とした。</p> <p>●私立幼稚園 各園により実施内容が異なることから、平成25年度における各園の実績(定員数×実施日数)から事業量を算定した。</p>

量の見込みと確保方策の実施時期						
(単位：人日／年)						
項 目		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニ ー ズ 量	一時利用の 預かり保育	50,000	51,218	53,448	54,442	54,714
	定期利用の 預かり保育	64,771	66,347	69,237	70,523	70,877
	合 計	114,771	117,565	122,685	124,965	125,591
確 保 方 策	区立幼稚園の 預かり保育	67,200	67,200	67,200	67,200	67,200
	私立幼稚園の 預かり保育	73,695	73,695	73,695	73,695	73,695
	合 計	140,895	140,895	140,895	140,895	140,895
[確保方策]－[ニーズ量]		26,124	23,330	18,210	15,930	15,304

### <幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外>

量の見込み(ニーズ量) の算定方法	<p>将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定した。利用意向割合・利用意向日数については、各種一時預かり事業の延べ利用日数から算出した。</p> <p>さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において事業を利用していない理由のうち「利用したい事業が地域にない」「空きがない」等を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えた。</p>
確保方策の考え方	<p>一時保育所である3か所のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-1-11 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育】 【4-1-12 一時保育】</p> <p>&lt;事業量算定方法&gt;</p> <p>●緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 年間の事業実施日数を294日(25年度実績)と設定し、各園の定員の合計数が38名であることから、11,172人日／年とした。</p>

確保方策の考え方

●一時保育

キッズルーム毎に、1日の最大受入人数実績と開室日数(25年度実績)から事業量を算定した。

・キッズルームシビック

17人/日×358日=6,086人日/年

・キッズルーム目白台

12人×293日=3,516人日/年

※27年4月に開室する「キッズルームかごまち」については、キッズルーム目白台と同規模で実施するため、事業量を3,516人日/年とし、合計で、13,118人日/年と算定した。

量の見込みと確保方策の実施時期

(単位：人日/年)

項 目		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(ニーズ量)		20,029	20,345	20,637	20,798	20,800
確保方策	緊急一時保育・リフレッシュ時保育	11,172	11,172	11,172	11,172	11,172
	一時保育	13,118	13,118	13,118	13,118	13,118
	合 計	24,290	24,290	24,290	24,290	24,290
[確保方策]－[ニーズ量]		4,261	3,945	3,653	3,492	3,490

## (9) 延長保育事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。</p>				
<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>将来人口推計とニーズ調査における延長保育事業の利用意向割合からニーズ量を算定した。</p>				
<p>確保方策の考え方</p>	<p>全ての区立認可保育園及び私立認可園において、延長保育事業を実施する。</p> <p>●関連事業 【4-1-7 保育園延長保育】 【4-1-15 認証保育所の運営補助】</p> <p>&lt;事業量算定方法&gt; 本計画の中に新たに整備する私立認可保育園について、延長保育定員数を10名と設定し、既存園の延長保育定員数に加算することで、事業量を算定した。 また、認証保育所については、年度により区民利用数変動するため、1か所あたりの利用数を10名と設定し、加算した。</p>				
<p>量の見込みと確保方策の実施時期</p>					
<p>(単位：人/日)</p>					
<p>項目</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>
<p>量の見込み(ニーズ量)</p>	<p>661</p>	<p>671</p>	<p>680</p>	<p>685</p>	<p>685</p>
<p>確保方策</p>	<p>区立認可保育園 延長保育</p>	<p>350</p>	<p>360</p>	<p>360</p>	<p>360</p>
	<p>私立認可保育園 延長保育</p>	<p>353</p>	<p>363</p>	<p>373</p>	<p>373</p>
	<p>認証保育所 延長保育</p>	<p>30</p>	<p>30</p>	<p>30</p>	<p>30</p>
	<p>合計</p>	<p>733</p>	<p>753</p>	<p>763</p>	<p>763</p>
<p>[確保方策]-[ニーズ量]</p>	<p>71</p>	<p>82</p>	<p>83</p>	<p>78</p>	<p>78</p>

## (10) 病児保育事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。					
量の見込み(ニーズ量)の算定方法	将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定した。 利用意向割合については、区内2か所の病児・病後児保育施設における、実際の利用延べ人数と定員満員のため利用できなかった人数の合計から算出した。					
確保方策の考え方	区が委託する2か所の病児・病後児保育施設で保育を実施する。 ●関連事業 【4-1-13 病児・病後児保育】 <事業量算定方法> 年間の平均開室日数を240日(平日のみ)と設定し、施設の定員が6名であることから、年間の事業量を1,440人日/年とした。					
量の見込みと確保方策の実施時期						
(単位：人日/年)						
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
量の見込み(ニーズ量)	2,298	2,357	2,411	2,448	2,468	
確保方策	保坂病児ルーム	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	順天堂病後児ルーム	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	合 計	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
[確保方策]-[ニーズ量]	582	523	469	432	412	

## (11) 放課後児童健全育成事業

<p>子ども・子育て支援法等における事業概要</p>	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p>
<p>量の見込み(ニーズ量)の算定方法</p>	<p>将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定した。                  利用意向割合については、ニーズ調査における育成室利用率と実際の育成室利用率を比較し、その偏差を補正した。                  さらに潜在的なニーズとして、ニーズ調査において事業を利用していない理由のうち「空きがない」「経済的な理由」等を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えた。</p>
<p>確保方策の考え方</p>	<p><b>【小学生低学年】</b>                  現在の育成室事業を継続し、計画期間中に8か所の育成室を新たに整備する。</p> <p>●関連事業 【4-1-19 育成室の整備及び運営】</p> <p>&lt;事業量算定方法&gt;                  本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40名と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定した。</p> <hr/> <p><b>【小学生高学年】</b>                  計画期間中に全区立小学校20校において、放課後全児童向け事業を実施し、放課後の居場所を提供する。</p> <p>●関連事業 【2-1-2 放課後全児童向け事業】</p>

量の見込みと確保方策の実施時期					
<b>【小学生低学年】</b> (単位：人／日)					
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(ニーズ量)	1,476	1,545	1,607	1,655	1,693
育成室の整備	1,468	1,548	1,628	1,668	1,668
[確保方策]-[ニーズ量]	▲8	3	21	13	▲25
<b>【小学生高学年】</b> (単位：人／日)					
項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(ニーズ量)	294	306	318	339	355
放課後全児童向け事業					20校

※放課後全児童向け事業の実施にあたっては、保護者や地域等の事業体制を整える必要があるため、毎年度の進行管理と合わせ、事業量の見直しを図る。

## **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、区が定める基準に該当するものに係る支給認定子どもが、特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用その他これらに類する費用として区が定めるものの全部又は一部を助成する。

## **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

## 5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期における質の高い教育・保育を提供するため、文京区版幼児教育・保育カリキュラムを策定し、区立保育園及び区立幼稚園の3歳以上児を対象に、本カリキュラムに基づく幼児教育・保育を実践します。

また、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置については、拡大に向けて国に更なる環境整備の充実を求めるとともに、区としても制度改正の趣旨を踏まえ、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、適切に普及・促進を図っていきます。

## 6 計画の推進体制と進行管理

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を見直すとともに、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。



# 資料編

## 資料編目次

資料 1	子育て支援計画の沿革	143
資料 2	量の見込み(ニーズ量)の算定方法	144
資料 3	計画の検討体制	147
資料 4	計画の検討経過	164





## 資料1 子育て支援計画の沿革

年 月	沿 革
平成12年3月	<p><b>【地域福祉計画との統合】</b></p> <p>○ 文京区地域福祉計画は児童福祉を含む区の福祉保健施策に関する総合的な計画として策定しましたが、少子化社会が急速に進展する中、子育て支援を充実したものとするため、地域福祉計画の中に、新たに「児童育成計画」(地方版エンゼルプラン)である「子育て支援計画」を取り入れました。</p>
平成15年3月	<p><b>【子育て支援計画の改定】</b></p> <p>○ 子育て支援計画をさらに充実させるための改定を行いました。</p>
平成17年3月	<p><b>【次世代育成支援行動計画(前期分)の策定】</b></p> <p>○ 平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、都道府県及び市町村(特別区を含む)と事業主は、国が定めた「指針」に基づく「行動計画」を策定することが義務づけられました。</p> <p>本区では、これまでの「子育て支援計画」を拡充し、総合的かつ体系的に子育て支援を推進する新たな「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」(平成17年度～21年度)を策定しました。</p>
平成22年3月	<p><b>【次世代育成支援行動計画(後期分)及び保育計画の策定】</b></p> <p>○ 近年の出生数の動向、子育ての負担感や母親の就労希望など子どもの現状や子育てを取り巻く状況を踏まえ、「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」(平成22年度～26年度)を策定しました。</p> <p>また、保育園待機児童数が50人以上いる区市町村は、保育需要に対応するための保育計画を策定する必要があり、本区においても、平成21年4月1日の待機児童数が86人となったことから、子育て支援計画と一体のものとして保育計画を策定しました。</p>
平成25年3月	<p><b>【保育計画の修正】</b></p> <p>○ 保育計画に基づき、平成24年度までに計画値を上回る保育サービス量の整備を行ってきましたが、待機児童数は24年4月現在、111人となり、解消には至っていない状況です。このため、待機児童問題に迅速に取り組み、解消に向けた対策を促進するため、これまでの整備実績及び現在の保育需要を踏まえて保育計画の修正を行いました。</p>
平成27年3月	本計画の策定に至る。

## 資料2 量の見込み(ニーズ量)の算定について

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)については、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き(以下、「算定手引き」という。)」に基づき算定することを基本とし、地域の実態に応じて変更することが認められています。

本区においては、実効性の高い計画を策定するため、子ども・子育て会議での委員意見を踏まえ、本区の実態に則した量の見込み(ニーズ量)の算定方法の検討を目的とした、「ニーズ量検討部会」を設置することとしました。

### 1 部会員

子ども・子育て会議委員及び子ども部会員からニーズ量検討部会への参加を募り、6名の委員にて部会を構成しました。

番号	氏名	団体名等
1	高櫻 綾子	日本女子大学講師
2	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会
3	勝間田万喜	公募区民委員
4	砂倉 麻央	文京区認可保育園父母の会連絡会
5	楠田 喜彦	文京区学童保育連絡協議会
6	佐山 茜子	公募区民委員

### 2 検討経過

量の見込み(ニーズ量)の算定は、31年度までの人口の推計と子育て関連事業の利用意向の割合から算定することになっており、本部会においても、人口推計と利用意向率の2つの項目の検討を行うこととしました。

なお、利用意向率については、待機児童数と直接関係のある、幼児期における教育・保育(幼稚園や保育園など)及び学童保育(育成室など)の利用意向を中心に議論を進めました。

## (1) 人口推計

平成27年から31年までの人口推計については、「地域行動計画策定の手引き(平成15年8月)」を参照し、過去3年間の人口統計のデータから、コーホート変化率法により算出を行いました。

※コーホート変化率法とは(地域行動計画策定の手引きより)

「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

## (2) 利用意向率

利用意向率の算定については、平成25年10月に実施した「子育て支援に関するニーズ調査(以下、「ニーズ調査」という。)の結果を基礎数値とし、次の3つの内容を踏まえた本区独自の算定方法について検討を行いました。

- ①潜在的な就職希望を反映させること。
- ②各種保育所等の利用割合に関する補正を行うこと。
- ③各種保育所等を利用していない家庭の利用希望に関する補正を行うこと。

### <利用意向率の検討結果>

- 潜在的に就職を希望する家庭については、算定手引きに基づき、ニーズ調査結果による家庭の分類を振り分けることで、利用意向率へ反映させました。
- 各種保育所等の利用割合については、ニーズ調査における幼稚園・保育園等の利用率と実際の幼稚園・保育園利用率を比較し、その偏差を補正しました。
- 各種保育所等を利用していない家庭の利用希望については、ニーズ調査において、幼稚園・保育園を利用していない理由のうち「空きがない」・「経済的な理由」・「時間帯の条件が合わない」・「納得できる事業がない」を選択し、一定の条件があれば利用の可能性のある層を加えました。

### (3) 検討結果の報告

ニーズ量検討部会の検討結果については、平成26年3月25日に開催した平成25年度第3回子ども・子育て会議及び第4回子ども部会にて報告を行いました。

また、今後の人口統計や各種保育所等の実際の利用率の変化などに対応するため、推計した数値の検証と量の見込み(ニーズ量)の見直しを検討する枠組みが必要であることの提案を行いました。

### (4) 開催状況

ニーズ量検討部会の開催状況と主な検討内容は次のとおりです。

	開催日	主な議題
1	平成26年2月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>作業の手引きに基づくニーズ量の算定結果について</li><li>定期的教育・保育の年齢別利用者数とニーズ調査結果の比較について</li><li>将来人口推計について</li><li>区域割について</li></ul>
2	平成26年2月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>ニーズ量の補正について</li><li>将来人口推計について</li></ul>

## 資料3 計画の検討体制

### 1 文京区地域福祉推進協議会

#### (1) 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号

最終改正 平成25年12月13日25文福福第10009号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

(1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 区内関係団体等の構成員 20人以内

(3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 男女協働子育て支援部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部介護保険課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課  
(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

## (2) 地域福祉推進協議会委員名簿

平成25年4月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授	
2	副会長	青木紀久代	お茶の水女子大学准教授	
3	//	藤林 慶子	東洋大学教授	
4	//	高山 直樹	東洋大学教授	
5	//	高野 健人	東京医科歯科大学大学院教授	
6	委員	須田 均	小石川医師会	
7	//	石川みずえ	文京区医師会	25年度第3回まで
8	//	熊谷みどり		26年度第1回から
9	//	志賀 泰昭	小石川歯科医師会	25年度第1回まで
10	//	柴田 芳樹		25年度第2回から
11	//	安東 治家	文京区歯科医師会	
12	//	川又 靖則	文京区薬剤師会	
13	//	諸岡 健至	文京区町会連合会	
14	//	平井 宥慶	文京区社会福祉協議会	
15	//	宇賀治みや子	文京区民生委員・児童委員協議会	25年度第3回まで
16	//	柴崎 清恵		26年度第1回から
17	//	齊田 宗一	文京区心身障害福祉団体連合会	
18	//	永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
19	//	田中 福子	文京区青少年対策地区委員会	26年度第1回まで
20	//	大畑 雅一		26年度第2回から
21	//	福永喜美代	文京区女性団体連絡会	
22	//	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
23	//	佐藤 和乃	文京区話し合い員連絡協議会	
24	//	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
25	//	戸野塚一枝	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	25年度第2回まで
26	//	長谷川浩美		25年度第3回から
27	//	菅原 良次	文京区私立保育園(たんぽぽ保育園)	
28	//	佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
29	委員	山下美佐子	パセリの会	
30	//	安達 勇二	あせび会支援センター	
31	//	上野 邦子	公募区民委員	25年度第3回まで
32	//	檜尾 頌子	公募区民委員	25年度第3回まで
33	//	勝間田万喜	公募区民委員	25年度第3回まで
34	//	川邊万希子	公募区民委員	25年度第3回まで
35	//	境 弥生	公募区民委員	25年度第3回まで
36	//	深草 裕子	公募区民委員	25年度第3回まで
37	//	梅澤 稔	公募区民委員	26年度第1回から
38	//	小倉 保志	公募区民委員	
39	//	小山 榮	公募区民委員	
40	//	佐久間光江	公募区民委員	26年度第1回から
41	//	佐藤 朋香	公募区民委員	26年度第1回から
42	//	猿渡 達明	公募区民委員	
43	//	松尾 葦江	公募区民委員	26年度第1回から
44	//	宮本 一嘉	公募区民委員	26年度第1回から
45	//	望月 和美	公募区民委員	26年度第1回から

## (3) 子ども部会名簿

平成25年4月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	青木紀久代	お茶の水女子大学准教授	
2	会員	高橋 貴志	白百合女子大学教授	25年度第2回から
3	//	高櫻 綾子	日本女子大学講師	25年度第2回から
4	//	田中 福子	文京区青少年対策地区委員会	26年度第2回まで
5	//	大畑 雅一		26年度第3回から
6	//	戸野塚一枝	文京区民生委員・児童委員協議会	25年度第2回まで
7	//	長谷川浩美		25年度第3回から
8	//	福永喜美代	文京区女性団体連絡会	
9	//	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
10	//	菅原 良次	文京区私立保育園(たんぽぽ保育園)	
11	//	勝間田万喜	公募区民委員	25年度第4回まで
12	//	川邊万希子	公募区民委員	25年度第4回まで
13	//	佐藤 朋香	公募区民委員	25年度第2回から
14	//	奥 明子	公募区民委員	25年度第2回から
15	//	宮本 一嘉	公募区民委員	25年度第2回から
16	//	加藤 智子	公募区民委員	25年度第2回から
17	//	佐山 茜子	公募区民委員	25年度第2回から
18	//	砂倉 麻央	文京区認可保育園父母の会連絡会	
19	//	田中 文代	文京福祉センターひまわり園父母会	25年度第4回まで
20	//	小俣 美紀		26年度第1回から
21	//	楠田 喜彦	文京区学童保育連絡協議会	
22	//	黒川 淳子	文京区立幼稚園PTA連合会	
23	//	宮谷 匡人	文京区立小学校PTA連合会	26年度第1回まで
24	//	山野順一郎		26年度第2回から
25	//	西住 裕文	文京区立中学校PTA連合会	
26	//	石川 良子	文京区特別支援学級連絡協議会	
27	//	白井 圭子	東京商工会議所文京支部	
28	//	細山 利昭	連合東京都連合会西北地協文京地区協議会	

## (4) 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 平成24年3月30日23文福高第2848号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、男女協働子育て支援部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、

職務を代理する順位は、男女協働子育て支援部長、保健衛生部長の順とする。

6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。

7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に

定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**(5) 文京区地域福祉推進本部・本部員名簿**

平成27年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区長
2	副本部長	瀧 康弘	副区長
3	//	原口 洋志	教育長
4	本部員	佐藤 正子	企画政策部長
5	//	渡部 敏明	総務部長
6	//	得永 哲也	危機管理室長
7	//	八木 茂	区民部長
8	//	小野澤勝美	アカデミー推進部長
9	//	藤田 恵子	福祉部長
10	//	久住 智治	男女協働子育て支援部長
11	//	石原 浩	保健衛生部長
12	//	海老澤孝夫	都市計画部長
13	//	中島 均	土木部長
14	//	曳地由紀雄	資源環境部長
15	//	中村 賢司	施設管理部長
16	//	手島 淳雄	会計管理者
17	//	田中 芳夫	教育推進部長
18	//	山本 育男	監査事務局長
19	//	吉岡 利行	区議会事務局長
20	//	竹越 淳	企画政策部企画課長
21	//	大川 秀樹	企画政策部財政課長
22	//	加藤 裕一	企画政策部広報課長
23	//	林 顕一	総務部参事総務課長事務取扱
24	//	辻 政博	総務部職員課長

**(6) 文京区地域福祉推進本部幹事会・幹事名簿**

平成27年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	幹事長	藤田 恵子	福祉部長
2	副幹事長	久住 智治	男女協働子育て支援部長
3	副幹事長	石原 浩	保健衛生部長
4	幹事	竹越 淳	企画政策部 企画課長
5	//	榎戸 研	総務部 防災課長
6	//	木幡 光伸	福祉部 福祉政策課長
7	//	澤井 英樹	福祉部 福祉施設担当課長
8	//	鈴木 裕佳	福祉部 高齢福祉課長
9	//	多田栄一郎	福祉部 認知症・地域包括ケア担当課長
10	//	須藤 直子	福祉部 障害福祉課長
11	//	田中 邦彦	福祉部 生活福祉課長
12	//	小池 陽子	福祉部 介護保険課長
13	//	奥村 郁男	福祉部 国保年金課長(福祉部高齢者医療担当課長兼務)
14	//	福澤 正人	福祉部 福祉センター所長
15	//	椎名 裕治	男女協働子育て支援部 子育て支援課長
16	//	工藤 真紀	男女協働子育て支援部 児童青少年課長
17	//	新名 幸男	男女協働子育て支援部 保育課長
18	//	鈴木 秀洋	男女協働子育て支援部 男女協働・子ども家庭支援センター担当課長
19	//	小澤 信雄	保健衛生部 生活衛生課長
20	//	渡邊 了	保健衛生部 健康推進課長
21	//	伊津野 孝	保健衛生部 参事予防対策課長事務取扱
22	//	竹田 弘一	教育推進部 学務課長
23	//	北島 陽彦	教育推進部 教育指導課長
24	//	宇民 清	教育推進部 教育センター所長

## (7) 文京区子ども・子育て会議条例

制定 平成25年6月13日条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、文京区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他区長が必要があると認めた者のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、学識経験のある者のうちから委員が選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、区長が招集する。

(意見聴取等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要とする資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員に関する特例)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成26年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「20人」とあるのは、「22人」とする。
- 3 施行日以後最初に委嘱された委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

## (8) 文京区子ども・子育て会議要綱

制 定 平成25年6月20日25文男子第606号

最終改正 平成26年4月1日26文男子第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区子ども・子育て会議条例(平成25年6月文京区条例第31号。以下「条例」という。)第8条の規定により、文京区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者 3人以内
- (2) 法第6条第2項に規定する子どもの保護者 5人以内
- (3) 子ども・子育て支援等に関する事業に従事する者 5人以内
- (4) 事業主を代表する者 1人
- (5) 労働者を代表する者 1人
- (6) 公募の区民 5人以内

2 前項第6号に規定する委員(以下「区民委員」という。)は、別に定めるところにより募集し、決定する。

(欠員補充)

第3条 条例第4条の規定にかかわらず、区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(幹事)

第4条 子育て会議に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 男女協働子育て支援部長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 福祉部福祉センター所長
- (4) 男女協働子育て支援部子育て支援課長
- (5) 男女協働子育て支援部児童青少年課長
- (6) 男女協働子育て支援部保育課長
- (7) 男女協働子育て支援部男女協働・子ども家庭支援センター担当課長

(8) 保健衛生部保健サービスセンター所長

(9) 教育推進部学務課長

(10) 教育推進部教育改革担当課長

(11) 教育推進部教育指導課長

(12) 教育推進部教育センター所長

3 前項に規定する者のほか、区長は必要があると認めた者について、区職員のうちから幹事とすることができる。

4 幹事は、会長から付託された事項について調査又は研究を行う。

5 幹事は、子育て会議に出席して説明を求められたときは、意見を述べることができる。

(庶務)

第5条 子育て会議の庶務は、男女協働子育て支援部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

付 則(平成26年4月1日26文男子第4号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## (9) 文京区子ども・子育て会議委員名簿

平成25年4月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	青木紀久代	お茶の水女子大学准教授	
2	副会長	高橋 貴志	白百合女子大学教授	
3	委員	高櫻 綾子	日本女子大学講師	
4	//	戸野塚一枝	文京区民生委員・児童委員協議会	25年度第1回まで
5	//	長谷川浩美		25年度第2回から
6	//	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
7	//	菅原 良次	文京区私立保育園(たんぽぽ保育園)	
8	//	佐藤 朋香	公募区民委員	
9	//	奥 明子	公募区民委員	
10	//	宮本 一嘉	公募区民委員	
11	//	加藤 智子	公募区民委員	
12	//	佐山 茜子	公募区民委員	
13	//	砂倉 麻央	文京区認可保育園父母の会連絡会	
14	//	田中 文代	文京福祉センターひまわり園父母会	25年度第3回まで
15	//	小俣 美紀		26年度第1回から
16	//	楠田 喜彦	文京区学童保育連絡協議会	
17	//	黒川 淳子	文京区立幼稚園PTA連合会	
18	//	白井 圭子	東京商工会議所文京支部	
19	//	細山 利昭	連合東京都連合会西北地協文京地区協議会	

**(10) 文京区子ども・子育て会議幹事名簿**

平成27年3月現在

番号	役職	氏名	職名
1	幹事	久住 智治	男女協働子育て支援部長
2	//	林 顕一	総務部参事総務課長事務取扱
3	//	福澤 正人	福祉部 福祉センター所長
4	//	椎名 裕治	男女協働子育て支援部 子育て支援課長
5	//	工藤 真紀	男女協働子育て支援部 児童青少年課長
6	//	新名 幸男	男女協働子育て支援部 保育課長
7	//	鈴木 秀洋	男女協働子育て支援部 男女協働・子ども家庭支援センター担当課長
8	//	久保 孝之	保健衛生部 保健サービスセンター所長
9	//	竹田 弘一	教育推進部 学務課長
10	//	熱田 直道	教育推進部 教育改革担当課長
11	//	北島 陽彦	教育推進部 教育指導課長
12	//	宇民 清	教育推進部 教育センター所長

## 資料4 計画の検討経過

### 1 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	平成25年5月8日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成25年7月24日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成26年1月22日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査結果について ・平成26年度の計画検討スケジュールについて
4	平成26年3月19日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について①
5	平成26年4月9日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について②
6	平成26年5月14日(水)	・新たな地域福祉保健の推進計画について
7	平成26年7月2日(水)	・新たな地域福祉保健計画の内容構成について
8	平成26年8月20日(水)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
9	平成26年11月4日(火)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
10	平成27年1月16日(金)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

### 2 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	平成25年5月15日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成25年8月21日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成26年1月29日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成26年4月16日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)について
5	平成26年8月29日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
6	平成26年11月12日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
7	平成27年1月28日(水)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

### 3 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	平成25年5月21日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成25年8月29日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成26年2月5日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成26年4月22日	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成26年7月15日	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目について
6	平成26年9月4日	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	平成26年11月18日	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	平成27年2月5日	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

### 4 子ども部会及び子ども・子育て会議

	開催日	主な議題
1	平成25年7月3日(水)	・子ども部会の審議事項と今後のスケジュールについて ・子ども・子育て支援新制度について ・文京区子ども・子育て会議の設置について ・子育て支援に関するニーズ調査の実施について
2	平成25年8月22日(木)	・子育て支援に関するニーズ調査票(素案)について
3	平成26年1月21日(火)	・子育て支援に関するニーズ調査結果の報告について ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)について ・今後のスケジュールについて
4	平成26年3月25日(火)	・子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)について
5	平成26年4月23日(水)	・新たな子育て支援計画の策定について ・子ども・子育て支援事業計画における確保の方策について
6	平成26年5月28日(水)	・子どもの現状について ・子育て支援計画の実績報告(平成25年度実績)について ・子育て支援計画評価指標の比較結果について
7	平成26年6月25日(水)	・子育て支援計画に関する委員意見の集約結果について ・子ども・子育て支援事業計画における確保の方策について(案)

	開催日	主な議題
8	平成26年7月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援計画(22年度～26年度)の評価について(案)</li> <li>・次期子育て支援計画の骨子及び体系図について(案)</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画における確保の方策について(案)</li> </ul>
9	平成26年8月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期子育て支援計画の計画事業について(案)</li> </ul>
10	平成26年9月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期子育て支援計画の中間のまとめについて(たたき台)</li> </ul>
11	平成26年10月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期子育て支援計画の中間のまとめについて(案)</li> </ul>
12	平成26年12月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援計画の中間のまとめについて</li> </ul>
13	平成27年1月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント及び区民説明会の実施結果について</li> <li>・子育て支援計画の最終案について</li> </ul>

※平成25年8月22日の会議より、子ども部会と子ども・子育て会議を同時開催

## 5 計画改定に関する区民意見の収集状況

計画改定の検討に資するため、平成26年12月に子育て支援計画「中間のまとめ」を公表し、以下のとおり区民意見(パブリックコメント)を求めました。

### (1) 周知方法

区報特集号の発行(平成27年12月10日号)、区ホームページへの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により周知しました。

### (2) 意見募集期間

平成26年12月5日(金)から平成27年1月5日(月)まで

### (3) 意見募集結果

11人の方から16件の意見をいただきました。

### (4) 区民説明会の開催

開催日時		会場	参加人数
12月14日(日)	9:40~10:40	文京福祉センター	1人
12月20日(土)	9:40~10:40	不忍通りふれあい館	7人
12月21日(日)	9:40~10:40	シビックセンター	5人
			13人

### (5) 意見募集及び区民説明会の意見等の公表

意見募集及び区民説明会の意見等については、地域福祉推進協議会に報告するとともに、区ホームページへの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により公表しました。

ふみ みやこ  
**「文の京」ハートフルプラン**  
**文京区地域福祉保健計画**  
**子育て支援計画**

(文京区次世代育成支援行動計画・文京区子ども・子育て支援事業計画)

平成27年度～平成31年度  
平成27年(2015年)3月発行

発 行 文 京 区  
編 集 文京区 男女協働子育て支援部 子育て支援課  
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号  
電 話 (03)3812-7111(代表)  
<http://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号 F0114085 有償頒布価格 760円

古紙再生紙を使用しています。

